

平成24年 9月11日開会

平成24年 9月24日閉会

(定例第4回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

# 目 次

第1号(9月11日)

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局出席職員者職氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
一般質問	6
8番 清神 清議員	6
3番 藤山 巖議員	14
10番 河内 賀寿議員	23
7番 高川 喜彦議員	27
11番 岡崎南海子議員	34
6番 國永美恵子議員	45
1番 林山 健二議員	56
議案第28号	65
議案第29号	65
議案第30号	65
議案第31号	65
議案第32号	65
議案第33号	65
議案第34号	65
議案第35号	65
決算審査特別委員会設置	70
散 会	70
署 名	71

第2号(9月24日)

議事日程	7 2
本日の会議に付した事件	7 2
出席議員	7 3
欠席議員	7 3
事務局出席職員職氏名	7 3
説明のため出席した者の職氏名	7 4
開 会	7 4
会議録署名議員の指名	7 4
議案第28号	7 4
議案第29号	7 4
議案第30号	7 4
議案第31号	7 4
議案第32号	7 4
議案第33号	7 4
議案第34号	7 4
議案第35号	7 4
議案第36号	7 6
議案第37号	7 6
閉会中の継続調査について	7 7
議員派遣について	7 7
閉 会	7 7
署 名	7 8

田布施町告示第45号

平成24年第4回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成24年8月29日

田布施町長 長信 正治

- 1 期 日 平成24年9月11日  
2 場 所 田布施町議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

林山 健二議員	西本 敦夫議員
藤山 巖議員	島中 孝議員
向井 恒夫議員	國永美恵子議員
高川 喜彦議員	清神 清議員
木本 睦博議員	河内 賀寿議員
岡崎南海子議員	石田 修一議員
谷村 善彦議員	

---

○9月24日に応招した議員

なし

---

○応招しなかった議員

なし

---

議事日程(第1号)

平成24年9月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告  
例月出納検査の報告  
報告第5号 継続費精算書の報告について  
報告第6号 平成23年度基金運用状況の報告について  
報告第7号 平成23年度決算に係る健全化判断比率の報告について  
報告第8号 平成23年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について  
各常任委員会の調査報告
- 日程第4 一般質問
- 日程第5 議案第28号  
平成23年度田布施町歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第29号  
平成24年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について
- 日程第7 議案第30号  
平成24年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第8 議案第31号  
平成24年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第9 議案第32号  
平成24年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について
- 日程第10 議案第33号  
田布施町防災会議条例等の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第34号  
田布施・平生水道企業団規約の変更について
- 日程第12 議案第35号  
町有林野の貸付けについて

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告  
例月出納検査の報告  
報告第5号 継続費精算書の報告について  
報告第6号 平成23年度基金運用状況の報告について

報告第7号 平成23年度決算に係る健全化判断比率の報告について  
報告第8号 平成23年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告について  
各常任委員会の調査報告

- 日程第4 一般質問  
日程第5 議案第28号  
平成23年度田布施町歳入歳出決算の認定について  
日程第6 議案第29号  
平成24年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について  
日程第7 議案第30号  
平成24年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
日程第8 議案第31号  
平成24年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について  
日程第9 議案第32号  
平成24年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
日程第10 議案第33号  
田布施町防災会議条例等の一部を改正する条例  
日程第11 議案第34号  
田布施・平生水道企業団規約の変更について  
日程第12 議案第35号  
町有林野の貸付けについて

---

出席議員(13名)

1番	林山 健二議員	2番	西本 敦夫議員
3番	藤山 巖議員	4番	畠中 孝議員
5番	向井 恒夫議員	6番	國永美恵子議員
7番	高川 喜彦議員	8番	清神 清議員
9番	木本 睦博議員	10番	河内 賀寿議員
11番	岡崎南海子議員	12番	石田 修一議員
13番	谷村 善彦議員		

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	中田 正美君	書記	山本 清治君
		書記	棟安 泰弘君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	富田 辰也君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	西本 重貴君	税務課長	岡本 正君
町民福祉課長	田縁 和明君	建設課長	川添 俊樹君
経済課長	落合 祥二君	健康保険課長	猪股 勝美君
学校教育課長	田中 章君	社会教育課長	岡本 憲一君
会計室長	徳元 淳良君	収納対策室長	藤井 正彦君
給食センター所長	中野 哲朗君	監査委員	今井 清弘君

---

午前9時00分開会

(ベル)

- 議長（谷村 善彦議員） ただいまから平成24年第4回田布施町議会定例会を開催いたします。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

- 議長（谷村 善彦議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行いません。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、國永美恵子議員、高川喜彦議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期の決定**

- 議長（谷村 善彦議員） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの14日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は9月24日までの14日間に決定いたしました。

---

**日程第3. 諸般の報告**

- 議長（谷村 善彦議員） 日程第3、諸般の報告を行います。  
本日は例月出納検査の結果報告のため、今井代表監査委員に出席を求めています。  
例月出納検査の報告を求めます。今井代表監査委員。

○監査委員（今井 清弘君） おはようございます。監査報告、向井議員監査委員と実施いたしました監査等の結果について御報告申し上げます。

まず最初に、決算審査ですが、8月1日より13日までの間、実施いたしました。結果はお手元に配付しております報告書のとおりでございます。

次に、それぞれの月の例月出納検査ですが、平成24年6月、7月及び8月末における一般会計、特別会計歳入歳出、ほか現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりでございます。

現金出納、歳入及び歳出計算書、収入通知書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、ここに御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（谷村 善彦議員） 次に、報告第5号継続費精算書の報告についてから報告第8号平成23年度決算に係る公営企業の資金不足比率の報告についてまで、4件について報告を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、4件の報告事項について概要を説明いたします。

まず、報告第5号は、麻郷小学校屋内運動場改築事業及び麻郷小学校校舎改築事業に係る継続費の精算報告について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

精算報告書の概要であります。お手元の資料も御参考いただきたいと思います。

まず、表の左に記載しておりますものが予算上の全体計画です。上の段の屋内運動場改築事業につきましては、平成22年3月10日提出の田布施町一般会計補正予算（第5号）において計上した1億8,407万1千円で、下の段の校舎改築事業につきましては、平成22年9月9日提出の田布施町一般会計補正予算（第2号）及び平成23年3月9日提出の田布施町一般会計補正予算（第5号）において計上した6億7,540万6千円であります。合計8億5,947万7千円が予算措置額であります。

次に、表の中央の実績欄であります。支出済額は屋内運動場改築事業が1億5,790万2,303円、校舎改築事業が6億8,359万6,344円で、2事業を合わせた事業実施合計額は8億4,149万8,647円でございます。

表の左の比較の欄の年割額と支出済額の差は、合計1,797万8,353円となりました。

次に、報告第6号の平成23年度基金運用状況について御説明申し上げます。

これは特定目的のための定額資金運用基金である奨学基金及び土地開発基金の運用等について、先に監査委員の審査を受けたので、地方自治法第241条第5項の規定により、その意見をつけて状況を報告するものであります。

報告書の印刷の順が2の土地開発基金からとなっておりますが誤りでございます。おわび申し上げます。

それでは左側にあります1の奨学基金でございますが、2につきましては基金の貸し付け・償還状況に係るものであり、詳細は、お手元に配付した平成23年度基金運用状況報告の田布施町奨学基金のとおりで、24年3月末において、貸付者は昨年を引き続き0名であります。

左側にあります2の土地開発基金につきましては、基金による土地の取得に伴う土地と現金収支の状況であり、23年度の変動は、町道神過線の道路改良に伴い先行取得した土地の購入に伴うものであります。

次に、報告第7号の平成23年度決算に係る健全化判断比率について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した財政指標につきましては、監査委員による審査と議会への報告が義務づけられており、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、本町の会計のうち赤字または資金不足となる会計がないことから、昨年度に引き続き赤字比率は生じておりません。



実質公債費比率は、16.0%で、平成22年度決算数値の17.4%に比べて、1.4%減少しました。また、町債残高のほか、上水道事業や消防等の一部事務組合に係る負債、債務負担行為の残高等を含めて総合的に算定した将来負担比率は、139.0%で、22年度決算の147.3%に比べ8.3%減少しました。

次に、報告第8号の平成23年度決算に係る公営企業の資金不足比率につきましては、下水道事業が対象となりますが、決算で黒字になったことから資金不足の比率は生じておりません。

以上により、今回の算定では、財政健全化法に規定されている早期健全化基準や財政再生基準となる比率をいずれも下回ることとなりました。

なお、各比率の算定結果につきましては、近日中に町広報やホームページ等でお知らせしたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（谷村 善彦議員） 次に、各常任委員会における調査の報告は2件で、お手元に配付した文書のとおりです。

地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 一般質問

○議長（谷村 善彦議員） 日程第4、一般質問を行います。順番に発言を許します。清神清議員。

○議員（8番 清神 清議員） さきに通告しました3件について、教育長並びに町長に質問いたします。

質問方式は、一括質問、一括答弁、2回目より一問一答方式でお願いをいたします。

まず、質問第1でございますが、公民館の使用料見直しについて質問いたします。答弁者、尾崎教育長よろしくお願いたします。

現在、田布施町には、中央公民館、東公民館、城南公民館、麻郷公民館、麻里府公民館、そして西田布施公民館の6つの公民館があります。それぞれ特色を持った公民館活動を活発に行っているところがございます。中でも、西田布施公民館は第1集会所であり、駐車場も広く、成人式を始め公民館講座や同好会での年間の使用頻度が他の公民館よりも非常に高い状況にあります。そこで、今問題になっていることは、他の市町村より申し込みが増えて、肝心の地元の方が申し込んでも、他の市町村の予約が先に入り、町内の方が思うように使えないのが現状でございます。そこで、近隣の市町に使用料を比較いたしました。平生町、柳井市、また光市、いろいろと調査をしてみました。本町での使用料金は他の市町に比較すると、使用面積にかかわらず、第1集会所を除き、ほとんどが1時間当たり1部屋が210円に設定をされております。また、冷暖房の使用料金は、1部屋当たり半日で100円、これも格安となっております。よそは基本使用料の5割増額を加算するということがございます。そして、何よりも他の町や市と比べると使用料金が安く、どこの町外の方が使われても田布施町の住民と同じ料金で使えるということが魅力的だということで、年々話を聞きつけて、口コミで、ますます町外の申し込みが増え、町内の方が申し込んだときは、既に予約済みになっておって、申し込みができないというような現状があります。

そこで、質問いたします。まず、1つ目に、他の市町が使用する場合は、5割から倍の料金に見直すべきではないでしょうか。これは平生町の場合、町外の方が使用される場合は、基本使用料額の2倍相当額を当該使用者から徴収するものとする。これも条例に明記されております。田布施町では、そういう条例の明記がございません。ということは、よその者が使っても一緒だということだと思えます。

2番目に、1時間ごとの料金設定、それは1時間当たり210円、2時間使えば420円という形で、時間ごとに計算されるわけですが、他の市町は、ほとんどが午前、午後、夜間と3つの3段階に分けて料金が設定をされております。確かに、短時間で、2時間で使われる場合は割安になるかも知りませんが、例えば、午前中、朝8時半から12時まで使いますと3.5時間ですが、その中の2時間使って、準備後片づけをすると、最低でも3時間ぐらいはかかってしまうというような状況にありますので、できれば、よその市町のように、午前、午後から夜間というふうに設定を見直していただきたいというふうに思っております。

例えば、平生町は、午前が3時間で630円ということは、田布施の約3時間分弱という面がありますね。夜間は730円というふうになっておりますので、午前、午後から夜間、それぞれ料金の設定が変わっております。

3番目に、使用する場合、必ずと言っていいほど、事前準備、後片づけが必要になってくるわけですが、今現在、準備時間の料金は、徴収されてる所もありますけれども、ほとんどが徴収されていないというような状況ではなかろうかというふうに思っておりますので、これも条例の中に「準備時間も使用時間とする」ということが明記されておれば、その料金が徴収されるわけでございます。ぜひ、その辺の明記をするべきだというふうに思います。

4番目に、使用時間は朝8時半から夜の10時までというふうになっておりますけれども、例外ですね、特例、こういうものは認めているかということでございます。例えば、子供会だとか、スポ少だとか、そういうものが夜間、夏休みにキャンプだとか、そういうふうな形のもので使いたいというふうになった場合、使用時間が8時から10時までというふうになっているので、そういう場合、例外を認めているかということでございます。

次に、ビデオの設置について、防犯ビデオの設置について質問をいたします。長信町長お願いいたします。

このところの不景気で定職につけない若者やリストラにあい、失業をやむなくされている方が少しずつ増えていると思います。日本は世界の中でも一番治安も安定して、住みやすく、安全で、安心であると言われておりますけれども、最近、悪質な犯罪が増加しつつあると思います。事件が発生して、犯人逮捕に手がかりとなるのが、町に設置された防犯ビデオの解析から犯人逮捕の手がかりになるケースが最近多くなっております。現在、自転車等やコンビニやスーパーでの万引き等は表には出にくいものの、柳井警察署のポリスニュースからも犯罪発生マークや、オレオレ詐欺等が報告されております。

昨年の11月から今年の7月下旬にかけて、隣の柳井市レトロ通りに設置されておりますブロンズ製の少女の像が何者かの手によって足首が折られ、約350m離れた姫田川の亀岡橋下流に捨てられた事件が発生しております。事件が発生しないようにと、既に駅付近に防犯カメラが14台設置されておりますが、この度、さらに防犯カメラ4台の追加設定を計画しているとのことでございます。幸いなことに田布施町では、このような悪質な犯罪は現在発生してはおりませんけれども、いつ発生するかわかりません。コンビニや大型商店の個人が設置したものはよく見受けられますけれども、町独自が設置した防犯ビデオは現在ありますか。また、今後、未然防止と事件発生への効果が発揮されると思いますので、町の中心地に防犯カメラの設置計画、また予定をしていただきたいという要望でございます。

最後になりますけれども、防犯灯の整備について質問をいたします。長信町長お願いします。

平成24年度の当初予算の概要におきまして、安全で安心なまちづくりを推進するために、今年度から3カ年計画で自治会等の設置する防犯灯に対して、その新設と交換費用の補助制度を充実させて、寿命が長く、電気代が安いLEDの防犯灯への交換を推進しております。今年度も720万5千円が予算として組み込まれております。

当時の自治会長さんがLEDへの取り替えのまとめを行っておられまして、あるメーカーでのチラ

シでは、1灯当たりの標準交換費用が3万6,750円のところをキャンペーン特価で2万6,150円とかなりの格安でございました。そして町が補助金を出して実施すれば、1灯当たり個人負担がわずか5,000円ということで、地区にあるほとんどの方が同意して、LEDへの交換を我が地区でも申込みました。ところが、後日、防犯灯として登録はされているけれども、自治会で設置したもの、または自治会費で電気代を払っているもの以外は対象外だということで、今回の補助金の対象外のことの説明がありまして、せっかく、我が地区20台あります。20台近くあったのですが、全てキャンセルしなければならないというふうになってしまいました。別名、公衆街路灯というふうに登録されているのではないかと思いますけれども、そういう結果になってしまいました。

そこで質問いたします。申し込まれたLEDへの交換申請は全部で何件あったのでしょうか。そのうち今年度実施するのは何件でしょうか。新設何件というふうな、交換何件という回答をいただきたいと思えます。

また、3年計画になっておりますけれども、24年度、25年度、23年度、当初の計画どおりとどのように変わっているかという質問をいたします。

2つ目に、夜間町内の防犯灯として機能を果たしているか、果たしていないかを見渡しました。この前、朝早く、また夜に防犯灯を、私個人的に見て回りました。田布施駅から役場までの県道に設置された、これは防犯灯ではない水銀灯を含みますけれども、その中央橋付近に集中して電気があります。さらに、その中に挟まれるようにして、田布施町役場の前に最新式型のソーラー式のLEDの防犯灯までが設置をされています。これはもう誰が見ても無駄な明かりとしか思えません。明るい所に、また明るいものをまた真ん中に挟んでいるような状況でございます。どうか、残業で帰るとき、また早朝に確認をしてみたいというふうに思えます。できれば、中央南の地域交流館の裏側、あそこに詩情公園がございますけれども、本当にこの付近は特に暗いです。あそこに高速バス停がありますが、そのバス停の所に蛍光灯が1灯だけありまして、その向きも西側を向いておりますので、川べりのほうは全く真っ暗な状況でございます。あそこにまた段差もあります。ときどき、夜間、駐車場に車を置いて、サリジエに会合があるというときに、あそこを渡ろうとしますと、20cm以上の段差がありますが、真っ暗で、けつまずくということもありますので、希望という銅像がありますが、あの辺が特に暗いので、ぜひ、その銅像の近くに防犯灯の設置をお願いしたいというふうに思えます。

以上で、1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。

まず、1点目の公民館使用料の見直しについてでございますが、田布施町の公民館は教育委員会事務局を兼ねる中央公民館、嘱託館長と自治会長等の地域住民代表によって運営されております5つの地区公民館、及び地元自治会等に管理を委託する3つの分館の計9館があり、公民館講座や各種集會等、多くの方々に御利用いただいております。

議員御指摘のように、公民館の使用料が安いという理由で、近年、近隣市町からの公民館利用者が増えているということは事実であり、毎月開催しております館長会議等で報告を受けているとともに、現在、町民ができるだけ不便な思いをされないよう、料金体系を含めて、今後どのように公平性を保っていくか、検討しているところでございます。

それでは、具体的に御質問を示されました4点についてお答えをさせていただきます。

まず最初は、他の市町が公民館を利用される場合は5割増の料金へ見直すべきではないかとの御質問でございます。

これまで本町では、公民館講座をはじめ少しでも多くの町民の方々に公民館を利用していただく、割と安価な使用料を設定し、運営をしていることは認識していますが、議員御指摘のように町外利用者が急増して、本来優先されるべき町民の利用に支障が出てくるとなれば、町内利用者と町外利用者

との使用料に差を設ける必要があると感じているところでございます。また、近隣市町の利用制度を確認しましたところ、町外利用者に対する割増制度を採用している市町も多く、町内利用者の利便性を確保するためにも、今後見直しを検討いたします。ただし、御承知のように、田布施町では公民館だけでなく、他の町施設におきましても、ほぼ同様な使用料を設定しておりますので、施設使用料の見直し及び町外利用者への割増制度の導入につきましては、教育委員会部局と町長部局で調整を図りながら慎重に検討させていただきたいと考えております。

次に、1時間ごとの料金設定を午前、午後、夜間料金へと見直せないかという御質問です。確かに、他市町では半日単位で施設の使用料を設定している公民館も多くありますが、半日単位の使用料金とする場合、今の料金制度の3倍あるいは4倍となることが予想されます。しかし、公民館講座の利用者は、その多くが1時間か、2時間の使用でありますので、半日単位で使用料を設定した場合、これまでより割高な支払いを余儀なくされる利用者も多くなることが懸念されており、慎重な検討が必要であると今考えております。

次に、準備時間の料金は未徴収、明記してない、準備の時間も徴収すべきではないかの御質問です。公民館使用時の準備時間を公民館使用料算定に反映しない運用につきましては、利用者の実質的な利用時間をしっかり確保するという目的から始まったものだというふうに考えております。平成18年度の行政改革以前は、公民館利用の大半を占める公民館講座の使用料金が無料であったため、準備時間のあるなしは料金徴収に反映されず、余り支障が生じなかったと考えられます。しかし、平成18年度以降は公民館講座も一般の利用と同様に使用料金を徴収したことになりましたので、準備時間を使用料金の算定時間に算入しない現在の方式は使用料収入にも影響しております。公民館講座等の利便性を考慮したと思われるこの制度ではございますが、議員御指摘のように、準備時間の除外規定が規則等に明記されていないこと、また他市町の公民館等では準備時間も使用料金算定の対象となっていることを踏まえ、十分な周知期間を確保した上で、できるだけ早く準備時間も使用料の算定時間に含めるように見直しをしたいと考えております。

次に、使用時間は朝8時半から夜10時までだが、例外は認めているのかとの御質問でございます。田布施町では、公民館の使用時間を午前8時30分から午後10時までと定めており、原則として、これを超える申請は許可しないとしております。しかし、中央公民館は別として、5つの地区公民館は主に地域の方々が利用し、地域振興の拠点施設であるため、その運用を円滑に行う等を理由に、過去に数件、規定時間を超える使用を認めた事例があり、現在も例外的に許可していることは事実でございます。現在、新規の利用は認めておりませんが、先に申した事例は以前から長く続く例外事例であり、地区公民館ならではの特殊事情を考慮して、教育委員会としても追認してまいりました。しかし、施設の防犯上も維持管理上も決して好ましいことではありませんので、利用団体の関係者等と協議しながら、今後使用を認めない方向で調整していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2点目は防犯ビデオの設置についてのお尋ねであります。

本町では、安全で安心なまちづくりを推進していくため、第5次田布施町総合計画にも掲げておりますように、防犯パトロール隊や補導委員会、自治会などの御協力を得て、地域での防犯対策や安全活動に取り組んでおります。

「町独自で設置した防犯カメラはあるのか」との御質問であります。現在、本町が設置した防犯カメラはございません。防犯カメラを設置するには、1台当たり約100万円という費用がかかります。また、どのような事案を想定し、どのような目的をもって、どこに設置するかなど、地域の実情を踏まえて検討しなければなりません。また、防犯カメラの設置効果については全国的にも議論がなされており、事例を見ても、防犯カメラを設置しているにもかかわらず、事件が多く発生している現状でもあります。警察の犯罪捜査の観点では役立っているものの、犯罪の抑止力になったということ

は、専門家の間でも意見が分かれているところであります。防犯カメラの設置が防犯対策のための一つの手段であるということに異論はありませんが、防犯対策において、最も重要だと思うことは、地域住民一人一人の防犯意識を高めていくことだと考えています。こうしたことから、現在のところ、防犯カメラの設置は考えておりませんが、今後とも地域の方々とともに安全で安心なまちづくりを進めていく所存でございます。3点目は、防犯灯についてのお尋ねであります。

現在、町内に防犯灯は1,373本あります。内訳は、自治会管理が961本、町管理が245本、道路街灯62本、個人や事業所等の管理が105本となっています。町では、昨年から中電の無料交換中止により、蛍光灯球切れに伴う管の交換が有料となり、自治会の負担が増加していること、また、国を挙げた省エネ運動を推進するため、本年度から3年間で自治会管理の防犯灯のLEDの交換に取り組んでおります。このLED交換計画では、町自治会連絡協議会の一括発注により、交換経費をこれまでの約60%となる2万円に低く抑えるとともに、町の補助金を1本当たり1万5千円に増額し、自治会の負担が蛍光灯球替えと同程度の5千円となるように配慮をしております。

LED交換計画の状況につきましてのお尋ねです。本年度を予定した321本は、既に交換を完了いたしております。計画では、25年度が230本、26年度が150本で、宝くじ事業による対応予定のものが125本で、今のところ、交換希望が出されていないものが90本となっております。

なお、今年度の新設につきましては、現時点で15本となっております。

次に、詩情公園に防犯灯を設置してほしいとの御要望であります。中国電力から節電要請もあり、昨年、夏の間、さくら橋の水銀灯をつけておりませんので、御質問のように、詩情公園の図書館側が暗かったことは承知しております。9月に入ってから点灯しておりますので、少しは暗さも解消すると思います。御指摘の詩情公園のほかにも、駅付近、新しく道路が開通した箇所などへの防犯灯の設置要望は多く寄せられておりますので、町としましても、防犯対策上、優先度の高い箇所から設置を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 清神議員。

○議員（8番 清神 清議員） それでは再質問させていただきます。

まず、公民館の使用料の見直しについてということで、非常に前向きな御回答いただきまして、ありがとうございます。ただ、使用時間の午前、午後、夜間、これはこのとおりで行くというお話のように聞こえましたけれども、せめて、午前だけでも、3.5時間しかありませんが、実際には、3.5時間掛け210円掛けますと、確かに割高になると思います。そこを少し低くおさめて、六百二、三十円ぐらいすれば、3時間分であれば、2時間使っても、どうしても前後ろで準備時間が変わりますので、準備時間がどうのこうのというのは全くなくなると思います。午前中に2つの講座が同じ会場を使うというのは、多分、ゼロに近いと思います。ですから、できれば、館長会議でも、そういう意見が出てるとは思いますが、午前だけでも午前中の料金というふうに変えていったほうがいいんではなかろうかなという思いがいたします。その辺はいかがでしょう。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 清神さん、おっしゃいますように、気持ちは一緒と思いますが、町民の方にはやっぱり利用しやすいように、また、今のような状況から、町外の方にはややハードルを高くして、利用ができるような形、今おっしゃったことを含めて、検討をさせていただきたいというふうに思います。前向きに考えさせていただきます。

○議長（谷村 善彦議員） 清神議員。

○議員（8番 清神 清議員） 今、公民館を利用されている方は、公民館講座、それから同好会、こういう方が主だと思うんですけども、講座の方は、いろんな文化祭だとか、いろんな行事のときに、必ず準備とか、その辺にお手伝いしていただきたいと案内が行くんですが、同好会はそれが全くないし、協力体制が余り、ほとんどないということで、これも優先順位といいますか、何らかの金額

を安くするとか、申し込みを幅広くするとか、そういうものをぜひ設けていただきたいということも、館長会議の中で出ているという話を聞きましたので、要は公民館講座に入ったことに全くメリットがないというような言い方です。その辺の公民館講座をあれだけ進めていращやるのであれば、多少メリッ的なものをですね、これもあくまでも館長会議で練っていただきたいとは思いますが、その辺のことをぜひお願いしたいと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今、おっしゃたことは、ごもつともだというように思います。メリットと申しましては、一応いろんな発表するときに、多少な御支援、わずかな金額ですが、支援したりということとはちょっとありますが、それ以外のことはありませんので、また館長等の知恵をいただきながら、改善を努めていきたいというふうに思っております。

○議長（谷村 善彦議員） 清神議員。

○議員（8番 清神 清議員） それから使用料が大会議室を除いて、ほとんど1部屋が210円と、西の公民館と東の公民館の大きな所が400、630円と420円だったですかね。ということは、あとは全て1時間当たり210円というふうに設定されております。部屋の大きさが大きかろうが小さかろうが、皆210円ということです。柳井市を見ますと、その部屋に何平米というのが記入してあります。平米当たり幾ら幾らということで、部屋によって、全て金額が変わってるんです。10円でも、20円でも。ですから、例えばの話ですが、ほとんど西の公民館に集中しますけど、値段が西が少し高くなれば、麻里府で利用しようとか、安いで利用しようとか、少ない所に行こうという気になると思うんですね。ですから、そういう1部屋当たりの部屋の大きさに応じた金額の設定をしていただきたい、ということです。わかりやすく言いますと、田布施で買ったパンは、こねえなパンも、こねえなパンも、皆210円なんです。田布施で買えと。大きいパンは田布施で買えということになる。簡単にわかりやすく言いますとですね。ということで、その辺の部屋の大きさによって料金を変えるというようなことはいかがでしょう。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） このことにつきましても、無料であった、そういったことに対しても利便性が続いてきたもので、他市町のように、それこそ細かくということは難しいのかもわかりませんが、やっぱり、一般常識で考えて、可能な限り、そういった面についても、また改善を図ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（谷村 善彦議員） 清神議員。

○議員（8番 清神 清議員） 210円にこだわりますけれども、210円という根拠は一体何だったんでしょう。1部屋当たり。

○議長（谷村 善彦議員） 岡本課長。

○社会教育課長（岡本 憲一君） 根拠についてはわかりません。ただ、平成9年4月1日から210円が現在続いているということしか、わかりません。

○議長（谷村 善彦議員） 清神議員。

○議員（8番 清神 清議員） 聞いた話なんですけども、当初は公民館使用料200円だったそうです。消費税が5%になったので、五二、十と。で、210円になったんだらうと、これも、だらうです。という、うわさがあります。ということは、今から消費税が上がりますね。当然のことながら。26年の4月から8%、27年の10月から10%に上がります。ということは、当然のことながら、8%になったら、また上げるのか。10%になったら、また上げるのかという形になるんですよ。ここで、ある程度の明確的なことを住民に知らせておかないと、また上げやがったということになりますので、公民館の館長会議でも、どのようにするかというのも、ぜひ協議していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 大変ありがとうございます。そういった喫緊の課題もありますし、市長局等の施設もありますもので、連携をとりながら、そういったことで、猫の耳みたいに、どんどん消費税とともに動くようなことがないように、十分検討しながら、事前にやっていきたいと思えます。大変ありがとうございます。参考にさせていただきます。

○議長（谷村 善彦議員） 清神議員。

○議員（8番 清神 清議員） 公民館の質問、最後にいたしますが、ある公民館の館長さんから聞いた話ですが、夜間の使用を一応は認めていないと、朝8時半から10時までということですが、例外はあるという話をされておりましたが、確かに、私もその例外を前館長が認めていたので、私も認めざるを得ないということを知りました。ただ、そのスポ少の関係で使用されているのがあるということで、年に一遍か、二遍だそうなんです、火を使ったり、飯ごう炊飯したりすることもあるので、父兄も泊まると。もし、事故が起きたときに、一体誰が責任を負うのかということになると、私も、前館長さんから言われたので、それは仕方なく許可してはくれますけれども、なかなか責任は負えませんが、ぜひ、これも先ほど教育長が言われましたように、廃止の方向にされるということが言われたので、そういう方向をひとつ明記を、明記といいますか、知らせていただきたいというふうに思いますが。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 先ほどお答えしましたように、やはり、かつては、そういった、いわゆる、ゆったりした時代もあったかと思いますが、こういった非常に危機管理の厳しくなった時代には、そういう感情的なものだけではないかと思えますので、これは先ほど申し上げましたように、認めない形で、周知徹底を図ってまいります。

○議長（谷村 善彦議員） 清神議員。

○議員（8番 清神 清議員） じゃあ、2問目の防犯ビデオの設置について再質問いたします。

ことわざにも、泥棒を捕まえて縄なうな、ということがよく言われます。今、考えてみますと、万が一田布施に事故が起きたら、やっぱり、あのときに防犯ビデオを設置したほうが良かったなということも多分出てくるかと思えますけれども、転ばぬ先のつえと言いますが、事件が起きて物事を大切にするよりも、やはり、こういうものも時代の流れだというふうに思っておりますので、将来、そういう形のをぜひ頭の中に置いておきながら、今すぐの設置は確かに、1台当たり10万円。柳井では、私、設置をされるのを見積書いただきましたが、もう10万円ではないぐらいの高い金額です。ということで、今後、起こらないのに、それは一番いいんですけども、防犯パトロール隊等々の協力にて、今、やっていますけれども、起きて、しまったなということがないように、ぜひ、これも何年か先にひとつ計画をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。その辺は。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先ほど（ ）お答えしたように、そういうことがあつては困るので、犯罪や、そういったことのないようなまちづくりが第一優先だという気持ちを持っております。ただ、それが起こったときにどうするかという、将来に向けて考えときゃ、いう御質問だろうと思えますが、ないとは言いきれませんので、町全体をしっかりと見渡して、やはり、一番、そういう状況が起こりそうな所はどこなのかと、先ほど答弁の中で申しましたが、どこもかしこもするんじゃないに、その辺は十分チェックして、検討して、あるいは警察等、あるいは地元の防犯パトロール隊、あるいはそれぞれの関係と十分協議してここは何とかしとかんと危ないよとかいうような状況が出てくれば、それに向けて将来は考えていかなきゃいけないだろうと思えますが、今現状では、まだ、そういう話はしておりませんので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（谷村 善彦議員） 清神議員。

○議員（8番 清神 清議員） 田布施町は犯罪のない、本当に明るい町に、私たちも日ごろから、人間の目が一番怖いものだというふうに思っていますので、私も、そのほうに協力をさせていただきた

いというふうに思います。

では、最後の質問ですが、防犯灯の設置について再質問をいたします。

先ほど、計画、24年度、25年度、26年度の計画の本数を言われましたけれども、当初の本数よりも、かなり変わっていると思うんですが、321本、230本、150本というようなことを言われましたが、多少変更があると思うんですが、当初、その1月現在で、1,226本ある予定だというふうに言われましたが、先ほど1,373本に本数が変わってましたが、かなり、それから増設されたんですかね。自治会に配られた資料と町で言われたの、ちょっと数字が違うんですが。

○議長（谷村 善彦議員） 東課長。

○総務課長（東 浩二君） 今、おっしゃいましたように、当初事業を開始いたしましたときの本数は清神議員がおっしゃったとおりでございます、それは最初町が管理をしております台帳を確認をして、試算として上げた本数でございます、その後、各自治会で設置の状況を調査していただきまして、やっぱり、なくなっている物もございましたし、ついてるもので町が把握していない物もたくさんございましたので、それを全部地図に落としまして、確認をいたしまして、本数が少し増えたということが現状でございます。

○議長（谷村 善彦議員） 清神議員。

○議員（8番 清神 清議員） ということは、当初3年計画で交換、LEDに交換しようという計画がありまして、ほぼ予定の100%近い計画でいっているということですかね。

○議長（谷村 善彦議員） 東課長。

○総務課長（東 浩二君） 自治会のほうの御理解をいただきまして、3年間でございますので、当然待つていただくこともございますし、地域的なバランスもございしますが、自治会ごとに町が示しました数字をもとに希望のほうを出していただきました。若干増えましたが、町のほうで、対応は可能な物という物もございしますが、1回つけまして、終わったんですが、その後、また切れたと。ですから、基本的に3年後にやろうと思った途端、切れてしまったというのがかなり出てきてまして、そのほうはもう蛍光灯に変えてもしょうがありませんので、今年度分ということで、前倒しで入れております。ですから、本数が321本というふうに増えてきておりますが、そういった事情もございしますので、当初、交換の計画よりも増やした形でお受けをしようということで、対応はいたしております。

○議長（谷村 善彦議員） 清神議員。

○議員（8番 清神 清議員） 先ほど町長のほうから報告がありましたが、例のさくら橋の明かりを9月からつけているということをお答えいただきました。実際、昨日の朝早く、あそこを4時半ぐらいに、朝の4時半ぐらいに通りましたら、ついておりました。これは通告したからつけたのかなというふうに、私、個人、勝手に思いましたが、その辺はどうかわかりませんが、あそこを明るくなって、6時、もう日が差しておりました。6時15分から20分ぐらい、また再度そこを通りました。まだついておりました。センサーがあるのかなのか。このスイッチはどこにあるのか。職員がいちいち切ったり、入れたりしているのか、その辺を知りたいんですが、いかがでしょう。

○議長（谷村 善彦議員） 川添課長。

○建設課長（川添 俊樹君） センサーはついております。センサーは、サリジエの橋のたもとについております。一応、自動で点灯しますから、10時に消えるような形に（「タイマー」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（谷村 善彦議員） 清神議員。

○議員（8番 清神 清議員） はい、わかりました。次にですが、今たくさん防犯灯があるわけですが、夜と朝、私も自分でバイクもしくは車でずっと見て回りました。確かに、球切れの所も何か所かはあります。そして逆に、昼になっても、8時になっても、12時になっても、まだついてるという所がありました。これはもう自治会任せだとは思いますが、自治会もしくは管理者の方々に相互に注意しながら、あれメーターがないので、つこうがつくまいが電気代だけは払ってる



んです。ですから、その辺の注意も、ぜひ、何かの折にさせていただきたいということです。

そしてもう一つ、昨日もついて、また今日もついておったんですが、これは中央南の所の交差点、コメリの所です。あそこを水銀灯。朝、ほかの物は全部消えとるのに、あそこだけ水銀灯がついておりました。きょうも朝8時半、ここに、やっぱり来る前に、あそこをぐるっと回して行きましたから、いまだに8時半はあかあかしてると思います。まだついておりました。昨日の夕方行ったときは切れておりましたけれども、非常に感度が悪くなっているんだと思います。ごみとか、虫とか、そういうものがセンサーの中に入って、感度が悪くなっていると思います。ずっと回っておりましたら、もう1カ所、あそこの中村酒店の所の橋、ありますね。そこも朝ついておりました。もう1カ所あったんですが、とにかく感度が鈍くなっているのがあちらこちらにありますので、それも要は、お金はどこで払ってるんですかね。あそこのコメリの所は。あの水銀灯なんか。県道ですか、町道ですか、その辺をお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 川添課長

○建設課長（川添 俊樹君） 今の御指摘を含めて、調査をして、また（ ）。

○議長（谷村 善彦議員） 清神議員。

○議員（8番 清神 清議員） 防犯灯というのは、やはり、町民が明るく、犯罪のないような形にということでございます。夜間ついて初めて防犯灯です。昼間ついてたんじゃ、あれは何をしとるかというふうに言われかねませんので、ぜひ、この辺もお互いが気をつけながらやっていただいて、田布施町が犯罪のない明るいまちづくりにしたいというふうに思っておりますので、私も協力しますので、皆さん御協力をお願いしたいというふうに思います。

時間まだ10分ぐらいありますけれども、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（谷村 善彦議員） 以上で、清神清議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（谷村 善彦議員） 藤山巖議員。

○議員（3番 藤山 巖議員） それでは雇用対策について、まずお尋ねをいたします。

昨今の経済の減速、それに伴う日本国内の景気の低迷、こうした影響で山口県内の企業も、特に半導体の関連を中心とする企業は厳しい経営を強いられておるのが現状でございます。この本町周辺でも、今年に入りまして、5月には、シルトロニック・ジャパン光工場が閉鎖、さらに7月には、ルネサス柳井セミコンダクタが3年以内をめどに柳井工場の閉鎖を発表をいたしております。いずれの工場にも多くの田布施町在住の従業員が働いております。これらの従業員の立場に立ったとき、再就職への不安、あるいは将来に向けての生活設計、これらの心痛というものは察するに余りある思いがいたすわけでありまして。町長はこうした離職者の現状、これをどのように捉えておられるのか。あるいは町として、何かしらの対応・対策というものをお考えになっておられるのか、まず、そのあたりからお尋ねをしたいと思います。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは雇用対策について、お答え申し上げます。

お尋ねのように半導体業界の不況の中、隣接の光市や柳井市において事業撤退や工場閉鎖、従業員解雇など、相次ぎ発表され、多くの従業員が離職を余儀なくされるなど、先行きの不安が高まっております。光市のシルトロニック・ジャパン光工場では、事業撤退に伴い本年5月31日をもって工場を閉鎖し、全従業員のうち東京転勤者や工場の維持管理を担う要員等を除く429名を解雇しました。また、柳井市のルネサス柳井セミコンダクタでは、3年を目途に工場の閉鎖を検討、今月に入って、従業員129名から希望退職者を募る発表をしています。同じく、柳井市の大島製作所は、8月末に全従業員89名を解雇しました。これら3社の従業員のうち田布施町の在住は約65名と推定しています。こうした中、山口県や山口県労働局、光市、柳井市、田布施町等の関係市町では、2月より「雇用対策連絡会議」を開催し、相談窓口の設置や求人開拓活動など、離職を余儀なくされる方の再

就職支援に、迅速かつ着実に取り組んでいます。

こうした取り組みもあり、シルトロニック・ジャパンにおいては、8月末までに320名の就職が決定、また内定しています。私としても、町内企業に対して、求人確保要請活動等を行っておりますが、今後とも関係機関と緊密な連携をし、離職者の再就職に向けた取り組みを積極的に取り組んでまいりたいと存じております。

○議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

○議員（3番 藤山 巖議員） 今、3社で320名ですか、これを大変恐縮ですが、3社とも、ちょっと個別で在住従業員を教えてくださいませんか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 在住従業員、3社、町内ですね。町内（「在住というのは町内です」と呼ぶ者あり）町内ですね。

シルトが、田布施町が27名、そしてルネサスが、田布施町が23名、そして大島製作所が15名、そのうち……。

○議員（3番 藤山 巖議員） 議長、結構です。（「いいですか」と呼ぶ者あり）議長、いいです。

○議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

○議員（3番 藤山 巖議員） で、私が調べました数字と多少の差異がございます。私が調べたのは、これは8月の9日でございますが、ルネサス柳井が本町在住24名、大島が16名、それからシルトロ光が27名でございます。このシルトロ27名のうちの11名は、この時点で内定が決まっておると、こういうような状況でございました。

それで、要は、私の今の数字で言えば、本町、3社で本町在住者は67名になるんですよ。2名ほど、ちょっと違いますがね。いわゆる私の数字で行くと67名もの本町在住の人が職を失う。あるいは職を失いかねない。こういう状況にあるんです。67名といいますと、本町にある中堅企業1社がなくなる。こういう状況なんですよ。さっき町長は求人要請なんかをしたと、こういうふうなお話でございますが、我々には、その辺の活動状況ちゅうのは、どうも感じとれない。本当に真剣に企業1社がなくなる。67名もの従業員、町民が職を失う。さらには税収がそれだけ下がる。このあたりの危機感というのは、どのようにお考えをもって、この求人要請というのをなさったのか。重ねて、お尋ねをしたいと思います。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 本町だけの問題ではございません。関連を含めた、それぞれ関連自治体との連携をとりながら、一所懸命そういった面を協議をしておる。これは県等も含めてやっております。私ども田布施町としましても、今、65名、私のほうには65名来たんですが、65名おられますし、その中においては、私の所に直接来られる方もおるし、あるいは、何とか不安だから対策を立ててほしいという方の依頼も受けてる。町としても経済課を担当に、いろんな町の方から聞いたことは、ちゃんと記録をとって、対応できるようにしようという体制も今整えておりますし、企業に対しても、何社かは光については雇用いただいております。田布施町で、今新たに就職先が決定したのが10名おられます。あと、それ以外にもあろうと思いますが、できるだけ、その辺の対応は対策を立ていくというのが大事なことというふうに思っております。

○議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

○議員（3番 藤山 巖議員） これは新聞報道であります。宇部、小野田の市長さん。これは確かに離職者の数も多いんでありますが、わざわざ本社に行きまして、何とか雇用の確保、あるいは工場の維持、こういうものを要請しておられるんですね。町長、この周辺の柳井市、あるいは平生町、こういう周辺の市町と、このあたりの動きをしようじゃないか。ちょっと、何としてでも、この柳井工場の存続を維持してもらおうじゃないか。そのあたりのお話をいうのはなかったですか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 隣接の市町とそういった話はしておりません。柳井市長さんは直接行かれたそうです。宇部の市長さんも行かれたというふうにニュース出ておりましたが、それが行ってかなうものであれば、何度でも足を運びますが、現状の状況では民間企業の考え方からいったら、かなわないというのがほとんどの答弁であります。であれば、やはり、その対策を立てるには、離職された方を早く就職できるようにあっせんしていく方法を、それもそういう所へ申し出ていこうじゃないかという話は、先般、平生の町長さんとは話しながらしておりますが、まだ具体的に、直接、その会社に向いて撤退しないでほしいという要請は行っておりません。

○議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

○議員（3番 藤山 巖議員） 町長ね、かなわないというものを前提に話をしておったんじゃ、だめなんですよ。あるいは考えをしておったんじゃ、だめですよ。ある程度、そういう活動を通じることによって、今回柳井工場はこうですが、実はこういう話もあるんですがというようなですね、多少の含み話も出てくると思うんですよ。私は、接触しちよったら。そのあたりなんですよ。あなたはかなわないとおっしゃるんなら、そりゃ、かなわないんかもわかりませんよ。そうじゃないと思いますね、企業というのは。常に10年先を見て、計画を立て、もちろん、地元自治体もこのことを頭に入れて考えておるんですから、私は本町も実はこういう事情ですよということも話す中で、詳しくはここで申し上げませんがね、トップの人というのは、何らかのそういったことを我々町民に与えてくれるんです。

そこで、この田布施町を含む熊毛郡、あるいは周防大島、この柳井地区というものは、特別、これという基幹産業も発展しておりません。そういうことから、常に、雇用不安、不信というのが常態化してきている。いわゆる常態化してるわけですよ。ハローワーク柳井の管内の7月の有効求人倍率は、0.57。県内9つのハローワークの中でワースト1、最低です。県平均が0.87。これをちょっと町長、頭に入れてってください。県の平均は0.87。後々の私の質問にぶつけますから。全国平均が0.83。こうした雇用状況ですから、本町にとって企業誘致というのは、まさに、この自治体行政といいましょうか、これを担われる町長にとっては喫緊の重要課題であると思うわけですね。それが全てに、特に本町の財政に影響しておるとのことなんです。例えば、柳井。これは本年度から厚生労働省の委託事業、実践型地域雇用創造事業というのをスタートさせて、雇用を生み出すんだと。こういう計画に取り組み、スタートされましたね。この事業、本町は検討しましたか。どうですか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 柳井市がやっているような雇用促進事業の件については、町は取り扱っておりませんし、検討はしておりません。

○議員（3番 藤山 巖議員） それ、なんで検討されない。

○議長（谷村 善彦議員） 落合課長。

○経済課長（落合 祥二君） 厚生労働省の事業でございますけど、これを取り扱うには、それなりの組織力、支部でしないと、なかなか難しいところもございまして、実際、撤退したのは柳井市ということもありまして、柳井市はそういった形で取り組まれたんだろうというふうに思います。

○議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

○議員（3番 藤山 巖議員） 町長の話によると、この事業の検討もしない。山口労働局から資料が来た。机の中にしまったまま、こういう解釈ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ちょっと待って。それで、さっき言いました、この条件ちゅうんがあるんです。確かに、今、課長が言いました組織力、これ商工会、あるいは民間団体、農協、こういうもので、しっかりと組織力をつくり、そして企業計画を立てれば、十分向こうは認めてくれるんですよ。最も条件として必要なのは何かというと、有効求人倍率、倍率。県平均を下回っていることちゅうなんです。これ。だから、柳井、萩が申し込んで認められたでしょう。田布施町は柳井ハローの下にありますが、どうですかと聞いたら、オッケーですよと。どうぞ、お出しになってくださいちゅうことなんです。山口労働局が来たら、田布施町はで

すね、これ、しかも条件がいいんですよ。1億4千万円ですよ。国全部負担してくれるんです。これ。今、課長が言ったように、組織力をつくるためには相当の期間が要りますよ。要るだろうと思うんです。それは特別な縛りはないわけですから、これは。要は、やる気があるかないかちゅうことだけなんです。そうすると、1億4千万円。年間5,000万円で3年契約期間ですからね、十分私は、新たな事業を起こすことができるんです。本町負担要りませんよ、これ。当面の3年間。年間5千万円出しましょうと言ってるんですから、山口労働局。田布施町から出ましたかと言ったら、出ておりません。資料はしっかり送っております。こういう体たらくです。僕に言わせれば。どうですか、町長。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 資料を別に机の中にしまったわけでもございません。何でもありません。ただ、資料について、いろいろと検討はしたんですが、それに対して対応してないということでありますから、それは今言った組織力の関係、田布施町におけるそういった商工会含め農協団体、あるいは町、全てを含めてそういった話の中で対応できるかできないか。規約の中に書いてあるものを1個1個チェックしながら対応していかなきゃいけない部分は対応していこうという形で読んでみましたが、町としては、取り組むには、ちょっとまだできないという状況であります。

○議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

○議員（3番 藤山 巖議員） それ以上追求しても無駄ですから、私は追求しませんがね、とにかく緊張感持って、こういう田布施地区というのは、柳井ハロー管内、特に、熊毛、上関、大島含めてですがね、これは非常に厳しいんです。雇用が。だから、しかも、政府がこういうものを出せば、十分職員を派遣してでも検討してみるちゅう姿勢なんですよ、これ。これ全くない。町長の答弁では、机、誰かの机に入ったままじゃろうと思います。町長、実際見てもおらんじゃろうと思いますが、情けない。私、本当。

それで、柳井は、これでどういうことをするかというと、これは新聞資料で、詳しいことを担当に会って聞いてないんで御無礼なんです、特産品の開発、商品開発です。これは、ちょうど日積に新たな直売所を設けておりますから、それにかからんでいるだろうと思いますが、それから観光開発、こういうものに集中的に予算、国の事業を活用して、取り組んでみたいと、こういうことであります。

そこで、私は、ちょっと話を戻しますが、企業誘致ということには、まだ望みを捨ててはいないんです。それはどういうことかと言いますと、今、企業間で、特に、ちょうど、今日で、一、二年半になるんですが、東日本の大震災がありましたね。それ以降、企業間ではリスク分散ということが真剣に話をされておる。これはどういうことかと言うと、工場を地方に分散することによって、その企業の負担損失と言いましょうか、これを軽減するために、なるだけ地方に分散すると、工場を。これリスク分散ちゅうんですがね。こういうことをして、企業は何とか生き残ろう。自然災害から被害を抑えよう。こういう努力を今やっとなのがリスク分散です。それで、最近では、県も、宇部、山口、これに福祉関係、あるいは自動車関連の企業が来ておりますが、これも一つじゃないかと思えます。そういうところでもありますから、唐突に町長にまずお尋ねをするんですが、山口県の東京事務所、これに立ち寄られたことがありますか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私は、東京におったときに、3度ばかり訪ねています。

○議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

○議員（3番 藤山 巖議員） 町長になられてから、どうですか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 町長になってから、3度です。それ以前は、議員のときに一度、お伺いしたことあります。

○議員（3番 藤山 巖議員） 大阪事務所はどうですか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 大阪事務所は行ったことはございません。

○議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

○議員（3番 藤山 巖議員） 繰り返しですが、東京事務所は、千代田区霞ヶ関の3の3の1、尚友会館の4階に東京事務所を置いております。それから大阪は梅田の2の4の13、これは阪神産経桜橋ビルの2階に山口県の事務所を置いておる。私は何を言いたいかといったら、この事務所には、それぞれ企業担当課を置いとるんです。東京にも大阪にも。ちゅうことは、今言ったようなリスク分散とか、何とかちゅう情報は、ここへおったんじゃ、なかなか入ってこない。こういう所に田布施町の町長ですという顔を売っとけば、そのつながりで不意の情報が入ってくるんですよ。だから、東京へ行かれたら、そりゃ、目的を達成されて帰るのはいいでしょうが、別にこういう所に顔をのぞけて、その担当官とつながりを持ってもらいたい。地方には、特に私がさっき言ったリスク分散なんかという情報は入りません。これは。もちろん、それは東京、大阪のそれぞれの担当官は自分の懐に入れたままで、本局のほうに知らさんちゅうことはないでしょうけれども、それだけ実は時間がかかるんです。ひとつ、それだけは、ぜひとも町長にお願いしておきます。まさに企業誘致の必須条件なんです。本県の出先に立ち寄るといふことは。

そこで、私が雇用確保の面から、町内に今、企業誘致、町内に進出しよう、こういう企業ございますか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 今という予定だと思うんですが、1社はもう議員ご存じだと思います。予定しております。ただ、それがいつかちゅうのはもうちょっと（ ）ので、計画は入っております。

○議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

○議員（3番 藤山 巖議員） 非常に厳しい、最初、いわゆる冒頭にも申しましたように経済がこういう状況ですから、なかなか、私は難しい面もあると思うんです。ただども、例えば、この23年度決算が今回この議会に出ておりますが、自主財源比率、これは担当官がよく調べておりますけども、町長が10年の――ごめんなさい。18年の10月ですか、町長になられて、長信町政のもとで編成されたというのは、翌年の平成19年なんです。だから、19年から5年ですね。これを見ますと、本町の自主財源比率、そこを境に、どんどん、どんどん、下がってきちよる。23年度、この決算資料。34%ですよ。自主財源が。65%というのは、国、県などの依存財源なんですよ。65%が。確かに財政再建の国の管轄には入っちゃおりませんがね、法的な。実質的には、国・県のお金なくして、本町の維持はできんようになっちよるんです。だから、私は、なるだけ、この機会を捉えては税制、財政ということをお口にします。いや、いずれ、ないようになつたら地方交付税で国はくれるから、何とか維持できますよと。そうじゃ、ありませんよ、今の時代は。そのためには、ある程度、自前の、家で言えば、預貯金を持っておくと、この自治体というのは運営できない状況になってきてるんです。今は。そういう意味で、ひとつ、いつまでも惰性町政、惰性政治をやっておったんでは、町民は苦しむばかりでありますから、真の町政に邁進をしていただくように、私はお願いをして、次の2項目に参ります。

6次産業の育成でございますが、本町の産業別就労人口の比率というのは、第3次産業が最も多く、半数を超えております。一方で、これまで、この本町を支えてきた1次産業。農林水産業ですね。これはまだまだ健在であるということは事実であります。さっき申しました経済の減速、あるいは企業誘致というものがままならない。こういう状況であるのであれば、町みずからが、私は、この1次産業を中心とした、就業の場、就労の場のづくりに真剣に取り組んでみる。いわゆる取り組まざるを得ない。そういう時期に私は来ているんじゃないか、このように感ずるわけです。基幹産業の農林水産業に新たな付加価値をつけて、6次産業の規制強化。そして特に私が指摘したいのは、農家で埋もれている食品加工の技術、これをフルに生かした特産品の開発。こういうものができれば、町の活性化に私はつながっていくんじゃないか。いわゆる就農の場にもなってくるんじゃないか。このあたりで、

1次産業にもう一度シフトした町政をやってみる。そのお考えはございませんか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは2点目の6次産業育成についての件について、お答え申し上げます。

御質問のように、農業や水産業などの第1次産業が食品加工、あるいは流通販売にも業務展開している経営形態をあらわすもので6次産業化であります。経営の多角化を示すものであります。ちなみに6次産業という名称は、農業経済学者の今村奈良臣氏が提唱した、第1次産業だけでなく、他の第2次、第3次産業を取り込むことから、第1次産業の1と第2次産業の2、第3次産業の3を足し算すると「6」になるということをもじった造語ですが、現在は、第1次産業が衰退しては成り立たないこと、各産業の単なる寄せ集めではなく、有機的、総合的結合を図るとして掛け算式であると再提唱されています。

さて、国では、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出と及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、いわゆる6次産業化法の平成23年3月施行に伴い、雇用と所得を確保し、若者や子供を集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農山漁村の6次産業化のため、施策を推進しています。

この支援を受けるためには、まず、6次産業化法の認定を受けなければなりません。そのため、専門的な知識を持った6次産業プランナーが各県に設置されており、全面的なサポートを行っております。本町では、まだ認定を受けている団体等はおられませんが、プランナーに相談される方はおられると聞いています。一方、御承知のように、本町では地域交流館や、にこにこパーク小行司、県漁協田布施支店の新鮮田布施昼市など、生産・加工・販売等の6次産業化が独自に行われています。特に地域交流館や、にこにこパーク小行司の運営団体は法人化することにより、雇用の場にもなっています。今後は現在進行中の国営緊急農地再編整備事業により、大豆・麦などの生産の飛躍的な拡大、意欲ある農業者の育成と農地の利用集積、担い手や地場の商工業者等のネットワーク化などが図られ、6次産業化が大きく前進するものと思われまます。町としても、国・県等の施策の活用等により、6次産業化に向けた支援をしっかりと検討していきたいと思っております。

○議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

○議員（3番 藤山 巖議員） 今回の答弁のように、6次産業というのは、生産・加工・販売。私が強調しておるのは加工の部分であります。これで何とかと、こういうことです。さっき、町長も言われましたように、指定管理制度のもとだけでも3団体、生改連、あるいは交流館、小行司の特産センター、この3つで、それぞれおやりになっていらっしゃる。ところが、加工品に言いますと、非常にまだ商品そのものは限定されたものであると、こういう状況なんです。私は、さっき言ったように1次産業で、この部分に少し行政としても力を入れたらどうかいうことは、埋もれている技術、これはたくさんあります。本町は。私は誇っていいんじゃないかと思うんです。これを取り出して、販売という形で、皆さんに御披露する。（ ）。大いに私は期待をしております。問題は、さっきも言われましたが、組織もそうですが、行政の取り組み意欲次第であります。そこで、我々議会の総務文教委員会は、先日福岡での教育研修の帰りに、大分県の日田に大山農協が直営しております、木の花ガーデンというのに立ち寄ってみました。ここはすばらしいです。皆さん方も何名か、もう既に行っておられる方がいると思いますが、ここは大山農協、平成2年にですね、もともと大山町と合併してきたんですね。大山農協が平成2年に開設した直売所で、今では周辺の大分市、別府市、福岡市、合わせて8店舗を展開して、売り上げは合わせて15億6千万円、8店舗合わせて、15億6千万円であります。そのうちの60%は大体農家自身の収益だと。残りはだから農協直営で加工場持っておりますから、そこでつくっておくと、こういうことなんです。ここでは、先ほど言ったことに、ちょっと触れますが、経営方針というのが、いわゆる薄利多売じゃありませんが、たくさんの種類の食物をつくる。つくった作物は粗末にしない。何らかの手を加えて商品化する。いわゆる加工にする。加工商品にするちゅうやり方なんです。だから、店に入ってみましても、瓶づけとか、瓶づ

け多いんですが、すばらしく加工品が店で展示してあるんですね。これは私も目を見張りましたよ。まさに大山とちゅうのは、小国に近い所ですから、山間地なんですよ。さっき、多種多様と言いましたが、たくさんつくろうちゅうような平地はないんです。ここは、山間ですから。その川のそばに、この直売所を設けて、年間15億6千万円、これだけのものを、だから、60で何すると、9億近いものが農家の所得に入ってるという理屈になる。これを参考に本町に照らし合わせてみますと、まだまだ、私は、そのあたりの加工事業というのが展開できる。例えば、ほんの二、三日前ですが、農家に行ったんです。今、皆さんも交流館に時折おいでになると思いますが、ナスのシーズンなんですよ。棚にナスばかりなんです。その農家の人は、二、三日前のことですよ。大体、この棚いっぱいぐらいで、軽四の上で出荷、袋詰めの出荷作業しておられましたが、「藤山さん、これだけ持って出るんだけど、夕方、これだけ持って帰るんですよ」と。こういう話なんです。売れないちゅうことなんです。ナスばかりだから。例えば、これを、例えば、ナスの辛子漬けにするとか、これはもう、私どもも、この研修会で昼にちょっとナスの、福岡でのナスの辛子漬けちゅうの、非常に説明つきで食べましたがね、全然違いますね。田布施のナス漬けとは。すばらしい技術を持っておられる農家がおられますよ。向こうは、やわらかいんです。辛子も効いてない。本町の農家の主婦の方には、すばらしいナスの辛子漬けをおつくりになる御婦人がおいででございます。あるいは、また、スイカシーズン。7月のスイカシーズンには、交流館にスイカの玉がいっぱい出ますね。ところが、あの棚かごから言いますと、畑でつくった半分しか出てこないんです。うらなりとか、傷物とかちゅうのは、ほとんど畑で腐ってるんです。これを回収して、スイカと何かちゅうのをつくって商品化してごらんささいよ。非常に体にもいいということで、飛ぶように売れるはずなんです。これはもう大根では、お大根でもそうです。たくあん漬けのですね、非常にすばらしい独自の秘伝でたくあん漬けをおつくりになる主婦の方がいらっしゃいます。こういうのなんかは、スーパーがつくって出すたくあんとは比べ物になりません。私は以前、庄原に行きましたが、庄原は割と、この加工品に力を入れてるんですが、それとも違いますね。本町のたくあん漬けというのは、非常においしい。これは、余り、長くなるから、そういうことは言いませんが、非常に、まだまだ眠った、そういう加工品にすれば、商品ができるというものがあります。私は、そういう面にもう一度、目を向けて、行政としても積極的に、このあたりに取り組んでみるのが大事ではないかと思うんです。先ほど町長が言われましたが、圃場整備で、麦・大豆、これもですね、かなり軌道に乗れば、入手可能になってきます。これに付加価値をつける。これは当然のことです。これは前回、私は、麦をつくって、大豆をつくってどうするかということ町長に質問したことがあります。こういう加工場を持てば、これにさらに付加価値をつけて、新しい商品というものが開発できる。私は、このあたりも期待をしてるんですが、ひとつ、それとですね、それから、要は加工場をつくるということですが、こういう施設の増設なり、加工なりというのは、かなり経費の問題もございまして。そういう面では、私は1番目でも強調しましたが、こういうものを活用して、しかも、また農水省のほうは、この25年度事業費に、6次産業の事業費を計上するんだということで、かなりの予算額を上げております。ひとつ、こういう雰囲気のこと、そういう事業を活用して、私は取り組んでもらいたいと思うんですが、町長もう一度。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ありがとうございます。おっしゃる通りでありまして、田布施町も1次産業の大きな地域でありますから、それも含めた関係で、しっかりとそれを生かす6次産業化に向けて、加工については特にやっていかなきゃいけないというふうに思っています。新しい品物を何ぼつくっても、それがさばけるようでないといけませんから、もう私が言うまでもなく、議員さん自身の方がよくご存じだろうと思いますが、大山町も昔、梅クリでハワイ旅行いこうとかあったですかね。その後、高齢者になったから、ちょっとやっていけんから、今度は軽いキノコづくりに切りかえたというところまでは、私は知っておりますが、その後、合併後、行ったことはありません。そういうのができるといことになります。ありがたいこと、ぜひとも、私自身で行ってみたいと思います。田

布施町もそういった面では、加工に力を入れていかなきゃいけないというふうには思っております。これからの国営圃場整備をしっかりと活用して、（ ）別に麦と大豆だけではありません。畑作も十分できる地域になりますから、それに向けて、町を上げて取り組んでいきたいというふうには思っております。

○議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

○議員（3番 藤山 巖議員） 町長の大体の考えはわかりました。町長、考えることは余り時間をかけずにおってくださいよ。それで、その地域交流館というのは、間もなく10年ちゆうことになるんです。私がさっき加工場、加工場と言いましたが、ここの施設を拠点にして、いわば、そこの側にその加工場をつくって、交流館と一体となった、私は田布施町の個性を生かした、当然、だから、そういう加工場を設ければ、交流館の改革改修ということが必要になります。私は、この時期を一つのめどにして、田布施町の個性を生かした農産物の直売所に衣がえをしなくては将来やっていけないと。さっきもちょっと話をしましたが、まさに直売所は過当競争の中にあります。私は将来とも生き残るためには、もう少し行政が積極的に出て、全体で、今、町外からのお客さんと呼ぶというのはこしかないんですから。これを衰退させるようなことなく、前向きに発展させる。その策は何か。ひとつ、執行部で真剣に考えて、私が申し上げたことも十分参考にして、ひとつ、取り組んでもらいたいと思います。お願いをしておきます。

最後に、津波についてであります。

南海トラフ地震での津波対策でございます。政府の有識者会議は先月、南海トラフを震源域とする巨大地震の推計を公表いたしました。それによりますと、田布施町の震度は6弱で、津波は4mに達するという予測であります。万一、4mの津波が本町の海岸部に押し寄せたとしますと、被害は甚大で、多くの犠牲者が出ないとも限りません。町長は公表された予測震源あるいは津波をどのように捉えて、対策を検討されているのか、お尋ねをしたいと存じます。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは3点目のお答え申し上げます。

国は8月29日、南海トラフの巨大地震による津波高、浸水域と及び被害想定を発表しました。南海トラフの巨大地震については、本年3月31日に第1次報告として、震度分布50メッシュでの津波高の推計結果が発表されおまして、今回は、その第2次報告として、10mメッシュのより詳細な津波高及び浸水区域等の推計結果が取りまとめられたものであります。

推計に用いられた巨大地震の津波断層モデルは、東北地方太平洋沖地震や、世界の巨大地震の特徴等を踏まえ、大すべり域、超大すべり域を持つ最大クラスの津波断層モデルを11ケース想定し、10mメッシュ単位の微細な地形変化を反映したデータを用い、海岸での津波高、陸域に遡上した津波の浸水域・浸水深と推計されたものです。

想定された11ケースのうち田布施町に一番影響あるケースでの津波高は4mで、浸水域は麻里府地区の海岸沿いと馬島、麻郷では鳥越、蓮輪、浜城地区となっており、水深は30cmから1mが多く、一部1mから2mの箇所もありますので、麻郷、麻里府地域につきましては、自主防災会を通じ、急ぎ情報提供を行うこととしております。

また、1mの津波が最初に到達する時間は1時間53分で、最大震度は6弱となっております。今後、山口県では、この推計結果をもとに、より詳細な地形データや堤防等の現状を加え、最大震度、津波高等の再推計を行い、山口県地震・津波防災対策検討委員会を開催し、津波等の防災対策について、今年度末までに山口県地域防災計画を見直すとしております。

町では、今後、県が行う最大震度、津波高等の詳細な推計を参考に、田布施町防災会議を開催し、田布施町地域防災計画を見直すこととなります。今回の9月補正予算で、海拔表示板を町内の電柱約150本に設置する経費を計上するなど、町としての対策を関係課で検討中ではありますが、今後、関係機関、自主防災会とも意見交換を行い、避難場所、避難方法等を検討してまいりたいと考えており



ます。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

○議員（3番 藤山 巖議員） この津波については、さきの6月、昨年ですか、6月議会でも、私は申し上げまして、とにかく緊急避難場所の設置は早目に、自治会などと協議して、早目に設置したかどうかということについては私は指摘してきたんですが、その後、何ら、そうした動きはないと、こういう状況です。今の町長の話によると、あくまでも、県から来る資料を待ってと、こういうことだろうと思うんです。今言われるとおり、1mであれば、かなりですね、予測、我々が心配するほどはないかもしれませんが、常に我々が考えなくてはいけないということは最大なんです。有識者が4mと言っとるのであれば、4mというのは、大体どの範囲なのか、どのエリアなのか、このあたりを十分把握して、私は対策を立てておくということが最も肝要ではないかと、このように思います。

これまで、私は、山大の金折さんなんかともお会いして、当時は、南海地震でございましたが、金折さんは、土佐沖、南海で起きた場合は、このあたりは2mから3mでしょうと、こういう説であります。今回のこの数値というのは、これをはるかに上回るですね、実は4mという数値であります。こういうことでもありますから、私は万全な対応ということが必要じゃないかと、このように思っておるわけであります。

それで、私も県に聞いてみたら、そうしますと、この公表数値をもとに、今年度中に詳細な被害の想定資料と言いましょか、被害区域と言いましょか、このあたりの資料を各町村に示す予定ですかと、こういうふうなことも言っておりますが、いずれにしましても、私は、この自然災害、特に地震なんかちゅうのは、この間もありましたね。いつ起きるかわからないんです。だとするのであれば、この自治体を預かる以上は、常にそういうできることからですね、遠くであったわけですから。あるいは、この南海トラフにしても、学者連中はいつ起きてもおかしくないということまで言うのであれば、私はできることから、自治体に取り組んでみる。例えば、防災教育。これなどというのは東北で救援活動に行かれた消防士さんもおられるでしょう。この近くに。あるいは体験された家族の方もおられるでしょう。そういう人をお呼びして、ちょっと当時の状況なんかをお聞きする。これが非常に役に立つことなんですね。あるいは、緊急時の避難場所。これは経費もかかる、手間かかるんでしょうかね。自治体の方と相談して、集落ごとに、ここは万一のときは、当面、まずはこの避難場所に行こうじゃないかと。そのためには、ちょっと、二、三回、避難訓練出てくださいと。避難所をちょっと整備しようじゃないかとか、そういうことに時間がかかるんでしょうか。膨大なお金がかかるんでしょうか。そのあたりなんです。私は、あるいは、それから訓練にしてもそうです。いや、自治体単位の防災を、団体をつくるんだということを言われておりますけれども、私は訓練なんかちゅうのは、それぞれ集落ごとでもいいし、あるいは昔の町村単位でもいいんですが、そういう特に津波が襲ってくるような地域を対象とした訓練なんかちゅうのは、私は、そう考えこまんにやいけんちゅうほどでもない。やろうと思えばできるんじゃないですか。要は、やれるところから、一つずつをやってみようじゃないですか、町長。いかがですか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 御質疑ありがとうございます。いろいろとうちのほうから説明した中に、地域防災との連携とか、地域防災できなきゃできないとかいう話を以前したかと思えます。できないわけではありません。今言われたように、やれるところからやっていけばいいわけですが。ただ、周知徹底とそれに係る費用的なものが（ ）ことはないわけですから、そこの自治会、あるいは旧行政単位の等々、連合自治会長さん等と話をしながら、今後、自治会との話を進めていく中で、しっかりと声掛けてやってもらえるかどうかです。町がやるといっても、自治会の実際の関係者が一緒になって賛同してくれなきゃ、何をやってだめです。やったが、僅かしかおらんじゃないか、そんな訓練があるかいとか、そういうのがあるかいちゅうことのないように、やるからには、全員が一致団結

して、我々の防災に向けてしっかりやるんだという気持を示しいただくのが大事でありますから、その辺の啓発も含めて、自治会としっかり連携とって対応していきたいというふうに思います。

○議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

○議員（3番 藤山 巖議員） いや、だからね、町長、わかるんです。だから、そういうことがね、だったら、あなた自身がちょっと自治会に行って、町はこう考えてる。ちょっとやってみようじゃないか。それなんです。深くは言いませんが。

それで、いずれにしましても、自然災害というのは、みずから身を守る。昔から言われておりますが、備えあれば憂いなし。万一に備えて、早目早目にそういう準備対応ということをおぼえてもらっては困ります。行政全般に言えることでありますが、スピーディーな対応、ぜひともお願いをいたしておいて、私の質問を終わります。

○議長（谷村 善彦議員） 以上で、藤山巖議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時48分休憩

午前10時58分再開

○議長（谷村 善彦議員） 会議を再開します。

引き続き一般質問を行いません。河内賀寿議員。

○議員（10番 河内 賀寿議員） それではよろしく申し上げます。

一般質問、2問ほどいたします。質問方法、一問一答です。

質問事項の最初の質問は、山本新知事誕生、どう対応されるか、ということです。答弁者は長信町長でお願いします。

7月29日、県知事選挙で山本繁太郎氏が当選しました。山本新知事は、地元も柳井であり、町長も積極的に応援されたと思います。この太いパイプを今後どう生かされるか、有利な点や具体策など踏まえ、答えられる範囲で結構ですからお答えをお願いします。

ちなみに、私が小学生のころは、地元にも有力政治家が出れば、平たく言えば「佐藤、岸総理大臣が出たから、田布施町は道路はいいぞ」「特急快速電車も止まるぞ」と先生は教えてくれています。実感としてわかりやすかったのでよく覚えております。

今はこのような、えこひいきのようなことができる時代とは思いません。だから山本知事も、県全体に平等に満遍なくを建前につかれるかもしれません。ただ、物事には建前と本音があるわけで、あれだけ選挙協力をしているのですから、田布施町に何かひとつでもよいことが起こるのではと思ったわけでございます。

手の内を今話せる段階ではないかもしれませんが、話せる範囲でよろしいですから、お話よろしくお願いをします。町長お願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 町長。

○町長（長信 正治君） それでは、河内議員の御質問にお答え申し上げます。

去る7月29日に執行の山口県知事選挙は、4名の立候補者で争われ、お隣の柳井市出身である山本繁太郎氏が当選されました。

山本氏は、「山口県民力を結集し、山口再生起動で、輝く、夢あふれる県政の実現」を目指すため、「人財力、港の底力、山口のブランド力」の3つの底力で、産業振興と雇用の創出を行うことを公約に掲げておられます。また、昨日の会見では「産業力、観光力、人材の育成」これを真っ先に取り組みたいという話もされておりました。

新知事は、これから多くの山口県政の課題に取り組まれることとなりますが、山口県の東部地域、特に田布施町、柳井市周辺の課題については、その実情や課題等もよく御存じであり、私といたしましては、山本新知事の誕生は大変心強く思っておりますし、町民の皆さんも期待されていることと思

います。

具体的な施策につきましては、選挙期間中、体調を崩されまして入院しておりましたが、昨日から現場復帰されましたので、できるだけ早い時期に新知事とお会いし、具体的な要望・協議をさせていただき、その予算化・事業実施に向けたお願いをしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 河内議員。

○議員（10番 河内 賀寿議員） ニュースで見てびっくりしたんですけど、初登庁の後、病気がちょっと重いので入院されたから、ちょっと知事健康面という点、県の人みんなびっくりしたと思いますが、回復されてこれから頑張りたいと思います。

では、今のお話ですと、入院後これから近いうちにお会いして、具体的に田布施町をこういうふうにお願ひしますというのをされに行くというお話でしたので、それは、もう、そのとおりでいいと思いますので、ぜひいろいろお願ひをさせていただいて、少しでも有利な点があればいいと思います。

逆に、やっぱり選挙の前とかにやはり応援するのに、普通に「田布施町長の長信です。よろしくお願ひします。応援します。」なり、いろいろ普通のお話は1対1でも話されたと思うんで、「田布施としてはこんなのもしてほしいんですが」とか、一言二言、三言、四言、ある程度は、当選した後のことは言えないとか、する前にはどうこうはしないのかもしれないんですけど、結構これからお話に行くよりも前の段階でいろいろお話とかはされてないんですか。お願ひします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 河内議員も御承知と思います。山本新知事は、以前は衆議院の選挙でも出られたりしておりますけど、そのときからちょっと関わっておりましたから、お話は再三しております。

知事になる前のことですから、知事になったらというような約束事はございません。また、非常に官僚で長く国の中心におられたということで、いろんな形であらゆる自治体にもよく御協力をいただきますよということ、お会いして話すことはさせていただきました。

ですから、知事になられてどうこうというような話はしておりませんし、また町のことにしても、街頭でああだこうだという中身をいうのはちょっと相応しくないような気がします。その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（谷村 善彦議員） 河内議員。

○議員（10番 河内 賀寿議員） そのとおりでいいと思ひまして、やはりどこの町にどういう有利にしてくださいというようなことは、あまりこう、他の町もあることでございますので、手の内をどうこう見せるというのは得策とは思えないので、その辺はお話し合いの行ってうまくまとめて、この辺に「こういうことができるようになりました」つうことに発表するというのが、ベストではないかというのわかりますんで、今から行ってからしゃべる内容を言ってから知事室にお願ひというのちょっと変とは思ひるので、その辺は私もよくわかります。

あとは意気込みとして、ぜひいろいろお考えもあると思いますので、田布施町にいいことになるようなことをぜひ実現してもらい、お頼みになるなり、その辺は頑張りたいと思います。新知事県政ですので、町民以下みな期待しとると思います。

1つ目の質問はこれで終わります。

質問事項2は、再生可能エネルギー新制度開始、本町の取り組みや企業援助は、ということです。答弁者はまた町長でお願ひします。

7月1日から、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されました。太陽光など10キロワット以上の設備で、1kw当たり42円で全量をその固定価格で電力会社が買い取るというものです。

ちなみに、風力だと57.75円20kw未満、20kw以上だと23.1円です。期間は20年間というふうになっております。ほかには、水力、地熱、バイオマスなどいろいろあります。買取価格については毎年協議されるということです。

メガソーラーなど採算性のめどがつきそうなので、地元企業も実施を検討しているようです。本町は、それに対し土地の斡旋や補助金など、協力支援の考えはあるのでしょうか。また、公共の建物の上や敷地内でのソーラー発電の考えはまだないのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それではお答えします。

県では、太陽光や風力などの再生可能エネルギー導入促進に向けた指針を、本年度内に策定されることになっております。策定に当たって、学識経験者や研究機関、経済団体、消費者団体などで構成される検討委員会の意見を聞き、県が数値目標を設定し、来年度から具体的なプロジェクトを盛り込むとのことであります。

指針では、太陽光発電やバイオマス発電、次世代自動車などの導入数値目標を設定し、その目標に沿って、県が工業団地でのエネルギー・資源循環システム構築などのプロジェクトを検討されるようであります。

再生エネルギー導入に対する支援についてであります。県では、今年7月から施行された電力の固定価格買取制度を踏まえ、中小企業制度融資の「再生可能エネルギー導入資金」を設けられております。

融資枠は20億円で、設備の新設や増設などに必要な資金が対象となっており、限度額は2億8千万円です。年利は5年以内が1.9%、5年を超え10年以内が2%、10年超が2.2%と民間より長期で低利となっております。

まず、「地元企業に対する土地の斡旋や補助金など、協力支援の考えはあるか」とのお尋ねですが、このような政策課題を調査・研究するため、本年7月に副町長をトップに、課長級職員13名と係長級29名で全庁舎的な政策調整組織を立ち上げており、このプロジェクト会議の中で可能性を検討してまいりたいと考えております。

次に、「公共の建物の上や敷地内でのソーラー発電の考えはまだないのか」とのお尋ねですが、現時点で計画は持っておりませんが、調査・研究はしたいと考えております。

なお先般、三井物産株式会社と株式会社トクヤマが米出工業団地内の株式会社トクヤマ所有の用地において、10月からメガソーラーの事業に着手する旨、報告にされました。

以上であります。

○議長（谷村 善彦議員） 河内議員。

○議員（10番 河内 賀寿議員） 今、県のそういう数値目標などが決められるなど、頑張ろうかという雰囲気も予算等もついたみたいですけど、使う場合はそちらのほうを使って、限られた予算を田布施町じゃなかなか出しづらいかもしれませんので、頑張れぐらいしかいえないようなことになるかもしませんが。ただ、さっき今、大人数で我が町の役場もチームができたという話で、企業のメガソーラーに関しても関心も高いのではないかというような、今の発言でわかりました。

メガソーラーに関しては、どちらかという企業で、民間で考えるエコに対してはもちろん考えもあるのはあって、いろいろ利益もあるので民間主導になるっていうのは何となくわかるんですけど、我が町のソーラーへの取り組みという点で、さっき今言われたとおり、公民館とかのソーラーも例えばどうかというような、以前私も一般質問でしたんですけど、そのときの回答というのが「まだ耐震とかそういうのをちゃんとしてからでないと、乗せるとかいうようなことは検討できない」という話でございましたので、ちょうど麻郷なんか耐震の工事とかも終わりましたので、いつでも乗せれるという状態なんだ——まあ、どうか屋根のほうはいわゆる微妙なところもあるかもしませんが、いつでもいけるんじゃないかという状態だと思います。

で、公民館みたいに、前のときも言ったんですけど、最近はどう、この前の地震から非常に災害のときはということに関しての住民意識も高い状態でございますので、公民館と言えば避難場所というのが皆さんの考えかと思えます。そういうときにソーラーがあれば、公民館も無傷であれば昼間の電

力に関しては、避難してきた人が、暑い時期でしたら扇風機も使えますし、自家発電に切りかえれますので、扇風機使えるし、氷もつくれますので、冷蔵庫ぐらい、エアコンでも1台、2台、十分回せるぐらい、結構ソーラーってのは相当の電力をつくれますので、暑い時期だとそういうことができるので、ぜひ今またこれから考える話でしたので、そういうのをよろしく考慮に入れていただくといいかと思います。

前の震災のときはちょっと3月でしたけど、よく雨かなんかの災害で避難されてるような、よく日本全国で公民館に避難される方のレポートをしますというテレビのニュースとかでよう見るんですけど、あのとき大体うちを渡されて、おじいちゃん、おばあちゃんが暑い中で、一生懸命日中のテレビの取材をうちを仰ぎながら、お弁当もらってますというようなシーンを見るんですけど、ああいいうときにその避難してる現場にソーラーがあったら、大体の災害じゃあびくともせんらしいです。扇風機も何台か回せるんじゃないかなというのが、前から実感として思うんです。

全然違うかもしれん、熱中症とかの対策にもなるし、おじいちゃん、おばあちゃんもそこに避難する前はエアコンの中におちちゃったかもしれんし、扇風機も十分あったと思いますけど、急に避難所でうちわ1本になるというのは、非常にこういつもテレビで放送しながら、「早よ電気が復活せんかな、線はまだ遅いんかな、もう3日くらい経っちゃんじゃない」とか思いながら、ようそういうテレビのニュースとかを見るときに思うんですけど。

そういう点において、とにかく公民館にちょっとソーラーが何枚かあると扇風機を回せるというような、いいんじゃないかというような普通に思ってる。ぜひこれは、これから今度真面目に考えられるような今答弁でしたので、ぜひお考えよろしくお願いします。

あと最近、この前8月の24日に、田布施町地球温暖化対策地域協議会というのが、一般の方々、担当の方とか町長も交えてこの3階でありましたけど。私と岡崎議員が見学者として、ちょっと後ろで見らせていただいたのもありまして、田布施町の庁舎の取り組み方とかグリーンの網を張ってつくったやつとか、皆さん節電の方法とか、パソコンの節電のほうで一生懸命されているというような、その会に参加させていただいて初めてわかったこともいっぱいありましたし、町長の発言として、町長室もエアコンを切られて頑張っておられるという、そういうのなら節電というのも一生懸命されてるんだなという、そういうお話もありまして、感心されて。

その中で、ソーラーに関しての話もいろいろありましたので、田布施町はどのくらいソーラーに関心があるのかなというのが、興味を持って見させていただいてたんです。そのときに、一般の方にも資料とかもちろん配られるわけで、私らも見学者として資料を持って帰らしていただくのに、こんだけの資料を持って帰らしていただいて、いろんな取り組み書いて、わかりやすく書いてあるというな、していただいたんですけど。前に私一般質問したときの「自分の家にソーラーを乗せたときの補助金について。県や国から出るのとは別に町はどのくらいですか」というので、「田布施町は今、ない」と「平生は14万円ぐらい出る」とか「周南が4万円出る」とか、そういうことに関してのグラフが書いてある。これ、別に普通に各市役所とか担当の方に聞けばわかる、別に隠し立てするような文書じゃないんですけど、上に取り扱い注意で書いてあるから、ちょっとやっぱりこういうのは、田布施も例えば10万円とか出すとかいうんじゃないら、この取り扱い注意というのはわざわざ書いたりせずに、「田布施で10万円ぐらい出してるんです。そういうのどンドン見てください。町中の人見てください」というような資料にするつもりになってつくるもんだと思うんですけど、残念ながら田布施がそういうこと、「ソーラーに関してはお金が出せません」というのが書いてある資料だから、ひとつの取り扱い注意というのが、ここに書かれてるのかなというのが、ちょっと残念に思った点があります。

これが本音といいますか、田布施のこれからのソーラーに対しての考え方を、もしかしたらこれが示しておるんじゃないら、ちょっと残念な気持ちがあるんですけど、でも、今答弁聞いとる、公民館とかも考えていただければということで、前向きに考えていただければと思います。でも、取り扱い

注意ということにちょっとびっくりしたというそういうお話もありますので、その辺はそれ以上は言いませんけど、ぜひソーラーに対して前向きにいろいろよろしくをお願いします。

あと、ソーラーについての一般質問で、林山議員からまたあると思いますので、それぞれ主義主張が見方としてはもちろん、私なんかソーラーはどんどん推進なんですけど、林山さんはまた別の意見をされるかもしれませんので、それはそれで民主主義ですので……。

○議長（谷村 善彦議員） 河内議員あの。

○議員（10番 河内 賀寿議員） 済みません。もうこれで終わりに入りますんで。

○議長（谷村 善彦議員） 質問があるなら質問をしてください。

○議員（10番 河内 賀寿議員） 済みません。これで大体おしまいでございます。ソーラーについて、推進の方でぜひよろしく申し上げますという、これがもう終わりの御挨拶でございます。よろしく申し上げます。

終わります。

○議長（谷村 善彦議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

○議長（谷村 善彦議員） 次に高川喜彦議員。

○議員（7番 高川 喜彦議員） 質問の前に議長。何分までしていいですか。1時間。12時過ぎますけど。

○議長（谷村 善彦議員） 一応、高川議員さんの質問が終わった時点で休憩に入ります。

○議員（7番 高川 喜彦議員） じゃ、要領よく。

質問に入ります前に、今日は今年の3月11日に東日本大震災が発生いたしまして、ちょうど一年半でございます。冒頭でもよく言われた、拝見をいたしました、あの日私どもは、ちょうど田布施町議会の予算審査特別委員会のあった日でございます。午前から午後へと続いて夕方の休憩の時間にこの発生を知り、ちょうど慌ててテレビを見ましたところ、あの津波が本当に町を飲み込む本当に壮絶な状況を見て、震撼としたことを思い起こします。いろいろたくさんの人命が失われ、本当に未曾有の大被害をもたらした大震災であります。今、ここに立ちまして改めてお見舞いを、被災地の皆様にお見舞いを申し上げるとともに、特に犠牲になられた方々の御冥福を改めてお祈りを申し上げ、復旧の一日も早いことを願ってやまないものでございます。心からお悔やみ、また、お見舞いを申し上げさせていただきます。

また、先ほど藤山議員も御質問になっております、8月29日、南海トラフの巨大地震の被害の想定が発表されまして、これまた驚いておるわけでありまして、よく新聞等を読んでみますと、まず発生する確率は非常に低いということでありまして、どちらをどう信じていけばいいのかわからんけれども、備えは非常に大切だということを、改めて今思ってる次第であります。

で、その質問を私は2問目に、前から申し上げております個別受信機の問題をもう一度御再考を願えないかと提言をしようと思っておりますが、その質問を通告いたしましたら、総務課のほうから早速に貴重な資料をお聞きいたしました。私はこれを本当に一生懸命見ましたが、心からお礼を申し上げますとともに、この資料に基づくしっかりした対策をお願いしたいと願っておるわけでございます。

今日はそのことも含めて、ちょっと質問をさせていただきます。

で、私は通告は3問いたしておまして、2問を長信町長に、また教育長に1問お尋ねをいたします。よろしくお願ひいたします。質問方式は一括質問一括答弁、2回目より一問一答でお願いをいたします。

まず第1は、地方自治法が制定されまして、本年65周年を迎えたわけでありまして。これからの展望についてということで、実は私、今年の12月議会と今年3月の議会で、「人間で言ってみれば65歳という高齢者に仲間入りをした地方自治法であります。激変する、変革、激動の今日、制度疲労を起こしてはいないだろうか」ということを質問してまいりました。特に、私は今回、信頼される

町政の実現を目指す内部統制の強化が必要ではないかということ、特に町長にお尋ねをさせていただきたいと思っております。

若干の補足をいたしますと、内部統制という言葉はいかめしい言葉であります。戦後、昭和25年に初めて監査基準が公表されまして、内部統制組織という言葉が使われたのが初めてあります。それから20年いたしまして、昭和45年には、資産を保全する内部統制を資産管理と呼び、それから会計の信頼性を確保する内部統制を会計管理といい、経営合理化や能率増進のための内部統制を業務管理に分類して、3つの分類でそれぞれ行政も、また民間企業においてもこれを推進されてまいりました。ここに今井監査委員さんがおいででございますが、この点は一番監査委員さんがお詳しいところだと思います。

その後20年いたしまして、1990年代に入りまして、つまり平成の時代に入りましたら、内部統制の目的が4つ示されました。1つは、適正な財務諸表の作成をするっていうこと、それからコンプライアンスと言われますが、法規を守る、法律を守る、それから資産の保全をしっかりとる、それから事業活動の法律的な遂行をするということと絞って、4つの目的を示しております。今日、これは企業並びに行政においても、国も本格的に、特に平成18年頃から取り組まれておりまして、今平成20年ですか、この研究会の報告も出されているところです。

こうして今、2000年を迎えて、今2012年ですが、この2000年代に入りましてからはその一つ一つの法制化がなされまして、いろいろ財政にいたしましても、その費用、指標をきちんとつくって町民に公表し、あるいは議会でそれを示すようにというような、いろいろな法律ができてきて、それに従って今行われております。

そういうふうな中で、皆さんもよく覚えていらっしゃると思いますが、社会保険庁が年金記録をいかにずさんにしておったか、その改ざんをしておったかということの事件が起きました。それから、公務員が飲酒運転をはじめとする法令違反を盛んにする、国や独立行政法人における不適正な支出や、地方公共団体における不適正な経理処理、文書の誤発送とか、今は個人情報漏えいとか、ほんとに国、地方ともに、特に行政に関わる公務員の方々の不祥事も非常に多いです。

ここでお断りをいたしておきますが、本町でそういうことが起こっておるとのことじゃ決してございません。しかし、起こってはならないことでありますから、今日、この内部統制の強化が必要じゃないかと。

昔は綱紀肅正ということで申し上げてきたこともあります。その当時、この本町の役場の職員の方が執務中に「自分のうちのお店をやっとる、その店の商品のいわゆる仕入れに行っとる」というような町民からの通報もありまして、非常に心痛むわけでも、率直にそれはこの議会でも申し上げたこともあります。

そういったいろいろ不祥事もありましたけれども、今申し上げるのは、本当にこの連日、残念なことがたくさん起こっておるわけでありまして。ここ4日間の中の新聞の記事にも、本当にこういう目を覆うというか、口では言えないような、本当にいやらしいことも起こっておるわけでありまして、この近くでは岩国の公園で大竹の市役所の職員が女兒にわいせつな行為をしたとか、あるいは防府では学内で大学の先生がわいせつな写真の撮影をしてインターネットで流している、こういうことが防府署では把握してこれを逮捕したということも出ておりますし、それから大阪の警察では御承知と思いますが、警察の巡査長を初めとする5、6人が海水浴に行つてとんでもないことをしてるんで、ここでは読めない、ほんとに卑劣なことをいたしております。

こういう事件が起こっているっていうことを、私どもも認識して、それはなぜ起こるのかということをよく突き詰めて、公務員のあるべき姿、私ども議員も特別公務員として、やっぱりみずからの襟を正しながら、きちっとそこら辺を強化肅正していくっていうことが大事だと思います。

そのことが、個人が監獄に入って罪を償えばいいだけじゃなくて、ちょっとしたそういうずさんなことが、気の緩みが、とんでもないことを起こしちよる。これは、つい先日一般質問の通告をさして

いただきました、その日かその翌日に、その日ですね。これは9月5日の中国新聞ですが、徳山の市議会議員選挙で、徳山の選管の話です。で、議員が最下位当選の議員が、その下の落選をした次点の人と入れ替わらなきゃいけないというようなことになった。

で、これは市の選管と県の選管との認識の違いっていうか、そういったことが言われておりますけれども、見解の相違で済む話でないわけでありまして。こうしたことがなぜ起こるのか。徳山の市議会、もう新聞に載っとるんで名前を挙げて言いますが、この落選になるかもしれない田村という議員は私の親友でありまして、誠に気の毒に思う個人的な感情もあるんですが、それよりも木村市長が「選挙というのは民主主義の根幹をなし、正確を期さなければならない責任を痛感している」と議場で陳謝をなさったということも新聞で報道されております。この出所は、中国新聞の9月7日の新聞でございますけれども出ております。

こういう一連のことを見て、なぜこうしたことが、先ほど来のこととあわせて起こるのかという、まず、組織に属する者の意識・モラルの欠如、低下。2つ目が職場環境の弛緩していますか、緩み。それからチェック機能が不全になっている、それから制度の硬直化、ルールが形骸化している。こういうことが考えられる。

特に、これからの地方自治体の――これは今に始まったことじゃありませんが、行政ってというのは住民の信頼、協働、協力をいただいて進めなくちゃならないところで、こういう一点のミスもあってはならない、このことにたまに気をつけていかなきゃならんと思うんでありますが、町長、この辺の御認識を、お話をちょっと聞かしていただきたい。これが質問の第1でございます。

2つ目は、防災無線の個別受信機を設置することを再考されたい。これは、先ほどから申し上げました、8月29日の南海トラフ巨大地震の被害想定に基づいて、32万人が犠牲になるということですが、その7割が津波によるんだということが出ております。

で、もう先ほどの話がありましたので簡単にいたしますが、田布施町は南海トラフの地震の震度が6弱で、113分後に4mの津波が到達すると想定、先ほどの御説明では1mでした。4mには変わりないかね。その辺をちょっとあと正確に聞かせてください。

ちょうど1年半を迎えた東日本大震災から、あのときの様子を思うともう少し早くそれがわかって、そして初期の避難が速やかにできたら、あれほどのあれはなかったろうと思われること、それからそのとき盛んに言われたのは、想定外っていう言葉でした。この想定外っていうのは、福島原発でも言われましたが、想定外、想定外っていうのが、何か流行語のように使われたのでありますが。

しっかり、今からそうしたことに備えなきゃいけない。で、見ると柳井市でも、個別受信機を備えられるということでもあります。これはもうほんとに、今、行政防災無線のこれのデジタル化も行われております。大変な予算もかかるわけですが、あれをやっても、今ごろは夏でも扉を閉めてて冷房を使ったり、あるいは冬になると特に扉を閉め切って外の放送はよく聞こえません。

この前も、私3月にもこのことを質問いたしました。そのとき町長も「うちもよう聞こえんのぞ」とおっしゃいましたけれども、本当に外で、またスピーカーの向き、風向き等によってはよく聞こえる場合もありましようけれども、私のところなどは全然聞こえません。こういうのでは、チャイムはいいですけども、放送が聞こえないと本当の役割が果たせてない。こういうことを思いますときに、個別受信機があるといい。個別という「コ」を、私は個人の個という字を書いておりますが、新聞等の報道では扉の戸という字を書いて、戸別受信機と言われておりますけれども。

これを、ぜひつけることによって、本当にひとりでも多くの人が助かるように、今想定される地域だけでもこの設置ができないか、これをひとつ再考願いたいということをおっしゃるわけでありまして。南海トラフ巨大地震の被害が想定される地域だけでも、早急に受信機を設置していただくよう、これ全戸につけたら大変なお金がかかるというのはよく承知いたしますし、そこまでは無理は申しませんが、あるいは公共機関の施設につけるなどして、瞬時に正確な情報が伝わっていくようにひとつお願いをいたしたいと、このことをお願いするものであります。



もう1点は、教育問題についての御質問であります。尾崎教育長にお願いいたします。

今年から新指導要領の実施について、中学校のほうでスタートし、小学校では昨年4月から実施されておるわけですが、大変新しい指導要領に基づく指導については、教育委員会もまた細小中学校の先生方にも御苦労多いことだと思います。関係の皆様御尽力に敬意を表する次第であります。

3月議会には武道が必須になるっていうので、中学校での柔道を選択する見込みだということで、その指導の経験のない体育教員のもとでの授業の事故の憂慮されることなどお尋ねいたしました。全くその点は心配ないと、安全な授業ができるっていうことのお答えをいただきました。

この本町の小中学校での新学習指導要領による実施は、順調に移行ができておりますか、推移されておりますでしょうかというのと。それから、これは従前からいろいろ教育長さんとも議論をしてきてるところですが、私は学校教育の使命は知徳体の習得と人間の基礎づくり、これが義務教育ではどうしても必要なんだということを重要と考えまして、ゆとり教育で余り学力は低下するようなことがあってはいけない、ということをお願いしております。

学力の向上が第一ということでございますが、この点を教育長のお考えをお尋ねをするものであります。特に今年は、学力テストが行われましたが、その結果等について、答えられる範囲で伺いたいと思います。何か、私どもこの8月に福岡県の広川町に勉強に行かせていただきました。視察に行かせていただきましたら、そこでは秋田が、秋田県ですね、秋田県が今まで第1位であったというけれども、今年、広川は秋田を超えましたという言われました。秋田を超えたっていうことは1番になったということなんでしょうが、私はそれを求めるわけではありませんけれども、ちょっとこの学力テストは何科目が行われて、その科目の成績は、田布施町あるいは山口県というのは、どういうところにあるのかというのをちょっと教えていただきたい、このように思います。最初の質問は以上で終わります。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。第1点目は、地方自治法65周年、これからの展望として、信頼される行政の実現を目指す内部統制の強化についてのお尋ねであります。

我が国は内部統制の必要性が唱えられ出したのは、西武鉄道の株主の状況に関連する虚偽記載や、カネボウ、ライブドアの粉飾決算などの2004年度以降、相次いで起きた財務情報の信頼性を損なう事件が背景にあります。このような事件が増えれば、投資家は疑心暗鬼を深め、株式市場全体に対する不信感が広がり、経済活動に支障を来すこととなります。こうしたことにより、投資家が不利益をこうむることがないよう保護するとともに、株式市場や経済そのものの健全な発展のため、企業に対する内部統制の整備、強化が要請されてきました。

国においても、年金問題など不適正経理、事務処理ミス、法令違反等が続発し、同じく内部統制の強化が検討されてきました。

議員御指摘のように、現在、国、地方を通じて最も必要なものは、国民や住民からの信頼であり、この信頼がないと将来の社会保障、財政健全化のための国民負担はもとより、地方分権も地域主権改革といった重要な課題が何も進まないこととなります。

このため、地方公共団体においても組織マネジメントは機能しているか、事務処理の改善やコンプライアンスは徹底されているか、職員の意識改革は問題ないか、財政健全化の信頼性は確保されているかなど、内部統制の強化は大切だと思います。が、私としては、全く新しいルールや組織等をもって対応しなくても、既にあるルールや体制、組織をベースに、リスクを管理するという意識、観点から見直していけばよいのではないかと感じております。

次に、2点目は、個別受信機の設置についてのお尋ねであります。

昨年の3月議会でもお答えしましたとおり、町では防災行政無線のデジタル化整備を計画しており、今回の9月補正予算で、実施設計のための経費を計上しております。この計画では、老朽化した既設28カ所の子機の更新と、聞こえない地域を解消するため、新たに10カ所の子機の増設を計画し、

昨年度から3カ年をかけて整備を行い、事業費は2億円を超えると見込まれております。

個別受信機は各家庭に受信機を設置することから、御提言のとおり、屋内では放送が聞き取りやすいメリットがあります。個別受信機にはいろんなタイプがありますが、乾電池式と家庭用電源の両方が使えるもので、1台当たりの経費が6万7千円程度かかることから、まずは、既設28カ所の更新と10カ所の子機の新設を優先したいと考えております。

また、今回国が発表した南海トラフでの、想定される最大級の巨大地震に伴う浸水域として、田布施町内では、麻理府地区の海岸沿い、馬島、麻郷では鳥越、蓮輪、浜城地区が想定されておりますが、最初に1m程度の津波が到達するまでの時間は1時間53分とされております。

町といたしましては、防災行政無線による放送、モーターサイレンの吹鳴、防災防犯メール、NTTドコモの携帯端末への緊急災害エリアメール、広報車、自主防災会への情報伝達などで、正確な災害情報を早く提供し、安全で確実な避難が可能となるよう対策を検討することとしております。

以上であります。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 失礼いたします。それでは3点目の御質問にお答えをさせていただきます。

最初に、本町の小中学校では、新学習指導要領の実施は順調に推移しているか、との御質問でございますが、本町におきましては、これまで小中学校とも新しい学習指導要領の全面実施に沿った授業を先行実施しながら、来るべき日に備えてまいりました。

一方、新しい学習指導要領に基づく教育課程の編成や授業改善、教育活動の充実のための指針となる、新学習指導要領実施上の手引き等を活用しながら、研修会や学校訪問等にあらゆる機会を捉えて、基本となる考え方を始め、各教科領域の改訂、授業改善のポイント及び展開例等について、周知、徹底を図ってまいりました。

特に、知識、技能の習得と思考、判断力、表現力等の育成のバランス、学習意欲の向上や学習習慣の充実、豊かな心や健やかなからだを育むための道徳教育や体育の充実等、知徳体のバランスのとれた学校運営や教育課程の編成等に取り組んでおり、御陰様で順調な推移が進んでいる状況でございます。

次に、学校教育の使命は、知徳体の習得と人間の基礎づくりが重要であり、わけても学力の向上が第一と考えるが、どのように捉えているか、とのご質問でございますが、このことにつきましては、教育基本法第2条1項において、幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体、体を育成すると、知徳体の習得による、人間の基礎づくりが教育の目標として掲げてあり、知徳体の調和のとれた生きる力の育成を図る中で、学力の向上に取り組んでいくことが大切であると考えます。

わけても今回の改訂では、授業時数の大幅増加が図られていることから、つまずきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習や、知識、技能を活用する学習など、学力向上に向けた取り組みを充実させる必要があると考えております。

本町の学力向上に向けた取り組みの1つが、田布施町教育の12の水準化です。町内どの学校に通学しても、教職員の異動があっても、同じ教育が保障されるよう、学習指導や生徒指導等、達成すべき田布施町の最低限の教育活動についての水準化を図っております。

学力向上への取り組みとしましては、指導のレベル化を図りつつ、学習規律や学習習慣を身につけさせる。2つ目が、授業ノートや板書の充実に取り組む。3つ目が、家庭学習の手引きを整備させまして、それにより家庭と連携した学習の定着を図る。4つ目が、県が行っております、やまぐち学習支援プログラム、これは全国学力調査に特化した、合わせたプログラムでございますが、これの活用を促進するといった4項目の水準を定めております。2つ目は、各校の校務分掌に学力向上担当者を位置づけ、学力向上担当者の明確化と、組織的、継続的な学力向上対策が図れるような仕組みづくりを行っております。3つ目は、学力向上担当者会議を設け、町内小中学校6校が協働して、学力向上

に向けた取り組みを加速させながら、各小学校はともに学力のしっかり身についた児童を中学校に進学させ、中学校は学力をしっかりと身につけさせて望む進路の実現を図るよう、家庭、地域のバックアップを受けながら歩みを進めているところでございます。

本年4月に実施されました、平成24年度全国学力・学習状況調査の結果につきましては、小学校、中学校ともに山口県や全国の平均正答率を上回る良い結果が出ており、今後とも、知徳体のバランスを重視しながら、学力向上に向けては学校の力を伸ばす、2番目が授業力を高める、3番目が学習習慣の充実を図る、4番目が学習環境を整える、を重点取り組みとして、進めてまいります。

失礼をいたしました。どうぞ御支援のほどよろしくお願いいたします。

それから、先ほど何科目、全国学力・学習状況調査はあるのかと、また成績等については公表できる範囲で具体的に示してもらえないかという御質問が追加がありましたので、お答えをさせていただきます。

科目につきましては、小学校においては国語A・B、算数A・B、本年度は理科の3教科5科目が実施されました。このAとBというのは、Aというのは、いわゆる基本問題、Bというのは活用する、いわゆる応用問題、文章題をついた非常にレベルの高い応用問題になります。中学校につきましては、国語A・B、数学A・B、それに理科の3教科5科目が今年度実施されております。今、申し上げましたように、この理科につきましては、文科省の通達では2、3年に1回ということで、基本的には国語、数学という形で、国数の基本と応用の4科目が基本になるんじゃないかと思いますが、これも少しずつ変化しておりまして、将来予測は余りできませんが、国語・数学、国語・算数については、ずっとやられるものじゃないかというふうに思っております。

公表につきまして御案内いたしますが、先ほど小学校中学校とも、山口県や全国の平均正答率を上回る結果が出ていますと申し上げましたが、本年度田布施町につきましては、小中学校とも文科省から直接の、直の指定校ではございませんでしたが、田布施町については、いつあっても全国この学力調査については参加するというをしておりますので、参加しないということではございません。毎年のように成績がきちんとわかるということでございます。今申し上げましたように、山口県が小学校についてはちょっと数字が勘違いかもわかりませんが、全国18位。中学校が全国15位だと思っております、山口県は。それ以上の成果が出ているというところでございます。

小学校の平均、中学校の平均を具体的に申し上げますと、今年度は小学校の平均につきましては、全国47都道府県の6位に相当する成績ではないかと思っております。これは中学校につきましては、全国47都道府県の5位に相当する成績が出ているというふうに思っております。これも小学校から、今後とも系統的にやっていきたいと思っておりますし、まだまだ課題もたくさんございます。今、御指摘のような広川町のように、全国の47都道府県の1位を越えるような成績が出るように、ぜひ一生懸命取り組みたいと思っておりますので、御声援をよろしくお願いいたします。

○議長（谷村 善彦議員） 高川議員。

○議員（7番 高川 喜彦議員） もう時間も昼になりましたので、速やかにやります。

内部統制については、もう田布施町はしっかりやっておいでになると思っておりますが、もう1度意識を改めて、またその必要性をいろいろ各課で説いていただいて、もうここにいる課長さん方が、しっかりですね、その指針を示してもらえば、本当にしっかりできるんじゃないかと私は期待をいたしております。

各地方公共団体におきましては、もう地方行政に対する住民の信頼をしっかりと確保して、そして厳正な、するために厳正な服務規律とか、それから適正な予算執行の確保に全力を尽くしていただいて、不正等の根絶、またいろいろ住民からの声をよく聞いて、意識を新たにして頑張っていただきたい。本当に適正な事務処理に当たっていただきたいと願っております。この住民の信頼を、本当に役場行って気持ちがいいというように、1つ各課で正しくお願いを申し上げたいと思っております。

私、今日は1人ずつ抱負聞こうかと思うんですが、もう時間がありませんのでこれにとどめます。

ありがとうございました。

2問目ですが、1台が6万円する、だんだん値が上がってくるように思いますが、これやっぱり麻里府の公民館とか、どっか自治会長さんとか班長さんとか、その役目のある方だけに限っても、やっぱりつけるといいと思いますよ。柳井では早速に、この報道ありました日に、防災無線の強化と、それから福祉教育施設など約100カ所に個別通信機を設置すると決められております。いろんな財政的な、いろんな問題もあると思うが、年次的な整備でも計画をして、先ほど防災の、どういうんですか、会議を設けられたっていうことでありますから、この中へ踏み込んでいただいて、ぜひ実現をしていただくようにお願いします。よろしくお願いします。

この点をまず1つ、一問一答で町長、約束を聞かせてください。

○議長（谷村 善彦議員） 町長。

○町長（長信 正治君） 政策調整会議等やとりまして、その中へ踏み込んで、できるだけこの地域を急いでやるようにということ、とまあ、優先順位からいいましたら、まずはこの今の既存やつを、がちりやっついていかないと（「そりゃそう」と呼ぶ者あり）それができないと後でできませんので、それを進めると。それができ次第、地域のそういう関係の方を優先的に考えて。全部、全部ちゅうか浸水地域全部ちゅうのはちょっと無理かわかりませんが、今言われたとこ政策調整会議の中でしっかり研究して、できるだけ早く取り組んでいきたいと思えます。

○議長（谷村 善彦議員） 高川議員。

○議員（7番 高川 喜彦議員） まあ、1つ具体的に実現するようにお願いをしたいと思えます。今から行政防災無線をつけようというんじやもう無理なんです。だから、早い時期にちゃんとやっついていただいてよかったと思うんです。同時に、この個別受信機もぜひ早目にやって、あれやって良かったなというように、何かあったときにいえるように、早め早めの対応が非常に大事だろうと思うので、お願いします。

それから、それはもうお願いして、質問事項3のことですが、教育長いろいろ御答弁ありがとうございます。何番なったからって一喜一憂をするというわけじゃございませんが、こうして皆さんの努力の成果が出てきていることは、高く評価をしたいと思えます。本当に御苦労さん。学校もみんな耐震化もやっていただいて良くなってきておりますし、今度は公民館がいろいろあるんでしょうけれども。こういう教育施設もしっかりしていく、そういうハード面の整備とともに、先ほどもこうおっしゃいましたが、12の水準化を図っていくんだっていうことです。おっしゃるように指導力をあれしていくってんで広川町でも学びましたのは、その先生方の授業のやり方をレベルアップしていくっていうことです。本当に子ども達がよくわかり、そして的確なポイントを教えていける授業を展開するというのは、非常に大事なことでありますので。それと、やっぱり家庭の学習を習慣づけていうのが、非常に大事なそうでありますから、我々の時代にもあったことですが、1つこれをしっかりしつけていくっていうことが大事かと思えます。いかがでしょうか、教育長。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 今おっしゃいましたように、すべてが今、重点だなど思っておるとこ、御指摘いただいております。やはり、教職員の教育、授業力、それからやっぱり家庭学習、家庭との協力によるしっかりした、主体的に自らが勉強していくと、あるいは学習の学問の大切さと、そういうものをつけていかないと、ただ点数だけで、数字というのは非常にわかりやすいことで、どうしてもそういったもの前には出しますけど、最終的には人づくりでございますので、田布施の子ども達が本当に豊かな感性を持って、学問が自分のためだけでなく、社会のため、国のためあるいは地域のために役立つような、そういった大きな人間になってくれるように、そういった人間教育を最終目標にして、その中のやはり全国学力テストの成績もやはり、ある程度みていかなければいけないというふうに捉えておりますんで、高川議員さんおっしゃるように、やはり昔から人づくり、人間教育である人格の教育だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷村 善彦議員） 高川議員。

○議員（7番 高川 喜彦議員） いろいろとありがとうございました。町長、教育長ありがとうございました。

今度は、今、話題になつとります尖閣や竹島を、学校ではどう教えとってかっていうことも、12月にはお尋ねしようと。予告をいたしておきます。問題はその教科書にあると思うんですね。かって私も教科書の選定委員をさせていただいたこともございますけれども、教科書選定の実態なども、ちょっと伺いたいと思っております。今日はありがとうございました。これで終わります。

○議長（谷村 善彦議員） 以上で、高川喜彦議員の一般質問を終わります。

○議長（谷村 善彦議員） 今から休憩をいたします。1時半に再開をいたしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

午後0時13分休憩

午後1時30分再開

○議長（谷村 善彦議員） 会議を再開します。

一般質問を続けます。岡崎南海子議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 今日、5番目に（ ）ました岡崎南海子、質問させていただきます。質問は一問一答でよろしく願います。

1番目、町長に答弁をお願いします。町とたぶせ苑について、町とたぶせ苑はパートナーであると町長は言っている。元町職員がどれくらい勤めているか。元三役が勤めていたという情報があるが、いつごろ、どの期間か。理事長が議員であることは議会議決がしにくいと思うがどうか。3番目については、ちょっと言葉が足らなかったんですけど、議会議決がしにくいという意見が町民の中にあるが、それをどう考えるかという意味なんです。よろしく願います。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答えいたします。

岡崎議員のたぶせ苑建設の経緯につきましては、6月議会でも申し上げましたように、町は、たぶせ苑の建設に大きく関わってまいりました。その経緯を踏まえ、今後とも、施福会をパートナーとして引き続き支援していくことに変わりはありません。

まず、町職員であった者が施福会に何人勤めているかのお尋ねであります。現在は2名が在職しておられます。

次に、町の三役を経験された者の施福会の在職についてであります。施設長として2名おられます。お一方は平成11年4月1日から18年3月31日まで、もう一人の方は平成18年4月1日から現在、在職されております。

施福会の理事長が議員であることで議会議決がしにくいと思うが、町長はどう思うかと。町民の方にそういう意見があるというふうに今申されましたが、議会の関係にありましては、私が意見を述べるとい立場にありませんので、回答をしかねます。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） では、二、三再質問させていただきます。

大変恐れ入りますが、元三役が勤めていた期間について、最初の期間のほう、ちょっとメモ、間に合いませんでした。2番目の方は18年4月1日から現在に至ると言われましたが、1番目のメモが間に合いませんでしたので、済みません、もう1回言ってください。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お一方は、平成11年4月1日から18年3月31日までです。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） はい、わかりました。ありがとうございます。

理事長が職員であることは議会議決がしにくいという意見が町民にあるが、それをどう考えるかという質問に対して、町長の答える立場ではないという回答でしたが、それでいいですか。

もし、これが、議員の私が思うんですが、どうですか、なら、それはちゃんと仕事には領域というものがありますので、そういうことは聞けないと、答える必要もないと、という答弁も納得できますけど、私は、町民がそのような感触を持っているということを知っています。町長は、町民の選挙によって選ばれている人ですから、町民がそういう意見を持っているということに対して、町長も何かの意見を持っているはずだと思います。私に答えるというのではなく、町民に答えると思って、もう一度、答弁をよろしくお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お答え申し上げました趣旨は、議会議決はやはり議会の対応にありますので、私のほうからはお答えできません。ただ、町民の方から、そういう話があるという話でありますので、議会であられる議員の皆さんも、町民の負託として出られているわけですから、その辺の話は議員さんで十分町民の皆さんにお話はできると思います。

私自身は執行部側といいますか、町と議会とはお互いに連携し、しっかりと手をつなぎ合って、町政をうまくやっていくことと、町民のために働くんだという認識を持っておりまして、やはり議会ですらされることに対して、町長から議決がおかしいとか、議決はどうすべきとかいうことは申し上げませんし、議会ですら対応いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 重ねて大変失礼ですが、私がこのような町民の言葉を取り次ぐということは、やはり前の議会ではっきり、今も言われましたけど、緊密な連携関係がたぶせ苑とあると、はっきり自分でおっしゃっておられるから、パートナーであるからには何がしかの関与があるべきだと思いますので、ある程度、当事者的な立場でもあると思いますので聞いてみたわけです。

そういう密接な関係を自分で表明しておられなければ、そのような杓子定規の普通の答弁も当たり前かと思いますが、あらゆる意味で助け合ってやっておられるわけですから、いいことも悪いことも共同責任という立場にありますので、町民から、このような批判があがっているけど、どうでしょうと言われたら、パートナーとして、もっと違う返事があるんじゃないかと思って、期待して質問のほうに出したわけです。もう一度、考えてください。よろしくお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 田布施町とはパートナーというお話を申し上げました。これは町の私ども執行部側という意味だけでなしに、議会を含めて、町全体として町議会がやはり我々田布施町のためにやっていただけること。そして、一緒になってやることという意味でありますので、やっぱり議会側の方も、やはりそういう立場で対応していけたらということでもありますから、議決に関してとか、そういうこともやはり議会のほうからも対応等も得られるようであれば、議会ですらしっかりと話をしていきたいということが本当であろうと思っています。

町民の方が、そういう不安や心配を持たれるのであれば、やはり我々のほうにあれば、ちゃんと説明もいたしますが、議員さんからも、やはりそういう方には説明していく必要があるであろうということで申し上げました。

町としても、そういう町民の方から心配事があれば、町側として、執行部側としてはちゃんと申し上げますが、もし議会のほうであれば、そういう説明はして別に支障はないと。私どもは一生懸命になって、たぶせ苑をパートナーとして、同時に、あそこを利用される多くの皆さんに安心して御利用いただけ、やはりすばらしい施設だというふうに言われるようになるのが希望でありますし、そうあ

ってほしいし、そう願ってるわけですから、そういうことで御説明いただければ議会議決に対しての説明もつけられるのではないかなというふうに思っております。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 今のお話の中で、パートナーというのは、執行部とたぶせ苑がパートナーではなく、議員、この議会を含めた田布施町全員がパートナーであるという御説明でした。全くそのとおりで、私が町民の人から追及されるのも、私がこちらサイドのパートナーの一員だから追及されるのだらうと思います。

そして、議員として説明すればいいじゃないかと言われても、私もその町民と同じような疑惑を抱きますので、どんな説明をしたらいいんでしょうか。とても困りますね。

それから、3つ目に、ちょっとこの言葉は確認ですけども、議員は議員で説明をすればいいじゃないかというお言葉の前に、町長、直接に町民が尋ねてくれば、そのように何らかのお答えしますと言われてましたかしら。どうでしょうか。聞き間違いでしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） まず、私のほうに質問があれば、私はちゃんと御理解をいただける説明をいたします。そういう方が何人おられるかわかりませんが、町議会というものがどうあるんだということをしっかり申し上げて、その中での議会議決されたことに対しては、説明は十分できるという認識を持っております。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） それじゃあ、町民が直接、町長室に訪ねて行けば、納得する説明が聞けるということですね。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 別に町長室にお見えにならなくても結構です。役場のほうに見えて質問されても結構です。そういうことであれば、どこで言われても十分御説明いただけるということでもあります。説明できるということでもあります。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） ちょっと納得いかないんですけども、町民が直接行けば答えることが、どうして議員が議会で質問したことが答えられないのかなと、ちょっと疑問に思いますね。仕組み、仕組みと言いながら、議会というのは町民の代表として動いてるわけですから。

私は、さっきの最初ちょっと言われたときの言葉が、実は、すごい意外だったんです。立場上、議会ではそういうことは言う必要ないと言われてれば、町民が尋ねてきても言わないはずだろうと思ったのに、どうして議会と町民が直接言ったときとで立場が違うのか。そして、もう一つ、つけ加えるならば、では私が個人として町長に尋ねていったときは答えてもらえるのでしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 質問の趣旨が、だんだんだん変なほうに行っておるんですが、施福会の理事長が議員であることで議会の議決がしにくいと思うが、町長はどう思うかという御質問でありますので、私は別に、そのことに対して、質問に対して、あるいはその問題に対して、直接意見を述べる状況にありませんという御答弁をさせていただきました。

その中で、岡崎議員が、町民がという言葉が添えられました。町民の方であれば、十分そういう説明をいたしますと。理事長が別に議員であっても、その議会議決は支障を来しませんというお話はできるかもしれませんが、議員さんを前にして、その話を私は答えるべきではないという意見で今申し上げた。そういう話を申し上げた。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 済みません。とてもデリケートな部分なので、ちょっと整理整頓させていただきます。

私は、町民のこういう意見があるのをどう考えますかという質問をしましたときに、答える必要はありませんという答弁をいただきました。私は、答える必要はありませんという答弁に不信を感じたので質問をただけなんです。話がずれているとは思いません。答える内容がマル・バツと言っているのではありません。答える必要がないという言葉が不信だったので聞いたんです。

そして、そのきっかけには、町民が自分で個人的に尋ねてくれれば説明するけれども、こういう議会の場では答えないんですと言われたので、まず確認させていただきました。そしたら、そのとおりでと言われました。じゃあ、ちょっと疑問が湧いたんですが、町民が個人的に尋ねていけば教えられるものが、何で議会では言えないのかな、おかしいなって。議員が町民の期待を背負って議場に出ているわけですから、ちょっとすぐには納得できないと思ったことと。では、議員である私が直接に町民と同じように尋ねていったら、議場でなく個人的に尋ねていったら教えてもらえるのだろうかというふうに疑問がどんどん広がっていったんですね。

それは、話がずれたと言って、私の責任にされますけれども、何かきちっと筋を通すところは通さずに、何かたらたら、立場でない、立場でないというような言い方で逃げられるので、仕方なく私は言ってるわけで、私が意図的に話をずらしたわけではなく、基本は町長の言葉から質問をどんどん広げて言ってるだけなんです。

済みません、このような質問を前回の議会質問をしまして、今回もしました。基本にあるのは、私が何度も何度もたぶせ苑のことで質問するのは、基本にあるのはその対応なんです。答えの内容じゃないんです。対応が、何かちょっとあるんじゃないかと疑いを抱かせるような対応なんです。

具体的に言いますと、私このような質問をする前に、たぶせ苑に直接質問を出しました。回答としては、個人的問題であるから答える必要はないという回答でして、どこが個人的なんだろうと思って、どこが個人的ですかという質問を出しましたら……

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員、通告に対して質問してください。

○議員（11番 岡崎南海子議員） ということは、町長がそういったことで私は打ち切らないといけないわけですね。つまり、町長は一貫して、ここは議会で答えるべきことではないという立場を貫いていますけれども、それで終わらないといけないわけですね。

たぶせ苑も回答しないという回答来ました。回答しないということがどうしてできるのかが不思議です。そういうふうに不信がどっとあるんです。答えの内容より態度に不信があるんです。

では、一応そこを酌み入れてください。

では、2番目に行っていていいですか。2番目は、教育長によろしくお願いします。君が代斉唱が教員採用条件、自己矛盾への理解を問う。前の議会で、君が代を歌わない者を県は教員職員に採用しないと思うという答弁が教育長からありました。それで、お尋ねをします。

1番、同和教育と天皇賛美は矛盾しないか。2番、君が代文言と民主主義は矛盾しないかの見解を聞きたい。タイトルにありますように、私は矛盾してると思いますので質問するわけです。教育長は矛盾してると思ってるのだろうか、思っていないのだろうかという基本的なところがとても心配になったんですね。さっきの1番の答弁でもそうです。答弁の言われてるように基本的なところが心配なんです。これは町民の大多数の不安だと思います。2番も、そのように矛盾してると思ってるのかいないのかというところの基本を聞きたいというお願いです。君が代の歴史とか、そんなことはいいです。よろしくお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、お答えいたします。

まず、議会の6月の定例会の一般質問において、河内議員からの質問、いわゆる日の丸、君が代斉唱の徹底度はどのくらいかという中でのことと思いますが。君が代を歌わない者を県は教職員の採用をしないと、こういった断定的なお答えを申し上げたことはございません。ただ、御承知のように、学習指導要領には、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、



国歌を斉唱するよう指導するものとする」と示されておりますことから、教職員は、これらの内容に沿った教育や指導、校務、いわゆる職務等が遂行できる者でなければならないと思います。

次に、同和教育と天皇賛美、君が代と民主主義について見解を聞きたいとお尋ねですが、どちらにつきましても対比して見解を申し上げるような事柄ではないと思っております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） まず、前議会でこんなことを言った覚えはないと言われたんですが、私は、議会だよりを文言をそのままにここに引き写しています。だから、言われたんだと思います。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） ここへ、そのときの方がありますが、ちょっと読ませていただきます。これは河内議員が、もし小中学校で、そういった君が代とか国旗、国歌に対して反する行為があったらということで質問があった中で、そのままちょっと読ませてもらいます。田布施町の教員は大方は県費負担教員で、いわゆる県採用であると。そういう中で、田布施町に配置されておる状況について、県としても、これは主義主張というような状況ではなく、きちんとした学習要領に沿っていることですし、法にも決まっていることですから、そういったものが守れない人は採用がないと思うというふうに言っております。

ここの中の一部だけをとられると非常に誤解を招く。私は、君が代を歌わない者を県は採用しないというふうには申しておりません。県の採用基準につきましては、私もよくわかりません。これは県の採用基準がありますので、私は県の担当者ではありませんから。ただ、私が言ったのは、ここで申し上げましたように、きちんとした学習指導要領に沿って、そういったものが守れない人は、恐らくそういう人は採用は難しいんじゃないかなろうかと申し上げたと思えますし、これは議事録に残っておりますので御確認いただいたらと思えます。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） つまり、それをダイジェストすると真意はこうだと。この議会だよりは間違ってるということでは許されないですね。それはいろいろと遠回しに長い説明もありましたけども、県は多分そういう教職員は採用しないだろうというふうに言われているよう聞こえます。その文章、ちょっと印刷物にして、耳で聞くんじゃないくて、目で検証しないといけないけど、そういうふうに聞こえます。だから、議会だよりが書き方間違ってると思えませんが、それはいいです。ただ、私の質問のきっかけがこれだったわけですから、それはいいです。

具体的な同和教育と天皇賛美が矛盾しないか、単に自己矛盾という自覚があるかどうかということをお聞きしたかったわけで、その同和教育の内容とか、天皇賛美の内容とかを聞いているわけじゃないです。この2つのものは異質のものを無理に一緒にしているという感じがあるので、それが不安です。何にしても誤解から始まる。誤解から協議を始めてもらうと困るので。整合性というのはとても大事ですから、行政、教育の整合性というのはとても大事ですから、整合性を聞きたいわけです。だから、私どもから見たら整合性がないと思うわけです。整合性がないものに基づいて行われているという不安があるわけです。だけど、教育長が整合性はあると思っておられるんでしょうか。ちょっと言葉が足らなかったんですけども、済みません、自己矛盾というのは整合性を私は確認したいという念願なんです。それを整合性の点で教えてください。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 岡崎議員さんがおっしゃっている根にあるところは、私はわかるような気はするんですが。結局、例えば民主主義というものをどういうふうに捉えておられますかとか、それから同和教育問題についてどういうふうにお考えですかとか、そういったことに対しての私見というのは、これを申し上げないというのは、大変これは間違っていると思えます。

ただ、同和教育と天皇賛美と、天皇賛美というまた単語がよくわかりませんが、そういう言葉を対比したり、それに対しての見解ということ、どう考えてもこれは答えようがないし、全くそれぞれ別の意味をなしているものですから、それに対して、それとそれの相関関係がどうであるとか、そういうことは私はできないし、その辺をもっと具体化して、接点のあるところでおっしゃるんなら、またこれは違うと思いますが、もう少しその辺は答える者にわかりやすくまたお示しであれば、また別ではないのかなと思います。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 大変失礼しました。長く教員をしておられて、教育の現場におられて、同和教育にも携わってこられた方ですから、余計な説明は大変失礼と思って、こういう簡潔な文章にしたんです。

同和教育というのは、人間はみんな平等であるという教育です。天皇というのは象徴ではありますが、あの天皇家というのは特殊な特別な貴種とって、貴い種といます。貴種として特別な天皇一家を特別な存在として認めるという一種の差別です。そういうごく論理的な矛盾はないかと聞いてるわけです。天皇がいいとか、同和教育の内容が今のやり方は間違ってるとか、そんなこと聞いてないです。何か方程式が書き間違ってるという感覚があるんです。それが心配なんです。

今のような混沌とした時代に、これは絶対正しいとか、そんなことは言えないんです、今の時代に。ただ、そんなときにたった一つのよすがとなるのは、そこに整合性があるか、正しいルールの上で動いてるか、それしかもう頼るものはないんです。そのときに、こういう矛盾に気がついておられるんだろうかというのがとても不安なわけです。

同和教育と天皇賛美は矛盾しないかという言葉だけではちょっとわかりにくいかもしれないんですけど、私は、前に南海子新聞に、この写真を載せたことがあります。これは2006年「週刊文春」に、カメラマンの遺稿として、最後に撮った写真という意味で、遺稿として記念で週刊文春に載ったわけです。これ、私すごく如実にあらわしていると思います。このテレビに映ってるのは皇太子夫妻、それで、そこに屋台の奥さんが疲れ切ってしゃがみ込んでいる。全く今の格差社会の象徴の写真なんです。これはあるマスコミ関係の方の御親切で、おかげさまで私がこうして議会で言えるようになったんですけども。

私は、そういう意味で同和教育、人間はみんな平等ですという考え方と天皇賛美というのは絶対矛盾しているって。君が代の言葉は、君が代はという言葉で始まって、民が代じゃないんです。民主主義なら民が代の中ですが、君が代の文章は、君の代です。天皇賛美です。だから、私から見たら同和教育と天皇賛美は矛盾していると思えるんです。間違った方程式で動いたら困るなどと思って聞いただけのことで、それがいいとか悪いとかを聞いてるんじゃないんです。

2番目の君が代文言と民主主義は矛盾しないかも、今言ったように、民が代とは書いてないです。民主主義は、民って書いてあります。そこで文言がずれてます。これも方程式が間違ってるような気がするんです。それがとっても不安なわけです。だから、間違っていないとおっしゃるなら、まあそれだし、間違っていると、私も方程式が間違ってると思いますと言われたら、またそれなんですけど。

何か、接点がないとか。だって、長年、もう何十年も教員してこられた方が同和教育を知らないわけはないし、私のほうも、いろんなことを知っておられて、そういう役職におられる方に私が説明するっていうのもおかしいと思って、より簡単な言葉にしたんですから。整合性を尋ねたいという質問に教えてください。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 同じことを繰り返すようですが、我々は、やはり日本国憲法あるいは教育基本法、ただ学習指導要領に沿って公の仕事をしておりますので、そういった比較したり何とかじゃなくて、同和教育については同和教育として、また民主主義とは民主主義として取り扱っていかなければいけませんし、そういった中でやっている。

岡崎さんのように、やっぱりいろんなものを自由に考えたり、発言できる方もいらっしゃるかもわかりません。私も自分の考えは多少あるのはありますけど、やはり公にお務めさせていただくものとしては、やはりそれぞれ天皇制につきましては、憲法の（ ）条文でありますし、同和問題につきましては、県のいろんなそういった施策の中で基本が示されております。そういったものを遵守しながらやっていくということでございますので、こういったものに対して個人的にどうこうということとはなかなか申し上げられませんし、やはりこの両者の比較につきましてはお答えのしようがないということでございますので御理解いただけたらと思います。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 議員は自由に発言できるけれども、お役人は自由に発言できないというつらさはよくわかりますのでいいですが、一応こういう質問があったということを含んでおいていただいて、具体的な現場活動の中で御配慮いただきますように、よろしくお願いします。

それから、続けて、前議会の質問者は大阪市の例からこの質問を行っていた。大阪市内での教員、君が代斉唱指導をどう捉えるか。よろしくお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） それでは、大阪市の教職員の君が代斉唱指導をどう捉えているかという御質問ですが、先ほど申しあげました学習指導要領に示されたことがらに加えて、大阪市の教育委員会から発出されております通知、通達事項等に沿って、私は適切な処理がされているんじゃないかなというふうに理解しております。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） ありがとうございます。こういう場で公人として話すことと、具体的に現場で対応されるときは違うことなのでしょうから、一つちょっと補足説明をして、再質問ということにさせていただきます。

大阪市というのは、あの有名な橋下徹市長のまちです。維新の会が、この度君が代を教職員に、大阪市の教職教員に歌うことを指導というか、強制をしたわけです。そこでつくったマニュアルに従って、決まりどおりに行政行為をしたんだから、それでいいと言われればそのとおりですが、物事を、こういう私ども議員の立場は、決まりをつくる前提が間違っていたんではないですかということを言うのが議員の仕事なんです。お役人は決まりどおりに動いたらいいんですよって、それで済みますが。一応自由人である私どものお役目は、その決まりが正しくつくられたかというところからチェックするのが仕事なんです。だから、そのつもりでちょっと聞いてください。

ある週刊誌に、最近こういう記事がありました。橋下市長が教員改革を一生懸命、君が代斉唱の改革をしましたが、なぜしたか。それは、教員はおとなしくて、ああいう圧力かけても仕返しをしないから。橋下市長はもともと弁護士です。本当は警察のほうがもっと深い問題を抱えているのに警察改革をしないのは弁護士として警察の恐ろしさをよく知っているからです。弱い者を狙ろうたというような表現だったんです。

どこの週刊誌で何月号かは後で幾らでもお話しますが、私はこれを読んで、さっきのことを思いました。規則どおりにしてるから、それで大阪市のは正しいんだ。では、その規則をつくったのは誰かというのは橋下市長です。じゃあ、その橋下市長の動機が正しかったかということから検証しないと本当の意味で国民を守ることはできないです。それが自由人の議員の仕事なんです。それで、こういう質問を出したわけです。私の質問をつくった意図は実はこうだったんです。だから、お役人である教育長が何も言えませんかって言われたら、まあ、それはそのとおりなのかもしれないけど、一応、今、私、深い意図を説明しましたので、もう一度、答弁をお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 尾崎教育長。

○教育長（尾崎 龍彦君） 大阪市のそういった教育改革につきましては、マスコミ等でちょっと触れるくらいで、実際に橋下知事と話したわけではありませんからわかりませんが、今、岡崎議員さんが

おっしゃったことも初めて聞いてびっくりしておりますが、改めて政治とか、そういったものの重要性とか、しっかりしていかなきゃいけないというふうに思いますし、教育というのは、やっぱりしっかりした政治の上に教育というのは成り立つんだなというふうに改めて思いさせられました。どうもありがとうございます。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 大変ありがとうございます。議員は質問が仕事、執行部の方は、失礼ですが、逃げるのが仕事というのが私の体験談なんですけども、一応言えないことでも、ここでいろいろ意見を聞かされたから実際の業務執行の折りに配慮してくださると期待しています。

では、3番目、町長によりしくお願いします。協議会は傍聴できるか。町民代表からなる地球温暖化対策地域協議会を傍聴させてもらった。ローカル紙で知り、頼み込んで傍聴した。メンバーは他の協議会とほぼ同じ顔ぶれだった。

1番、議員や町民が自由に傍聴できるようにしてはどうか。2番、町民代表がどの協議会でも同じ顔ぶれであることをどう考えるか。3番、地球温暖化対策の協議会だったが、委員の二酸化炭素の排出係数が変化しているのはなぜかという質問に対し、委員の方が、原発のかわりに火力発電が増え、二酸化炭素の排出量が増えたためと係が説明した。その説明は間違いと思うが、どうか。よろしくお願いします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、お答え申し上げます。

1点目は、協議会を議員や町民が自由に傍聴できるようにしてはどうかとの御質問であります。現在、本町には約35を超える各種協議会等がありますが、扱う内容は様々です。

これまで、協議会等を傍聴されることはほとんどなく、傍聴の用意をしていないのが現状です。傍聴については、開かれた町政を実現のため、事前の申し出があれば傍聴はよろしいのではないかと思います。例えば、傍聴により、委員さんや説明者の発言等が協議会以外の場で批判されたり、やゆされたり致しますと、委員の皆さんが自分の自由な意見を述べにくくなりますので、そうした場合や協議会自体の運営に支障が出るような場合は、傍聴がそぐわないものもあると思います。

こうしたこともありますので、各協議会で、傍聴に関して一度検討していただくようお願いしたいと思います。

2点目は、町民代表がどの協議会でも同じ顔ぶれであるとの御質問であります。協議会は、公共機関、公共的団体、各種団体、企業代表など、多方面から委員として参加をいただいております。委員の選任方法は、各協議会の要綱等の規定に基づき選任しておりますので、複数の協議会に同じ方が委員になられていることもあります。その協議会に欠かせない団体や方々に参加いただき、意思決定をしていただくことで町政が運営されていることも御理解いただきたいと思います。

しかしながら、御指摘のように、どうしても委員が同じメンバーになりがちでありますので、例えば自治会代表であれば、これまで多くの場合、町自治会連合会の会長を充て職として考えておりましたが、各団体等の中で委員への選出が偏らないように検討をお願いすることや委員の公募等につきましても政策調整会議の中で検討したいと思います。

3点目は、地球温暖化対策地域協議会において、二酸化炭素の排出係数が変更しているのはなぜかとの委員さんの質問に対し、事務局が、原発のかわりに火力発電所がふえ、二酸化炭素の排出量が増えたためと説明したのは間違いではないかとお尋ねであります。

平成22年3月に策定した「田布施町地球温暖化対策実行計画」に基づき、庁舎及びそのほかの関連施設において行う事務及び事業により発生する温室効果ガスの総排出量の削減状況を年1回、当協議会において報告しております。

当協議会で事務局の説明の後、質疑応答の中で、委員さんが、燃料使用量のうち、ガスについて二酸化炭素排出量を算出するための排出係数が基準年度と比較して変化しているのはなぜかとの御質問

があり、事務局が、原発のかわりに火力発電所が増えたためと説明をいたしました。岡崎議員さんの御指摘のとおり間違いでございます。

正しくは、ガスの二酸化炭素排出係数は、資源エネルギー庁により編さんされたエネルギーの需給実態に関する統計より、キログラム当たりの二酸化炭素排出原単位換算を化学反応式により算出されているものであり、燃料等使用量の増減により変化するものではございません。

今後、協議会委員の皆様への御質問や御意見に対し、正確な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） では、一つ一つ再質問させていただきます。

議員や町民が自由に傍聴できるようにしてはどうか、割と否定的な答弁だったと思います。それは悪意の傍聴人が間違っただけで協議会を成り立たせないようにするというのもあり得ます。でも、まさに今、傍聴人の私がいたから説明間違いも発覚したわけです。

現に、そのときの委員と係のやりとりは続きがありました。最初の委員さんが、二酸化炭素排出計数が変化している理由は何かと質問されまして、係が、原発のかわりに火力発電が増し、この二酸化炭素排出量が増えたためと説明した後、別の委員さんがまた手を挙げて言われました。そんなはずはないでしょう。自分たちは車に乗っているけれども、車の燃費と同じで計算式に用いる計数は使用量で変化することはないですよと別の委員さんが言われました。その委員さんの質問を取り上げて議論すれば、何か正しい答えに導かれたんだと思いますけれども、その委員さんは言いつばなしで、事務局のほうから取り上げてもらえることはありませんでした。ですから、私は、終わった後、事務局の人に間違いですねと言ったんです。

このように善意の傍聴人もいるし、それに第一、町民代表というのは町民代表なんだから、後ろに何千人の町民、例えば、婦人会なら婦人会に総婦人会、連合自治会長なら全自治会員を背後に持っておられるわけですから、そういう構成員の、公の構成員が傍聴できるほうが普通と思うんです。予防的な観点ばかりで、結局、秘密会議的に終始してしまうのは、先ほどの例ではありませんが、民主主義に反してますよね。

2番目、町民代表がどの協議会でも同じ顔ぶれというのは……。失礼しました。町民代表がどの協議会でも同じ顔ぶれというのは、それぞれの組織の代表者を招待するからですね。どの協議会でも同じような組織に声をかけるんです。だから、参加者も同じになります。それはいろいろ理由はあるでしょうけれども、実質的に民主主義が実行できてないということのほうが大事と思うんです。

済みません、協議会で検討してもらおうとおっしゃったけども、協議会たくさんあるんですから、役場自体で検討してほしいです。協議会の委員長がそんなこと考えてくれと言われてもきっと困ります。委員長さんも何かの代表で呼び出されとってわけですから。自分らで考えろって。あなたたちが言うてきたから引き受けとるだけなのに、自分らで考えろっていうのはちょっと筋が違うんです。

やはり基本的なところから役場のほうで、こういう民主主義のチェック機能っていうか、直接民主主義っていうか、そういう機能を果たしている部分について、もっとちゃんと仕事ができるように持っていくのが、またこれが役場の役目なんです。それをよろしく願います。一応、いかがでしょうか、返事ください。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お答え申しましたように、協議会、開かれた町政あるいは民主主義の根本ですというお話であります。協議会もいろんな形で協議会をもって行った上で、町のほうへ報告を受け、あるいは町も参画して一緒に協議するというような形で協議会をやっておりますし、決して傍聴を拒否しているわけではありません。傍聴できるようにやっていきたいという状況であれば、傍聴のかなうような形でやっていかなきゃいけないというふうに思いますが、ただ、協議会を今組織されている

皆さんの御理解もいただかなきゃいけない。

先ほど御答弁申し上げたとおりであります。言いたいことが言えんような傍聴がいっぱいおつてもなかなか難しいというのがあるかもしれませんし、いや、それはようけい来ちゃったほうが私どもも意見がはっきり言えるというのもあるかもしれませんので、その辺はしっかりとそれぞれに協議会を開かれるという状況において話をしていかなきゃいけないかなというふうに思います。

それと、2点目の同一人物と、失礼しました、同一委員さんというのが多いという質問であります。事実、同一の関係は、それぞれ団体が町にあります団体からお願いするという経緯がありまして、同じ団体でも自治会連合会を見ますと、自治会連合会の会長さんの名前が皆いってしまう。できることなら自治会連合会で人選していただいて、やっぱりやっていっていただく。あるいは婦人会でも一緒だろうと思います。婦人会の会長さんのお名前だけが挙がってしまうんじゃないし、婦人会には各団体組織があります。その中からやはり委員さんに選んでいただく。

また、協議会におきましては、まるっきり組織内容が違います。協議会においてはダブらない。本当、若い方もおられますし、あるいはそれに専門に非常に詳しい方等が参画されている協議会もないことはないわけです。ただ、内容によって、やはり同じような形の委員さんが選ばれて出るといふことはあります。

町からお願いする会の形で、別に決めてやっているわけではありません。お願いをして、団体等にお願いをする。あるいは企業等にお願いする形で、あるいは商工会においては、それぞれその立場においてお願い申し上げた中で委員さんが選出されて出てくるということでありまして。なかなかお願いしても決まらない委員さんもいらっしゃいます。その場合は、町のほうからお願いしていくというような協議会委員さんもないことはありません。

快く引き受けていただける町民の皆さんが多いほうが、町は協働のまちづくりに参画するんだと。そして、岡崎議員が言われる民主主義とはいかにあるべきかということが、やはりわかっていただけ町になるんだろうと思いますので、これからもそれに向けては、委員選出については努力していくべきではないのかなというふうに思っております。

以上です。

- 議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。
- 議員（11番 岡崎南海子議員） 何月何日、こういう協議会がありますというのは広報公示をされていますか。
- 議長（谷村 善彦議員） 長信町長。
- 町長（長信 正治君） どういう協議会がありますよという公表はしてありませんが、一部の関係には、多少そういう協議会がありますよというものが出るかもわかりません。公示はしてありません。
- 議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。
- 議員（11番 岡崎南海子議員） では、ごく普通の町民は、そういう区の町民代表になる可能性がない普通の町民は協議会の存在さえ知らないという状態なんですね。
- 議長（谷村 善彦議員） 富田副町長。
- 副町長（富田 辰也君） 本来、協議会というのは、町民皆さんからお知恵を聞くのが協議会の目的。町民皆さんから聞けないから、いろんな各種団体から代表を出していただいて、町民のいろんな団体の方から御意見を聞きながら決めていくと、そういうのが協議会のあり方だと思っております。
- 議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。
- 議員（11番 岡崎南海子議員） つまり、町民参加の会ですから、こういう会が何月何日、役場にありますと、町民全員に知らせてもいいですよ。
- 議長（谷村 善彦議員） 富田副町長。
- 副町長（富田 辰也君） そこまではやってはないのが現実です。
- 議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 現実はそのですけども、建前は町民の行政参加なんですから、やってないなら明日からしてほしいです。

それと、もう1つお聞きしますが、事前、傍聴しようと思っても、会があることを知らなければ傍聴も、毛頭それ以前の問題でできないんですが、たまたま何かのきっかけで協議会があることを知ったとき、私は傍聴したいと思ったときはどうしたらいいでしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） 富田副町長。

○副町長（富田 辰也君） 濟いません。もう一度ちょっと。質問がよくわからなくて。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 協議会を公示してないとのことで、町民はその協議会をあることさえ知ることにはできないけど、例えば、私のこの度のように、ローカル紙で見たりして、協議会が何月何日にあると知って、聞きたいと、傍聴したいと願ったとき、どういう手続をすれば傍聴が可能になるのでしょうか。何か、さっきの答弁では、傍聴自体すごい難しいような感じで、私がこのたび傍聴してもらったのは議員だから傍聴させてもらったのかなとか思ってしまうのでお聞きしました。

○議長（谷村 善彦議員） 富田副町長。

○副町長（富田 辰也君） 本来、先ほど町長が申しましたように、その辺の協議会の傍聴というのを、基本的に今まで、そうした想定をしたことはございません。ですから、先ほど町長言いましたように、協議会でお話をしながら、その手続というのは、要領にしていくか、というのは、今後協議をしていかなければならないというように思っています。現在、その手続というのはございません。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。5分です。

○議員（11番 岡崎南海子議員） では、一応傍聴も想定外であると。町民から言うたら、傍聴はできんものと思うちょっとほうが怪我はないわけですね。

それで濟みません。もう1つ聞いてごめんなさい。私は協議会員になりたいですというときはどうしたらいいですか。別にいろんなグループのリーダーでも何でもない普通の人です。でも、いろいろ意見があるから協議会員になりたいんですと思ったら、どういうふうにしたらいいですか。

○議長（谷村 善彦議員） 副町長。

○副町長（富田 辰也君） 先ほど町長、答弁申し上げましたけれども、協議会には規定等設けまして、協議会の委員は、例えば自治会代表、婦人会、PTAと、いろんな各種団体等の代表者を要綱等で決めている場合がございます。だから、公募というものがございますし、その辺で、なりたいというのは公募という形になるかと思えます。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） じゃあ、今の時点で公募が可能なのでしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） 副町長。

○副町長（富田 辰也君） 公募という形をとっている委員さんについては公募で決めていくというように思っております。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 濟みません、時間がないので。つまり、公募の形をとってない協議会は金輪際参加さしてもらえないんですね。役場で何かいろいろ決まりを決めて、それにのっとって協議会員も選任してるようですが、その決まりどおりに動かないといけないので、私、協議会員にさしてくださいということは言えないわけですね。

○議長（谷村 善彦議員） 副町長。

○副町長（富田 辰也君） 先ほども言いましたように、各団体をお願いしておりますので、各種団体の方から代表を決めていただき選出して、協議会に出してもらおうということです。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） よくわかりました。

それでは、先ほどの前の質問と同じようになりませんが、そういうがんじがらめの協議会はやめて、役場がつくった規則そのものをやめて、自由に協議会に参加したい人は参加できるような規則につくり直してほしいですが、どうでしょうか。こういう考え方はどうですか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先ほども申しあげましたように、協議会の在りかたというのは、やはりいろんな各種団体の方の代表者をもっているんな協議をしていただくというのが協議会の目的でありますから、そういう方向で進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） それが協議会の目標であるというのは、そういうふうはこの田布施町役場が決められたんじゃないですか。憲法にあるんですか。

○議長（谷村 善彦議員） 富田副町長。

○副町長（富田 辰也君） 要綱等で決めております。

○議長（谷村 善彦議員） 岡崎議員。

○議員（11番 岡崎南海子議員） 田布施町役場独自に決めたのなら、本当の正しい行政のために、そういうところも考え直してほしいです。よろしくお願いします。

済みません。最後のところにいきます。

地球温暖化対策の協議会の方が…。

○議長（谷村 善彦議員） 時間が迫ってございます。

○議員（11番 岡崎南海子議員） このことでもう質問、答弁という時間ないので、ちょっと一言だけ言わせてください。

二酸化炭素の、いかにも原発で二酸化炭素を出してないような言い回しだったんですね。でも私、議会だより110号に表を載していると思いますけども、原発、燃料つくったり廃棄物処理のとき十分石油使って、二酸化炭素出してるわけですね。ここの認識を改めてほしいなと思いました。時間がないので、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（谷村 善彦議員） 以上で、岡崎南海子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（谷村 善彦議員） 次に、國永美恵子議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 通告をいたしましたとおり、お尋ねをさせていただきます。

まず、禁煙についてお尋ねをいたします。

先ほどと申しますのは、この議会が再開前の休憩中なのでございますが、町長に今日は町長、皮肉をたっぷり押し込めまして、「今日は町長に大変喜んでいただける質問を出しました」。このように申しましたら、町長も「ありがとうございます」と心よく答えてくださったので、これは私、「1回目の答弁、期待できるぞ」と、このように思っております。それでは、本論に入らせていただきます。

町の広報No.874、5月25日付によりますと、5月31日は世界禁煙デー。山口県でも喫煙防止の取り組みを行っていますということであります。

私は以前から、小中学校敷地内の全面禁煙、役場庁舎内あるいは公用車の禁煙について申し上げてまいりました。「検討する」とか「努力する」とかという前町長のお返事でした。今や、公の場でのたばこを吸わない、禁煙、こういうことはごく普通で当たり前のことになっております。

政府はがん対策推進基本計画の中の成人喫煙率19.5%を10年後には12%に下げるとしております。町広報にも書かれておりますが、たばこを吸うことは社会的に損、家計の負担になるほか、モラルの面でも信頼を失うということです。この際、職員の就業時間中、お昼の休み時間を除きまして喫煙禁止にされてはいかがでしょうか。お隣の広島県では、竹原市が5月1日から、三次市ではその1か月後から職員の就業時間の全禁止が行われているそうです。それ以前にも、町村の段階で取り



組みがあると聞いております。

山口県に問い合わせましたところ、県では状況の把握がないということでございました。県内に実行されている市、町がないのであれば、県一を目指して名乗りを上げてはいかがでしょうか。本町にたばこを吸わない職員も多いと思いますが、町長が吸われますので、職員も声を上げにくい、こういう面があるかと思えます。予算も要らないことですから、町長の決意で、明日からでも実行できるかと考えます。お尋ねをいたします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、國永議員さんの質問に対して。

禁煙についてということでありまして、先ほど休憩のときに、町長にというお話がありました。私は「ありがとうございます」ということで対応したんですが、それはそれとして、私自身の考えもありますし、あるいは國永議員さんが今質問された内容については十分理解できる場所もありますので、お答えをさせていただきます。

禁煙問題につきましては、平成15年から施行された健康増進法において、事務所その他多数の者が利用する施設を管理する者に対して、受動喫煙防止対策を講ずることが努力目標、義務化され、官公庁施設もその規定の適用を受けることから、本町でも、公共施設での禁煙を実施しております。

山口県でも、5月31日の世界禁煙デーに合わせ、山口県たばこ対策ガイドラインの内容や喫煙の健康への影響について、広く県民にPRするとともに、世界禁煙デー関連キャンペーンを実施されており、これを受けて、本町も町の広報にたばこの害やたばこ対策を掲載し、その普及啓発に努めております。

町職員の就業期間中、昼休みの時間を除いて喫煙禁止にすべきではないかとお尋ねです。県内の市町、先ほど國永議員も言われましたが、勤務時間中を全面禁煙にされてるところがあるかどうか確認しておりません。昼休みを除き、禁煙を試行、実施される自治体が出てきていることは存じておりますが、こうしたことを踏まえ、役場内に設置する衛生委員会や課長会議など、勤務時間中の全面禁止について検討させていただきたいと考えております。

この答弁書にはうたっておりませんが、私自身は今、胸にたばこが入っております。たばこのヘビースモーカーであります。たばこはモラル、吸う人の責任において、周りに迷惑かけちゃいけないなど。ただ、それが見えないうちに迷惑かけてる部分があれば、自らそれをただしていかなきゃいけないというふうに思っておりますし、私も4年数カ月前に、病院にお世話になった経緯があります。そのときに「先生、たばこはいけませんね」という話をしました。先生が言われたことは、「吸わんにこしたことはない。だけど、たばこ以外にも悪いことといえば、ストレスをためて障害を起こすんなら、すぐやめなさいとは私はよう言いません」そういうふうに言われました。「じゃあ吸ってもいいんですか」と言ったら「本人の自覚に任せる」ということでございます。ですから、以前、たばこを随分吸われた方も議員さんの中にいらっしゃいますが、あのとき一緒にやめてれば、私もやめられたのかもしれませんが、今もって、たばこの誘惑に勝てないで続けているというのが本音であります。

ただし、質問にありますように、庁舎の勤務時間ということ、あるいは昼の休憩ならいいんだということであれば、本当の禁煙であれば、昼の休憩も本当は庁舎内全員禁煙とすべきのが本音だろうと思います。であるからには、中途半端でないほうがいいような気もしますが、私自身が、まだ現在、その境地に達しておりません。しっかり、職員含めて研究していきたいというふうに思っておりますし、また、取り上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 昼休み時間まで職員を拘束するのは私は酷かと思うんです、逆に。

昼休み時間については、私は自由でいいだろう、こういうふうに思っております。竹原市も3カ月お

やりになると。3カ月ほどはめどに喫煙者、非喫煙者双方の意見を聞くなどして検証されるということだったんですが、目立った問題もなく、そのまま引き続き、仕事中の喫煙禁止というふうにされているそうです。ですから、田布施町でもできると思うんです。

ここのところは、吸わない職員の声もしっかりと聞いていただきたい。やはり、たばこを吸うということは席を立つわけです。そこのところにね、町長、ぜひお考えを集中させて、吸わない職員がどのような気持ちでいるかということ、そこをお考えいただきたいんです。よほど、町長がおっしゃるようにストレスがたまってですね、仕事ができないというようなことになると、これはもう、単純に喫煙の禁止とか禁煙とかということ、それはもう病気として取り組まなきゃいけない事態なのかもしれないですね。

ですから、それに今ね、なんだかんだおっしゃってるけども、世の中の流れですから、いずれやるようになると思います。それは何だかんだ言って、検討するとかおっしゃって、ずうーっと引き伸ばされるかもしれないけれども、必ずこういう時代になってくる。もう実際になってるんですから。

町長がお好きな県一の町づくりですね。ここに合わせて、町長室のボードの前で「田布施町は一番乗りでこれをやります」と記者会見されればいいじゃないですか。田布施町の宣伝もすればいいじゃないですか。私、このように思うんですよ。それでぜひね、これを早い時期にやっていただきたい。私「明日からでもできますよ」と申し上げましたが、それはかなり無理があるろうと思います。それで10月1日からというのはいかがでしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 先ほどお答え申し上げましたように、私個人の問題もありますし、職員の問題もありますし、喫煙する者の権利もありますから、一概に早く町長の権限だけで出せるかといいますと、出せないことはないかもしれませんが。多分質問の中で「町長、自分で決めれば済むことやろう」というふうに多分言われるんじゃないかということでおりましたら、やわらかい御提言であります。

ただ、一応そういう衛生委員会あるいは会議等やっておりますんで、質問出たら（ ）言われるんでなしに、やっぱりしっかりした意見も聞いておきたいというふうに思います。

そして、ただ懸念される部分があるんですが、たばこの値上げによりまして、私は非常にたばこよく買いに行きますから、そこのお店の方が言われたんですが、「あんたら、わたらの職、失わすようなことしたの」という方が1軒だけ。よく買いに行く店ですから、私に平気で言われたのだと思います。つらい思いもいたしました。

これはまあ、國永議員が言われるように国の方向性といいますか、今、自然にそういう流れの中にあるもんですから、たばこを販売される方が苦しい思いをしてるのも事実だろうと思いますし、それが決して良いとか悪いとかじゃなしに、時代の流れに沿ってるんだというふうに思います。国自体もJTというたばこの会社ですが、それらも含めて「たばこは健康によくないよ」ということで確かに言っておりますから、十分職員と話をして國永さんの期待に沿えられるように一生懸命取り組んでいくし、私自身もいち早くそれに（ ）かねばというふうに思います。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 10月1日からの期待をさせていただきたいと、町長、このように思いますんで、それで一言、一言というか、ちょっと申し上げたいことがあるんですが、喫煙場所はね、女子トイレの近くはやめてほしいんです。女子職員の声も聞いてください。あそこへ行くとね、必ず出入りのときにね、向こう側の男性職員のたばこの吸われる方と目が合ったり、1階の更衣室の向こうですからね。あのあたりから出入りが見えるんですよ。そういう声も以前からあるんです。ですからこの点はね、しっかり町長、配慮をいただいて、すべての職員にちゃんと受け入れていただけるように、10月1日からの期待させていただきたいと思ひまして、2問目に移ります。

済みません。ちょっとね、一言申し上げるのを忘れておりました。実はね、県に問い合わせたんで

す。「県はやってらっしゃいますか、県庁は」そうするとですね、「いや、県庁はやってない」ということでした。「県はたばこ対策室とかいろいろあって、県から発信されるのに、何で県庁でおやりにならないんですか」と申し上げたら、「もう一度お名前の確認をさせてください」と言って名前を、住所は田布施町しか言いませんでしたけれども苗字だけ言って、そういう話もしました。県庁でも検討されるかもしれませんが、ぜひ早目に、10月1日からやりましょう。

2問目に移らせていただきます。

安全・安心な町づくりについてということでございます。

第5次総合計画で「住みよき山口県一の町づくりを進める」としておられます。町づくりの基本目標の1つは安全・安心な町となっております。住民の防犯・防災意識を高めても、町の基本方針に誤りがあれば、住民の安全・安心は足元から崩れます。町長の施政、この施政は田布施の「施」の施政です。施政は住民の命に直結するものです。町民の暮らしと命を守る政治の役割は重要です。

そこでお尋ねいたします。7月18日の全員協議会におきまして、(1)土砂災害マップの作成について、(2)西田布施保育園の改築案について説明がありました。土砂災害マップの説明の中で、西田布施保育園は土石流の影響を受けて、避難所にもならない場所であることがわかりました。その場所に保育園を全面改築を行うというものでありました。改築案はその後、中止となりました。

そこで、1点目に、西田布施保育園に係る災害区域が間違っていると思われませんか。2点目に、災害警戒区域と承知で保育園改築案を議会側に説明されたのでしょうか。3点目に、土石流の影響を受けることに全く気づけなかったのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

○町長(長信 正治君) それでは、2点目の安全・安心のまちについてという御質問に対してお答え申し上げます。

この中の1点目は、田布施保育園に係る災害区域は間違っているかと思うかとお尋ねであります。今回の土砂災害警戒区域の指定は、平成23年度において、山口県が実施した土砂災害区域に係る基本調査において、土地の形状や過去の災害を踏まえ、現地調査を行い、町内395カ所を土砂災害警戒区域として指定しております。西田布施保育園はその指定区域に含まれています。

次に、2点目の、土砂災害警戒区域と承知で保育所改築案を議会側に説明されたのかと、3点目の、土石流の影響を受けることを全く気づけなかったのかとの通告のお尋ねについては、併せてお答えいたします。

土砂災害警戒区域は県が急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域を、土砂災害防止法に基づき、指定するものです。

指定するまでには基礎調査、説明会、縦覧、意見照会などの手順を経て、指定の告示となります。本町の土砂災害警戒区域は、町全域を対象地域として、本年4月17日に県により告示がされております。

西田布施保育園の改築案については指定された後のことでありますが、議員さんも御承知のように、西田布施保育園の場所は背後に小高い山を抱えてはいますが、なだらかな地形で、土砂災害警戒区域や土石流の影響を受けるような場所ではないという先入観により、そのことに気づきませんでした。関係者には大変御迷惑をおかけしました。今後このようなことのないように、関係課との連携をより一層図りながら、安心・安全なまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(谷村 善彦議員) 國永議員。

○議員(6番 國永美恵子議員) 関係者にという関係者はどの範囲を指すのでしょうか。

○議長(谷村 善彦議員) 長信町長。

○町長(長信 正治君) あそこの保育園の管理をしていただいております、運営していただいております関係の方を含めて、地域の方で、直接あの方に対して話したことはございませんが、一部、土地

の所有者に話したかどうか、私は聞いておりませんが、もしそれがあるとすれば、その関係者だというふうに思います。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 議会はいいんですか。関係者じゃないんですか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 議会の御指摘でありありがとうございました。正直言いましてお詫びを申し上げなければいけないんですが、うっかりでこんなことをやってちゃいけないんですが、安全・安心の状況から言いまして、たまたま、年度の予算関係等を含め急いでやるような状況があるということ、告示されたマップをしっかりと町内全域を見るということの手落ちがあったことだけは、本当、深くお詫びしますし、また、議員さんから、協議会の中で御指摘をいただいたことを、即「そんなことはできない」ということで中止させていただいたんですが、あれがもし、指摘がなかったら、もう少し先に延びちよったんかなという不安さもあります。ありがとうございました。御迷惑かけました。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） わかりました。私が望む答弁はお詫びとかそういうものではない、これからのことがどうするかということなんですよ。町長の政治姿勢の、もしかすると、この姿勢は姿のほうの姿勢でございまして。一端がここにあらわれているのではないかということ、ちょっと懸念をいたしまして、こういう先入観とかいろいろありましても、もしかしたら町長は体調が悪いのかなあと、こういうことも思いました。

こういうものは、職員それぞれ自分の担当、一生懸命やって町長のところ、副町長のところへ持っていく、仕事をしてると思います。そこから先は、やはり町長が常日頃、どのような気構えで町長としての職務を全うされるかと、ここにかかってくるんだろうとっております。ですから、私は町長は、これからもう一切こういうことのないようにということでしたら、本当に安心・安全な町もちゃんとできていくかなと思います。

もう1点ですね、高川議員が朝、午前中に内部統制の強化についてとおっしゃった。まさに私、聞いておましてね、こういうところに、私がお尋ねしたことは当てはまるのかなとっております。

そこで町長がね、高川議員に対しての御答弁の中で町長の御答弁、内部統制の強化が大切とおっしゃる。それから、住民からの信頼についても認識していると、このように言葉はちょっと違うかもしれませんが、こういうふうに私は受けとめました。まさに、住民がどういうふうに思うか、そして安心できるというものは、本当に何もミスのない、それは単純なミスなら私はそれはしようがないんですけども、今回のような命に関わるこういうことはあってはならないことだと思っております。ですから、町長が、今後どのような気構えでおやりになるのか。特に政治姿勢、ここについてお尋ねしたいんです。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私の姿勢をしっかりと確認したいということだろうと思います。午前中の内部統制であります、高川議員さん言われたように、新たに考えておりませんが、現在行われている形においてしっかりと、内部統制をしっかりとすることが大事だという答弁をさせていただきました。

町が抱えております一番大きな項目は、田布施町の住民の皆さんが安心して、そして安全で暮らせる町をつくるということが第一でありますから、それに向けてしっかりと今後も対応してまいりますし、それぞれ所管の関係に十分注意を申し上げるとともに、私の姿勢が試されているという状況に今、発言されたのかもしれませんが。別に最初が悪いわけじゃありませんが、しっかりと今後も田布施町の住民を守ると同時に、町民の皆さんのために、誠心誠意しっかりと頑張っていく覚悟には変わりございません。これからも、そういった安全安心を含め、市民生活に基づいた対応をしっかりと踏まえてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） よく申し上げる言葉といますか、私が好きな言葉なんです、町長は町民みんなの町長、町長に1票入れた人も入れない人も、選挙権を持たない人も町民みんなの町長、その町長がおやりになることは、単純なミスですか、あるいは気がつかなかったことで命に関わってはいけないと思いますので、しっかりおやりいただきたいと思っております。安心・安全な町、山口県一の町をここでもつくっていただきたいと、このように思っております。

3番目に移らせていただきます。

防災について。これは午前中、お二方が、お二人の議員がお尋ねになりました。9月1日は防災の日です。東日本大震災、福島第一原発事故以来、住民の原発に対する意識、防災に対する意識が変わってきております。このほど、国は南海トラフ地震の被害想定を公表しました。県も市町別の被害想定を公表するとしております。国の中央防災会議は防災計画を見直し、原発からの重点区域を、今まで原発から8から10km圏を30km圏内に広げるとしてしております。これにより、自治体の地区防災計画も修正されることとなります。地震、津波、原発と最悪の被害想定をする中であっても、命を守ることを最優先にすることです。

避難体制の整備や日常的に改善すべき点も住民任せにすることなく、行政の対応が重大です。本町の対応をお尋ねいたします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 3点目の防災についてのお答えを申し上げます。

8月29日、国は南海トラフ巨大地震により、津波高、浸水域等及び被害想定を発表しました。内容につきましては、先ほど来から触れておりますので省略いたしますが、今後、山口県では、この推計結果をもとに、より詳細な地形データや堤防等の現況を加え、最大震度、津波高等の再推計を行うとしておりますので、町といたしましては、今後、県の詳細な推計を参考に、田布施町防災会議を開催し、田布施町地域防災計画を見直すこととしておりますので、今後関係機関、自主防災会とも意見交換を行い、避難場所、避難方法等を具体的に決定してまいりたいと考えております。

なお、被害想定につきましては、山口県で建物倒壊による死者が約60名から80名、津波による死者は100名程度と発表されておりますが、市町別のものはまだ示されておられません。

以上であります。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 個別なものというかどうかというのがあるかということなんです、もちろん、以前から言われております家具の転倒防止策とか、それ、私も知らなくて新聞を読んで知ったんですけども、揺れを感じると通電を遮断する感震ブレーカーというのがあるんだそうですけれども、これをつけておくと火災の防止になるというんですね。火災で逃げ遅れたりとか、火災が発生しないというのも大事なことで、これの設置もいいというふうに書いてあったんですが、これを町内の例えば、これが幾らぐらいするものか私、知らないんですよ。これって幾らぐらいするものなのか、あるいは町の避難所とか、そういう要所要所についてるのかどうか、1点お尋ねいたします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ちょっと私も今、町内についてるかどうか、ちょっとそれについてはわからない。ただ、こういったものが話に出ているので、これから県のほうからもすぐ連絡とれたらやるんですが、町の防災会議等でしっかりその辺を取り上げて対応していかなくちゃいけないかな。もし、そういうのがあれば非常に安心して、火災発生抑えることができる、命も助かるわけです。ただ、今言った予算も私、知りませんし、その辺、しっかりこれから、防災会議等の中で研究、検討していきたいというふうに思います。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 例えば電気が停まってる、また通電等、通ったときに突然いろんな

トラブルで火災が発生したりというようなものもありますのでね。そういうところも含めたら、考えたらこれもいいのかな。個々の家庭がつけるのであれば、町もここに補助を出してくださるともったいいかな。ただ、これが幾らぐらいするものかとわからなかったもんですからね、町長御存じかとお尋ねしたんです。よくこういう、どのくらい効果があるのか、これをつけるとどうなるのかというのも研究していただいて、希望者に補助が出せるものなら補助の検討もしていただけたらいいかと思えます。

先日、9月8日の日、今朝藤山議員もちょっと触れられたけど、伊予灘で地震が起きまして、田布施が震度3でしたかね。こういうこともありました。伊予灘といえば私が何を知りたいかというのは町長おわかりいただけると思うんですけども、伊方原発ですね。伊方原発に関するものが入ってくるのかどうか。防災計画そのもろもろの中に入ってくるのかどうか。田布施町は30kmにならないということで何も無いのかということとを以前から申し上げてることなんですけども、このような具体的な数字が出てきましたときに、上関と田布施町とどれだけの差があるか。海の上ということに關したら、その距離はそら確かに30kmないかもしれないけれども、田布施町だってそんなに変わらないと思うんですよ、影響が。素人考えで申しわけないんですけどもね。

そうすると、伊方というのは、やはりいろいろな面で防災の中に入れておく必要があるかと思えます。その前に聞いたときには、県が入れないとか何とかって話だったと思うんですけど、国、県に関わりなく、田布施町は町長がまず先頭に立って守るところにいきましたら、伊方原発のことも、私はここにひとつ、防災計画の中に何らかの方法で入れるべきじゃないかと思えます。いかがでしょう。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 以前のご質問にもお答え申し上げました。原発につきましては、伊方が一番田布施町に近いと。ただ、それ自体が問題が起きたときは、風向きによっては、田布施も日本列島と一体のようなことになるという話もしていましたが。

伊方につきましては、今回東南海等の防災に関わるという。県の方も、その対応については多分やってると思います。まだ話はしていません。私ももし防災会議等やるについてはその辺をちゃんと調べて、県がどういう対応をしているし、田布施町もこういう対応をしていきたいという話が出せるようにしていかなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 新聞報道によりますと、四国電力が言ってることなんですけど、伊方原発の津波想定は最大3m。伊方原発の敷地内、高さが10mだから、南海トラフの地震、津波の影響は受けない、こう分析したというふうに、四国電力のほうのことが書いてある。新聞報道で。私が確かめたわけではございません。だけどこれを信じていいのかどうかと、大変不安なんですよ。ですから、申しましたように、原発に関することもぜひ入れていただきたい。

上関原発は今、ああいう状況で、ございませんので、これはこれで、特に防災計画というものには入らないと思いますが、以前、交付金について、「町長もう何もやめたらどうですか」と申し上げたら、町長が1人で、ちょっとね、いろいろ周りのこともあるようなお返事だったんで、でもね、光市長はね、「もうやめた」ということをおっしゃったんですよ。新聞記事の中にあるんですよ。新聞記事が嘘なら、それはわかりませんけれどもね。交付金を受け取らないというようなところで、町長もご覧になったんじゃないかと思うんです。

ですから、これも町長が御自身で判断されていいこと。特に、伊方原発についてはしっかりと判断をしていただいて、本当に逃げなきゃいけないんだったら、田布施町民がどこに逃げるかというようなところまでも必要ではないかと思えますので、どうぞ国任せ、県任せにしないでください。そういうことで、防災のほうは置きます。まだ今からいろいろ出されるようですので、今後、聞いていけばいいかと思えます。

最後の質問をいたします。

施福会たぶせ苑についてでございます。6月議会でお尋ねをいたしましたところ、町長は、施福会についてはパートナーとして支援していきたいということでした。平成27年度で町の補助は終了いたします。そのこともお尋ねしておりますので、町長が今後、協議が必要と認識しておられることは承知しております。

まず、たぶせ苑は民設民営ということ、しかしながら、土地は町が無償で貸して、今までの金銭支援、それから覚書の件、これもございます。町長も協議が必要とお考えになっているのであれば、27年度を待つのではなく、今から始める課題と私は考えます。町長のお考えをお尋ねいたします。

覚書は田布施町だけが守る約束事ではなく、田布施町と施福会両方で交わされたものです。覚書がどのように実行されておりますか。お尋ねをいたします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、4点目の施福会たぶせ苑についての御質問にお答え申し上げます。

まずは、平成27年度でたぶせ苑に対する財政支援が終了するが、たぶせ苑との今後の関わりについてどのように考えているかのお尋ねであります。

特別養護老人ホームたぶせ苑については、開設当初から町と関わった経緯も踏まえ、町民の信頼に応えられる事業が遂行され、また、健全な経営等が行われているように、財政面や運営面などの支援を行ってきました。

まずは、財政支援については、たぶせ苑開設から平成17年度までの間、借入金の元利償還金を補助しており、18年度以降についても償還金の利子補給をしておりますが、たぶせ苑建設当初の資金借入れが平成27年度で完了しますので、この支援も27年度で終了となります。一方、運営支援については、高齢化が進む中、町民の信頼や要望等に応えられるように、町長または副町長が理事として事業運営に関わり支援してまいりました。

今後であります、町としてはパートナーとして引き続き施福会の運営を支援していくとともに、本会に無償貸与しております土地の取り扱いについても、今回の経営等を踏まえた中で検討していかなければならない課題であると考えております。

次に、覚書はどのように実行されてるかということですが、まず、施福会についてですが、信頼に応える事業運営に当たっておられると思っております。

人事協議につきましては、役員の選任については事前の協議を受けておりませんが、今後は協議されるものと考えております。

また、財政面または運営面においても健全な経営に努めておられると思えますし、介護事業等運営事業では、お互いに連携をとりながら、相互の信頼の保持に努めているところであります。今後とも、町としては、施福会が町民の信頼に応えられ、引き続き健全な運営がなされるように支援してまいりたいとの思いであります。

以上であります。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 町の考え方の基本ということなんです、その民設民営ということになりますと、私は6月議会でも申し上げましたけれども、どうなんだろうというふうにずっと思っておりました。民設民営はこういうことでもいいのかなという。

さっき、私の前に岡崎議員がちよっと質問をされましたけれども、民設民営なのか公設民営なのか。民設民営なのになぜ社会福祉法人、特別にここだけという不信感というのは、やはり町民の間に生まれるんじゃないか。そこをクリアするのが覚書と、私はこういうふうに思っているんですけどもね。そうすると、協議もこれからはするよと、町長のお話。

ですから、この基本をどう考えるのか。本当に民設民営をしっかりとやっていくのか。だけど、ここにあっても、事実上は公設民営だよと、こういうふうにおっしゃるのか、そこがポイントだろうと

思うんです。事実上の公設民営化、その建前の民設民営化、ここにかかってくる。これからの方針というのはここにかかってくるんじゃないかと思うんですけれどもね。

町長、パートナー、パートナーと言ってもですね、一番肝心な部分がしっかりしていきませんか、単純にパートナーと言っていけないものではないし、もし、社会福祉法人に係ることでしたら、保育園もありますし、ほかにも町にございますし、町と関係の深い社会福祉法人、申しあげましたように、保育園、特養、いろいろございます。ですから、この基本を私は町長にしっかり考えていただきたいんですよ。本当に民設民営と言えるのか。いや、民設民営だけど事実上公設民営と、公の前でおっしゃるのか、どうでしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 民設民営には変わりありません。ただ、國永議員も御存じのように、設立当初の関係から言いましたら、設立していく上に必要な財源として、町が無償でバックアップしている部分がある。あるいは、あそこの施設の総合計画の中に、当時の総合計画です。今でも挙がっておりますが、ふくしの里構想という大きな組織の中において、あそこに特養をつくるんだと。そして、特養以外にもそういった関連施設をあそこに集めて、田布施町の高齢者、特にそういう施設を利用される方に対して、安心して、あるいは田布施町に限らず、地域の皆さんが安心してあそこが使えるようにしていくというのが、町としての建前でありますから、民設民営に対しての支援体制として町はやっていきますよということでありますから、公営民設という表現はおかしいと思います。

また、先ほど言われましたように、いろんな法人には、やはりそういった面での支援をやっております。ちなみに、一番身近には城南学園の敷地等の、貸付け等の形があったり無償でやっていたりしておりますし、あるいはいろんな面でそういう関係がありますが、このたぶせ苑におきましても、財政状況等勘案して、一応27年度で契約も切れます。それ以降の運営状況をかながみながら、将来には、そういった環境を踏まえて土地の問題、あるいは運営状態等については覚書に基づいて協議をさせていただき、しっかりとお互いに、町民のそういう施設利用が十分かなう、やっていかなきゃいけないという認識でありますから、そう御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） その民設民営はわかってるんです。ただ本来の、どう申し上げたらいいですかね、すべてが民設民営の方向に行くのかということなんです。ほかの法人と同じようにという意味合いも含めて民設民営とおっしゃるのかと思うんです。今すぐお答え、非常にお答えにくいんだろうかなと思いますんで、ちょっとこれはまた、機会がありましたらお尋ねいたしますけれども、土地の契約というのはどうなっているんですか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） あれを経営する当初から、一応土地については無償であそこを貸与してやっていく、という状況であります。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） いや、それはわかってるんです。もう最初からそういうことでしたからね。私がお尋ねしたいのは、ちょっと資料を見ますと、20年というような契約があったようなのを目にしたんですけれども、そうしますと、平成29年3月31日まで。それが自動更新なのか、それももろもろわかりませんが、そのところでどういうふうにされるのか。

財政支援も考えたところの時期の問題でもあるんですけれども、こういう土地の契約というもの、決しておろそかにできないし。ですから、一体20年なのか自動更新なのか、29年3月で一応のめどがつくのかということと、それから、相手方の意向、土地に対する相手方の意向を町長御存じですか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） ちょっと契約が20年なのは担当課の方から答弁させます。私ちょっと記憶



にないんで。20年間、土地の契約からちょっと。当時私も関わっておりましたんで大体のことは覚えてますが。先ほどちょっと申しましたように、あそこのふくしの里構想でスタートして、特養をつくると。それと同時に、その後、引き続いて、関係が中間施設の老健をつくって、そこは土地を購入されてつくるという状況等があったり、いろいろな関わりの中で、まだ町が単独で持つてる土地もある一角にあるわけです。将来はやっぱり「あそこはふくしの里構想だよ」というのは、生きてる限りは、そういったところも含めて活用していかなくちゃいけない。

現在、運用いただいている施福会につきまして、土地との正式な話は一切まだしておりません。別に土地をどうこうとはしておりませんが、運営等、これからスムーズにいけば、やはり、これは町もしっかり支援はしますけど、独立性のある自信の持った運営をしていただくのも一つの主眼だという認識を私自身が持っておりますから、土地についても、27年度以降には考えていかないといけない。あるいはちょっと29年と聞いて、急がなきゃといってもまだ先の話です。もし契約がそういう状況で生きちよるんなら、その辺、また早くで対応していかなくちゃいけないかなという認識を新たに感じました。

貸付期間が平成9年から平成29年までになっています。はい、わかりました。ありがとうございます。記憶がないんですよ、これ。申しわけございません。そういう状況であります。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） ですからね、相手方の意向というのはどういうふうなのかというのはいろんな話が伝わってきております中で、私は今、相手方の意向をと。理事会では土地の話は出ないんでしょうか。理事会では土地の話は出ないんですか。副町長から報告は受けていらっしゃらないんですか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 理事会が開かれていろんな情報は受けてます。土地の話は聞いておりません。土地をどうこうという話はまだ聞いておりません。多分、今後出てくるんだろうと思います。まだ、現状の段階では聞いておりません。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 副町長にお尋ねしてもよろしいですかね、議長。町長じゃなくて副町長にお尋ねしてもよろしいですかね。理事会に土地の問題は出ておりませんか。

○議長（谷村 善彦議員） 富田副町長。

○副町長（富田 辰也君） 大変申し上げにくいんですが、理事会でのそうした発言内容はこの議会で答弁にはなじまないと思っておりますので、差し控えさせていただきます。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） なかなか理事会のことになると、副町長は口が重くなる。3月の委員会でしたかね、控え、差し控えるとおっしゃった。そりゃあ、差し控えられても、それはそれでもいいかもしれませんが、差し控えるということは、暗に認めるということですよ。3月のときにはね。そうだろうというふうに、「ああ副町長、認められたんだなあ」というふうに、私は委員会の席で理解した、解釈したといいますか、もしそれでなかったら、理事長の名誉のためにも「そんなことありません」とおっしゃるのが副町長かと思いましたがけれども、お控えになったのでという。そういう中身は議長がまた議会に報告されるでしょうから、議長に聞けばいいことですから、わかりました。

それで、土地の意向もわからない。わからないというよりは、もう多分、今の副町長の答弁からすると、何かしらあってお答えにならないというふうに私、思うんですけども、まあいいでしょう。

それで、6月議会で、内部留保についてお尋ねしたんですね。そのとき町長は「また調べて」ということで私、その答えを、答えというか金額をいただきました。これは多分出してもいいもんだろう、数字を言ってもいいもんだろうと思うんですよ。17年度末が大体1億4,500万円ということですよ。結果的に約1億4,500万円、こういうものに対して、私は平成18年10月1日の財政支援

に関する協定というのが行われたんだろうと思うんです。

その中身は、ちょっと一部分ですけれども、業務開始以来10年余を経過し、というのがあって、内部留保資金の蓄積ができるようになったと、こうあるんですね。これらの町財政の状況、施福会の経営状況を踏まえ、協議をしてこういうことに改めるということですから、これだけの内部留保ができたということだろうと思うんですけれども、そうして、23年度が約2億5,100万円ということなんですね。

そうしますと、こういう数字に町長が敏感にならなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。民間経営の感覚ですとか、そういうものも町長は、町長におなりになるときに公約されたというように聞いております。そうすると、こういう数字に敏感になって、1億4,500万円のときに協定を、財政の支援のことをお変えになってる。そうすると、これだけ内部留保があるのであれば、この数字について町長はもっと敏感におなりになるべきだと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 17年当初の1億4,500万円ですか、内部留保の。私の勉強不足かもしれませんし、17年当初は前寺田町長の時代だったと思います。その後、23年にかけての報告を受けて（ ）内部留保ずっとしてやっているということ。健全な運営をされてること自体が、私自身は感謝もしますし、そこの中におられる方が話をする上で、安心して入所されてるのであれば、これほど良いことはないと思っています。決して、内部留保をようけ集めて、それは（ ）ないと思いますんで、これからはしっかりと健全な運営をされた上で、今後の対策をしっかりとしかけてもらおうと同時に、独立性のある対応ができれば、本当の民設民営としてやっていけるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） そうなんです。数字に敏感にと申し上げたのは、1億4,500万円で協定を結ばれたと、変えられたと。変えられたというのも変ですけどもね。そうすると、じゃあ2億5,100万円あったら町長はどうするのか。「ああ、内部留保がいっぱいあって健全経営でいいな」というんじゃないくて、田布施町との、田布施町の財政も逼迫してるんだから、そのところで数字に敏感になられたらどうですかということが私が申し上げたかった趣旨なんです。だから、この中身だけではなくて、田布施町長としてどういうふうに対応するのか。ですから、この数字に敏感になってくださいというのはそういうところでございます。

ですから、決して施福会がいいなという、そこで終わらないでほしいんです。それが町長のお役目じゃないかと、このように思います。もうちょっとその辺が聞きたいんですけどもね。ちょっと気になることがございまして。

寺田元町長は、相談役とか顧問とかこういう形でたぶせ苑に、施福会で残ってらっしゃるんですか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 私自身は聞いておりませんし、質問にもそういうのがあったら調べられたんですが、ちょっと私が今、たぶせ苑のほうに関わっておりませんので、聞いておりません。多分ないと思います。副町長に今聞いたら、いやそれはないよと、顧問等ではないと思います。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） いろんな話が伝わってきておりまして、それはまあ、國永、林山議員は敵だというような話まで私どもの耳に入るくらいですから、いろんな話は伝わってまいります。そういう中で、もろもろ相談は私は、長信町長にされるべきではないかというふうに思ったんですが、寺田町長もどうかあということ、この辺で置きますけれども、いろいろ私の中に思いがあったんで、町長はパートナーと思ってらっしゃる。そういう中で、そのパートナー全体、議会であつたり町民とか、先ほど岡崎議員の質問にお答えになった。そういう中のトップは町長。そうすると、施福会の相談役は、まあ相談役というものは決まっではないんでしょうけれども、やはりそこは長信町長にい

くのかなあとというふうに思いました。寺田さんはずっと関わっていらっしやっただんで、いろいろ出入りがあるのかなあとというふうに受けとめていたわけでございます。今ないということを知りまして、よくわかりました。

それで、さっき役員のことをおっしゃったんですが、役員というのは理事、監事というのが役員、これを事前協議するということですかね。

○議長（谷村 善彦議員） 富田副町長。

○副町長（富田 辰也君） しっかり定款にございますが、役員、理事、監事、評議員になってます。これもですね、法律変わりました評議員というのは、この覚書が締結される時には評議員制度というのはなかったものですから、これも評議員が外部から入れないというのは今後協議しないといけない問題とと思っています。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 時間がないので急ぎますが、たしか役員は2年の任期だったと思っておりますが、違うかもしれません。

最初、藤井理事長というのは任期がなかったというふうな話も聞いたんですが、ですから、いろんなものが耳に入ってくる中の1つというふうに、敵発言とかいろいろ入ってくる中の1つと思って町長が聞いてくださればいいんですけどもね。

今度、理事長が替わったときは任期が設けられたのではないかという話も漏れ伝わってきているんですけども、理事長となると、理事の中から選ばれるんですが、任期というものがあるんですか。町長がそういうのを御存じないというと、またこれもちょっとおかしい、パートナーとしてはおかしいと思うんですが。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 定款の資料は私のところにありますから、私がよう記憶してないだけで申しわけないんですが、見ればわかります。理事長の任期ですか。理事長の任期というのは、理事会において諮られてるものですから、いやうたってないでしょう。当初のスタートの段階も、山本理事長時代からのバトンは引き継がられてるかと思います。

○議長（谷村 善彦議員） 國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） いろんな話が伝わってくる中で私のところに聞こえてきた話ということで申し上げましたが、今から民設民営か、公設民営か。確かに民設民営は私も十分承知しております。ですが、民設民営なら、そのような対応がやはり望ましいかと思うんです。やはり、不公平感があっても、住民から不信を持たれるようなことがあってもいけないというふうに考えますので、本当に民設民営なら、そのような方針を出して事に当たるべきじゃないかということをお願いいたします。

○議長（谷村 善彦議員） 以上で國永美恵子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。

午後3時29分休憩

午後3時40分再開

○議長（谷村 善彦議員） 休憩を取り消し、一般質問を続けます。

林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） 通告に従いまして、町長に2問お尋ねいたします。一問一答でお願いいたします。

まず最初に、西田布施保育園の今後はどうなるのでしょうか。

7月18日の全員協議会において、西田布施保育園の改築案が示され、本町は改築費の4分の1、約3千万円を負担するという案が示されました。その協議会において、直前の議題が土砂災害ハザー

ドマップの説明があり、同保育園は土石流の警戒区域に入っていて、避難場所に指定されていない、改築されるのであれば、この機会に災害の心配のない安全な場所に移転して改築をしてはと議員から指摘があり、いま一度、保育園側とよく協議していただくように議会から申し入れました。

私たちは、7月25日、経済厚生委員会で、同西田布施保育園に視察に行きました。理事長さんより説明を受けたときに、改築工事は中止したとのお話でした。同時に、耳を疑う発言もありました。平成16年に町から経営を社会福祉法人田布施保育園に移譲を受け、当初、定員45名で開始し、平成18年には定員60名に変更、現在に至り、63名の園児が在籍しているとのこと。平成25年度までで土地の無償貸与の期限が来る、26年以降はどうかかわからないというお話でした。

平成16年から西田布施保育園の建設を無償で譲渡、同時に改築を約800万円の改築費をかけて無償譲渡と、土地については無償で貸与するとの説明が、当時の寺田町長からありました。10年後に西田布施保育園がなくなるような話は、一切ございませんでした。長信町長も当時は議会に在籍をされていたので、よく御存じだと思います。

西田布施保育園は10年という密約が、当時の寺田町長との間にそういう密約でもあったのでしょうか。

以上、1問目は、西田布施保育園が10年間という契約があったかということです。10年後の26年度以降はどうかと、この2点をお尋ねいたします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 林山議員さんの質問に対してお答え申し上げます。

西田布施保育園について、西田布施保育園は、昭和52年4月、田布施町立保育園として開設し、平成16年4月に町から社会福祉法人田布施保育園に経営移譲し、現在に至っております。

経営移譲に際し、町有財産無償譲渡契約書、土地使用貸借契約書を町と締結しております。西田布施保育園の所有権は、町有財産無償譲渡契約、その締結と同時に移転することとし、平成16年6月に移転登記がなされています。また、引き渡しの日から10年間、引き続き児童福祉法第35条に規定されている保育所事業の用途にみずから供しななければならないとし、指定期間である10年間が満了するまでは、第三者に譲渡したり貸し付けたりすることはできません。土地については、貸付期間は平成26年3月31日までの10年間です。お互いに何らの意思表示がなければ、自動更新としております。

お尋ねの西田布施保育園の今後についてであります。まずは指定期間の10年間は現状維持でお願いしたいと考えております。

なお、10年を超えるまでには、町として、国の子ども・子育て新システムの動向もありますが、公立・法人も含めた保育所運営についての総合的な計画を策定する必要があり、早急に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） 今の説明によりますと、10年間は保育所として使用するという契約だったと、10年後は保育所じゃなくてもいいわけですね。そういうことじゃないですか、お尋ねします。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） お答え申し上げますように、10年間はそういう形ということ、そしてそれ以降につきましては、お互いに何らかの意思表示がなければ自動更新しておりますということは、引き続いて自動更新でありますから、その更新を引き継いでいただくという状況になろうかと思えます。ですから、10年を一区切りとしての契約をいたしていただいているというふうに認識しております。ですから、10年が終われば、10年以降はまた新たに継続更新して、契約が続くというふうに認識しております。

- 議長（谷村 善彦議員） 林山議員。
- 議員（1番 林山 健二議員） 自動更新というのは、土地についてじゃないんですか。建物は無償譲渡されたわけでしょう。そのときに交わされた契約が、10年間は保育所として使用すると、そういうふうには聞こえたんですが、そうじゃないんですか。
- 議長（谷村 善彦議員） 長信町長。
- 町長（長信 正治君） こちらに契約書の写しがあるんですが、建物が10年ということで契約になっております。土地も26年というふうに、土地につきましては26年3月31日までと、建物も10年間の期間が切れたら継続という形になります。
- 議長（谷村 善彦議員） 林山議員。
- 議員（1番 林山 健二議員） じゃ、自動更新というのは、土地だけじゃなしに、建物もということですか。建物は無償譲渡されたんですから、契約の更新も何もする必要もないわけでしょう。ただ、その縛りで、10年間は保育所として使用するんですよという縛りが入っただけじゃないんですか。私の説明にはそう聞こえたんですが、違いますかね。
- 議長（谷村 善彦議員） 長信町長。
- 町長（長信 正治君） 指定期間は、本建物を指定期間から10年間、引き続き指定用途に供しなければならない、指定期間の第6条にこうしてうたっております。これが契約書であります。ですから、建物も10年間ということでもありますから、10年経てば新たに、期間が切れるわけですから、自動更新という状況になっていくんじゃないかなというふうに思っておりますが、無償譲渡という表現が、申しあげましたように、無償譲渡という表現がありますから、無償譲渡には変わらないと思いますが、契約書にはそういうふうに記載しております。
- 土地の貸借契約書につきましては、26年3月31日までとすると、ですから26年3月31日を過ぎますと、新たに貸借契約を結ぶということになります。
- 議長（谷村 善彦議員） 林山議員。
- 議員（1番 林山 健二議員） 町長も今契約書を見られて、すぐで話されたもんですから、結局、10年間は保育所として使用しなさいよということ、それでこれは建物は無償で向こうに差し上げたものですから、これは返ってこんわけですよ。ほじゃけ、契約の更新も何もないと。ただ、先ほど町長が言われたのは、土地について、10年後は自動更新とおっしゃった。今は、自動更新じゃなしに、10年たったら更新よと。26年の3月末というのが、ちょうど10年間になわけですよ。ということは、要は10年間は保育所として使用していただく、絶対保育所をやってくださいよということですかね。そして、私らにそういう話は一切なかった。
- 保育所を町でやってはどうしても赤字が出てやれんと、だから民間で一生懸命やられている社会福祉法人があると、ここにどうでもやってもらおうと、本当に努力されております。西は何か35人ぐらいやったんですかね。それがすぐどんどん増えて、今は63名じゃないですか。町がやるんやった、倍ぐらいですよ。それだけに園児も増えているわけです。
- それで、要は、そういう10年間で、26年といたら、はあ24年でしょう、そうしたらあと1年半しか残っちゃらんのですよ。それで、その次がまだ全然決まっちゃらん。私らは、それは西田布施保育園をよくやられている社会福祉法人に経営していただくのは、それは結構なんですよ。それだけの努力をされているから、いいですよ。だけど、あの保育園がないようになるとは夢にも思っておりませんでした。10年でという話は一つも聞かないですよ。当時の議員さんも何人かいらっやいます。10年という話は、誰一人聞いていないと思いますよ。それで、もし10年間というのがあったのなら、あと1年半先の話だから、されてなきやおかしい、どうなるのか。西の保育園、ないよにするつもりじゃったん。
- 議長（谷村 善彦議員） 田縁課長。
- 町民福祉課長（田縁 和明君） 先ほどの無償、財産の無償の関係は、一応10年間で一応やってい

きますと、所有権移転もしております。しかしながら、土地は10年と言ってありますが、10年のうちに目的が保育所とか保育所に関係する事業に使うのであれば、自動更新しましょうよということですから、基本的にあの建物を利用して、また10年以降もまた事業をやられれば、土地も当然その目的で利用されるのであれば、それはそのままそこで保育所を運営されてもよろしいですよというこの関係は、これはこのような形で契約は当時結んでおるところでございます。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） 私が言うのは、10年後にまたそのまま保育園を続けていただけるのであれば自動更新しますよ、本当それはいいんですよ。ほじゃが、10年後に、この間の話じゃ、土地の契約が切れたら、26年の3月ですか、それ以降はわからないよという話だった。だから、その後の保育園がどうなるんですかということ聞きよる。

それで、この間の要はいろいろな支援が受けられる、県から2分の1、町が4分の1、そういう支援を受けて建て替えようよという案が出ました。それで、ただその土地が土石流の災害の区域で、危険な区域だった。だから、安全な場所に建て替えて、西田布施保育園の私は存続をされるもんだと思った。それははっきり聞いたんじゃないですからね。だけど、もうやらないよと。

そういうことなので、それとそのときの改築の理由が、あそこには建物にシロアリがついて、建物が大分だめになっているよと。それと、あの土地は何と水はけが悪いと。それで、私らが行って見ましたよ。そしたら、後ろが水田です、ほとんどが水田。そして、水田ののり下に15センチのU字溝がついています。あの水田から出る水とかなんとかを考えると、あのU字溝じゃ余りにも小さいと思う。それで、そのU字溝には泥やら草やら、水路を清掃した形跡がない。だから、越えてくるのは当たり前ですよ。それが建て替え理由になっておった。

それで、町もそういうのがあったら行って見られて、私たちに案を示されたんだと思うんですよ。本当に見られたんですか。見られて、これじゃいけないの、そう思われたから、この案を出されたんですか。

○議長（谷村 善彦議員） 田縁課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） シロアリの問題で、ある程度老朽化してシロアリがついてきたからということで、建て替えの案を出したと。実際、子どもはシロアリが起きたときに、現場に行って壁を当たってみたり、後ろの水路のほうにシロアリの杭を打ったりして、シロアリがそこにいるかどうかというのをちょっといろいろ試しに何か所かみんなやってみました。実際、そのときには、その杭にはたまたまきていなかったんですが、実際にシロアリがあって、壁を変えたり、それでこちらの食堂も、あちらを直されたというのもし聞きましたし、確認はしております。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） シロアリについてはわかりました。水路の水はけの悪いという点についてはどうなんですか。

○議長（谷村 善彦議員） 田縁課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） 水路については、ちょっと聞いていなかったもので、確認はしておりません。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） 気がついていなかったら、何で提案理由の中にあったんですか。改築のときの提案理由の中に、シロアリがついたと、そして水はけが悪いんじゃないかと、そういうのがありましたよ、私らに説明が。

○議長（谷村 善彦議員） 田縁課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） 水はけが悪いというのはちょっとよく覚えていないんですが、清神議員が説明するとき、事前に保育園に行かれて、実際に水はけが云々とか、その話を聞かれて、説明をする前に清神議員がシロアリもあってますし、水はけが悪い、そういう話を聞かれて、皆さん

の前で話されたと思います。私のほうからその水はけのことについて話をしたかどうか、ちょっと今は記憶にないんですが。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） 私はそう聞いたと思って、それは清神議員がそういうことを言われたから、私がそうとったのかもわかりませんから、これは水はけの件はそれでおきますがね。

今、ほとんどが町内だろうと思うんですが、43名の園児が通園していますよね。この建物のシロアリが食うたり何だりしておるんです。耐震強度はどうなんですか。

○議長（谷村 善彦議員） 田縁課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） 基本的に、耐震については、平屋建てであるということで、耐震について問題はないというふうに私は聞いております。ちょっと詳しい資料を今持っていないので、聞いておりますが。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） こういうふうな平屋であれば、耐震強度の調査をしなくてもいいんかね。学校なんかのときには、物置の体育の倉庫まで平屋なのに耐震強度の調査をしたんじゃないんですか。私はそこまで詳しいことははっきり知らんのですが、平屋だったらなくてもいいもの。

○議長（谷村 善彦議員） 田縁課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） 実際、耐震診断は規定で…。ごめんなさい、訂正で、耐震診断の1次審査をやっておられます。1次審査をやっておられて、X、Y方向について、両方とも人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られているということで、縦揺れ、横揺れ、そういうのみなOKですよという耐震診断が出ております。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） 1次審査はいつですか。結局、シロアリが食うて被害がひどいよ、今、現状がそうなんでしょう。その耐震審査はどうですか。

○議長（谷村 善彦議員） 田縁課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） 資料的には年数は書いていないんですが、シロアリが起きた後にはやっておりません。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） 63名の園児が通園している、そこは耐震審査をしなくてもいいと、そういう判断なんですね、町としては。そこへ通園させていいという判断なんですね。

○議長（谷村 善彦議員） 田縁課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） 耐震審査でそういう形が出ておるので、いいという判断で。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） いいわけじゃないですか。おかしいことを言わんとってくださいよ。いいですか。シロアリが食うて危ないようなるほど食うちよるから、改築するという話じゃったんですよ。そこに園児が通園する。それで、何年か前の1次審査じゃまだ良かった。その後に状況が変わったから、シロアリが食べたという状況が変わってきているわけでしょう。そこへ園児が通園しよるんですよ。いいわけじゃないでしょう。それを町のほうがいいと、OKだと、そこへ通園されるのが望ましいと、そういう今の答弁だったんですよ。だから、それでいいならいいですがね。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 西田布施保育園、私はシロアリのときに、実際に私は現地に行って確認させてもらいました。杭を打って、1カ月間放置して、そして杭を1回抜いてみいと、シロアリがおれば必ずつくよというのを話したのが2年前、2、3年前に言ったんです。あの建物自体は、中へ入ってシロアリに食われたところをチェックしました。私が行った段階で調べたときには、もうシロアリは逃げ去った後、どの程度食っているかということで調べて、その部分は補修しなさいということでや

らせました。その後についてシロアリがついたかついていないかは、報告を受けておりません。

あの建物は多分鉄骨の平ぶきのなんちゅうか、大波折板か何か、ああいう形の専門用語と違いますが、あの形でつくられております。その場合であれば、耐震的にはクリアして、ブレース方向、X—Y軸方向のブレースがしっかりとしてあれば、耐震的には天井、ブレースを含めてクリアします。

ただ、その後出た大震災以降、天井の剥離とか、壁の剥離とかという問題については、ちょっと私も調べておりませんのでわかりません。耐震自体は完全に、当時、X—Y軸方向が出てれば、それはうちが当初、保育園関係を調べ、あるいは公民館を調べ、小学校を調べた状況の中の耐震対応ができているという認識を持っております。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） 今、町長の説明で、鉄骨なんですね。

○町長（長信 正治君） たしか鉄骨です。

○議員（1番 林山 健二議員） 私たちが視察に行ったとき見ましたら、ここをシロアリが食うたんですよというところを見せていただきました。腰板ぐらいのところ、このぐらいの厚みのね。

○町長（長信 正治君） おりましたか。

○議員（1番 林山 健二議員） いや、シロアリは別に見ていませんが、要は重要な部分だとは思いませんか。だけど、そのときの改築の案が出てきたときに、シロアリが食うてやれん、結局そういう理由じゃったんですよね。そして、今言うたら、いや、それは耐震らはせわぁない。それで、視察に行ったときに説明を受けたのは、一番最初は遊具がシロアリがきたよと。その後、給食室がシロアリがきたよと、これは直しましたと。それで、今回、本体にシロアリが入りまして、それで見ていただいた。腰板で高さがこのぐらい、厚みが3cmか4cmか、その程度のものが食われていました。だから、私に言わせれば、どっちかといや化粧のような木材だと思うんですよ。だから、これを理由にそういう改築案が出てくること自体が私はおかしいと。

私らは、結局議会への説明がしやすいために、何とでたらめな説明だったんじゃないかと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（谷村 善彦議員） 田縁課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） 西田布施の改築の至った経緯は、基本的に今まで安心子ども基金が23年度で切れたということ、しかしながらそれが1年間延びた。それで、一応西田布施保育園についてはそういう35年も経過して、老朽化もある。それから、そういうシロアリもついておる。今後のことを考えれば、やはりその時点でせっかくいい補助があるんだから、それにのって改築していくほうがいいということの思いで、この文書については議員さんへの説明をせんにゃいけん部分でもあるし、県に出す資料の1つの文書として取り上げた文書であります。だから、そういう思いがあって、一応そういう書き方をしたわけなんですけど、実質は（ ）としてはそういう考え方で書きました。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） 今、議会のみな、ええかげんにごまかそうと思ったということですよ。そうじゃろう、本当のことを言わんと、何とかみんなに納得してもらいやすい方法を、ということはおっともらしいことを言うちよったほうが無難だからということでしょう。そうじゃないんですか。これが通りやすいけとか、本当に補助がどうでこうでと言うなら、それはそれ、それに補足説明でおかしげな理由を、これを理由ですよというようなことを言うから、私らはそう言いよるの。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 本当に議会を無視していたら、協議会なんか出さんでそろっとやってしまうということがあっちゃいけんです。正直な話、議会にしっかり説明せえよという話は私のほうからもしています。ということは、補助の関係、町も負担をかぶるという部分があるから、もちろん経営者の方にも負担が出る、それにも補助がついて、町のほうもつけて、後でできるというか、補助金の対応ができるんだから、議会にしっかり説明せえよと。ただ急ぐよというのが問題と。8月から7月か、



期限がそのような時期で、6月の議会は終わってしまった。話が出たのがたしか5月、6月ぐらい。何か突拍子もない、急速な話が出た。それはちょっとよく調査せなさいかんということと同時に、議会にちゃんと説明せんにゃ、どっちみちだめだよということで、6月の全員協議会のほうでお話をさせてきた。そこで十分でなかったのが、先ほど國永議員からも指摘をいただいた経緯であります。

4月の報告された土砂災害についての十分なあれがなかったと。ですから、この度本当議会の皆さんにそういう不安がられる材料を出したことで、決して議会を無視したわけでもないし、議会をわやに考えたわけではありません。私のほうから議会にちゃんと説明せんにゃいかんよという話の中で進めておりますから、そういう状況ではないと思っております。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） 町長の気持ちはよくわかったんですが、よう説明せえよちゅうて言うのと、過大に説明せえよというのは違うと思うんですよ。そこを職員の皆さんも間違えてもらわんように。私らはそっちをとりますからね。

それと、何か先ほどきくと鉄骨だと、大体鉄骨の耐用年数は45年か何ぼかじゃなかったですかね。それを結局老朽化、老朽化、この間の学校なんかの建て替えだの補強だのというときには、そんなもんじゃなかったでしょう。それでも、補強でいくよ、補強でいくよだったでしょう。それが今回は鉄骨であって、シロアリが食うたところはあったけど、ほとんど強度には影響ないですよ。そこをそういう表現されるから、私らが余り素直に考えられんようになるんですよ。私らの根性を悪くするのはあなたたちなんです。初めから根性が悪いんじゃないんですよ。それだけよく申しておきます。それはそれとして、次の質問に移らせていただきます。

最近、自然エネルギーについての報道が頻繁にされております。太陽光をエネルギーとする家庭用のソーラーパネル、商業用としてメガソーラーパネルによる発電、またメガソーラーには外国の企業も進出してきているようです。最近の新聞報道なんですけども、企業団地の空き地なんかでもメガソーラーを利用している。何かさっきの話でもトクヤマなんかでもそういうことをするんだという話でしたが、メガソーラー、それはいろいろ考え方があるんだと思いますが、メガソーラーはそういうクリーンなエネルギーです。

しかし、私の調査したところでは、ソーラーパネルで発電した電気では、国の方針、これで電力会社が今のさっき話がありましたね、42円とか何ぼとか、私たちが買う値段よりずっと高い金額で電力会社に国が買わせていますよね、強制的に。家庭でつくります。家庭のソーラーパネルですよ、家庭でつくります。家庭でつくったものは電力会社に一旦買っていただく。また、電力会社から電気を買って使って、その差額を単価を高く買ったりなんだしたら個人の人には有利ですよという話なんですけども、私はそういうふうに理解しているんですが、もし違ったら指摘していただきたいと思っております。

ただ、電気というものは、なかなか小さいものは別ですが、車のバッテリーみたいに小さいものは別ですが、大容量の蓄電設備というのが、やればできないことはないのかもしれないんですが、すごく高額になります。だから、商業ベースに合わないから、大体やっておりません。

だから、自然エネルギーというのは、風力にしる、太陽にしる、不安定なんですよ。不安定なものを蓄電しておいて、後で要るときに出すのであれば有効なんです。しかし、不安定なものを発電するだけ発電して、最低限必要なものは今の火力であるとか、そういうものがほとんど賄っているわけですよ。ということは、今の自然エネルギーで発電したものは、私はほとんど捨てていると思います。使用していないから。新聞なんか見よっても、この夏なんかは中国電力はピーク時で86%ですよ、九州電力は88%ですよとかというのが新聞なんかの一角にも載っていますけども、要はその後の13%から15%の間、そこでの範囲の捨てる電気の一部に使われているわけですよ。

ただ、これが今のように、政府が一生懸命買い上げるよ、買い上げるよと、電力会社を買わせませぬ。それで、捨てる部分のウェイトが多くなれば、電力会社が火力でつくったら、10円かかるかから

んかぐらいの単価でつくるようなものを40円で買うちゃ捨てる、40円で買うちゃ捨てるしたら、誰にツケが回ってくるかという、中国電力の管内の消費者です。私たちです。

町長が言われる安全・安心、でも高い町じゃだめですよ。だから、町としては、エネルギー対策、自然エネルギーに対する取り組みをどのようにされるのか、町長のお気持ちを聞かせてください。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、2点目の自然エネルギーの普及についての件でお答えを申し上げます。

3月11日、東日本大震災、ちょうど1年半前であり、における東京電力福島第一発電所の事故以降、日本のエネルギー政策が1つの分岐点となっていることは周知の事実であります。

平成21年11月から導入された太陽光発電の余剰電力買取制度では、主に一般家庭に太陽光発電が普及していましたが、本年度7月施行の再生エネルギー特別措置法に基づき、太陽光等の再生可能エネルギーで発電した電気の全量買い取りを電力会社に義務づける固定価格買い取りの制度が始まったことにより、事業者の大規模太陽光発電所設置、いわゆるメガソーラーが全国的に普及してきております。

しかしながら、この制度では、電力会社は買い取り費用を電気料金に上乗せするため、再生可能エネルギーが普及するほど、家庭等の電気料負担が増加いたします。

政府は、9月4日のエネルギー環境会議の中で、2030年に総発電量に占める原発の比率をゼロにする場合、電気代を含む家庭の光熱費は2010年の月1万6,900円から2030年には月3万2,000円と、ほぼ倍増する試算を発表し、家庭負担の増大が指摘されているところです。

今後、本町としましては、国のエネルギー政策の動向を見きわめながら、総合的観点に立ち、再生可能エネルギーのあり方について調査、研究をしてみたいと考えております。

また、午前中に河内議員の太陽光についての御質問をいただいたときにお答えを申し上げましたように、今後もそういった調査を進めていかなきゃいけないというふうに思っておりますが、田布施町で今度新たにできる、着工されるトクヤマの跡地のメガソーラーですが、3月にはできるというふうに先ほどお答えしたかと思いますが、仮に3月にできても、電気は商業ベースでやられますので、どのぐらいになるかわかりませんが、メガソーラー自体の雇用はゼロに等しいです。ですから、あれだけ大きな施設であれだけの発電をしながら、発電所なんです、雇用はゼロと言ったら語弊があるかもわからん、1人か、遠隔操作でやるということですから、地元には人はいなくてもソーラー発電所は稼働してできているんだという話でございました。

ですから、本当に商業ベースで物事を考えたメガソーラーかなということではありますが、ただ原電との関係がありますから、一概にその問題をそれでクリアしているという問題ではございません。今後、我々もしっかりと研究し、本町としてもしっかり研究してみたいと、かように思っております。

以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） 政府の発表やらをいろいろ聞かせてもらいましたが、多分なると、それは多分なっても、本当に使いよるならいいと思うんですよ。それで、国がいろいろな施策のために、二酸化炭素を出さないためにはこれがいいんだから、でも二酸化炭素を出さなくても、つくった電気を捨てちゃっちゃ意味がないんですよ。それで、やっぱり今までと同じ火力かなんかで発電して、二酸化炭素だけ十分出しているよ、それなのに電気代は上がるよ。

もし、これを本当に、今、ソーラー発電なんかだったら、報道されておるのはすごく耳障りが良くて、いいことをしよるよに聞こえるんですよ。家庭でのソーラーパネルなんかは商業売られたり、いろいろなことでされていて、とにかくみんなにはいいものだ、いいものだというふうな感じを受けているんですがね。

先ほど私が言いましたように、根性が悪くなったのは皆さんのせいで、私は余り素直に見られない。捨てるものを何ぼつくったかって、絶対いいことはないと思うんですよね。捨てるものでも、要は自然エネルギーというのは悪いものじゃないと思います。蓄電されることができて、要るときに使える、それとか自分のところで発電したものは自分のところでそのまま使う、そういうシステムをつくっていただけるなら大賛成なんですよ。

例えば、家庭なんかでも、小さい車のバッテリー、あれらは1つ1万円ぐらいのものでしょう。そんなのを5つぐらい置いておったって、たかが知れちよるわけですよ。それで、家庭内の照明が賄えるよと、そういうシステムなら大賛成なんです。だけど、今のシステム自体は、私は疑問を感じておりますし、それで余り本当に疑問を感じているのと同時に、それでははっきり言って、さっきから町が私らに説明するのをだますように、国もみんなだましよるんですよ。それを素直に乗るべきじゃない。違うものは違うという声を上げていこうというのが、私の意見なんです。どうでしょうか。

○議長（谷村 善彦議員） 長信町長。

○町長（長信 正治君） 議員さんの言われることも私自身、同感する部分があるんですが、一般家庭がソーラーをやった場合の売電は、私は今まで一般家庭でやったら自分のところの電気です使えるのかと思っておたらそうじゃない。そういうふうにする施設をつければできるそうです。ところが、今考えておるのは、一旦電力会社に売って、今までどおり、電気は電力会社から買うというシステムのように、一般家庭のソーラーパネルはそうだと、先般ちょっと聞いたんです。

これはそれじゃ意味がないかといったら、いや、できんことはないんですが、なかなかその方に費用がかかって。10年前にソーラーパネルをつけた方はそういう風にされます。ですから、今もそうなんだろうという認識が私はあるんですが、変わっているかもわかりませんよ。自分のところのソーラーでそのまま自分のところの電力です使えるようになっておるのかもしれませんが、もしそれがそうでなくて、全部電力会社が買い取るんです、商業ベースですそれをやるんだということになった場合は、ソーラーに補助金を出して正解なのか、ようあげん人は高い電気代ばかりが上がってくるような気がします。

ソーラーをやった人も、ソーラーの発電を売りながら使用料に買い取るんですから、バランスがどうなるのかわかりませんが、しっかりと発電できれば儲かるんかとか、発電が悪くなったら、逆に今度は電気代を払わんにやいけん。その辺はちょっと計算したこともないし、以前、河内議員から計算式があるやら、いろんな資料をいただきましたが、それを見たのにそんなに詳しくは載っていませんでした。

ですから、そういう意味からいって、一概にソーラーパネルの電気が本当に林山議員が言われるように本当夢のような素晴らしいものなのかという不安は私も同感のところがあって、ちょっと不安だなというふうに思っている部分もありますが、ただ自然エネルギーですから、活用できるところはしっかりと活用して、そしてそれぞれ町民の方がそれによって豊かになるのであれば、私はそれがいいと思います。

ただ、その辺はちょっと自信がありませんので、今からしっかりと調査、研究関係を含めて、立ち上げた関係で研究をしていきたいというふうに思っておりますので、また皆さんの御提言をしっかりといただければと、かように思っております。よろしく申し上げます。

○議長（谷村 善彦議員） 林山議員。

○議員（1番 林山 健二議員） 私たちに入る情報はなかなか数が限られておりますので、また町でして調べられたりなんだから、そういうことを私たちにも十分教えてほしいんですよ。本当にいいものであれば進めていかなきゃならないだろうし、そうでなければ苦言も呈さなければいけないと思います。どうぞ、私の考え方が違うかもわからないんですけども、情報を私たちにも提供していただいて、みんなで研究して、いい方向に行けばいいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。お世話になりました。

○議長（谷村 善彦議員） 以上で林山健二議員の一般質問を終わります。  
ちょっと休憩をいたします。

午後4時28分休憩

午後4時30分再開

○議長（谷村 善彦議員） それでは、休憩を取り消し、再開いたします。それでは1時間ほど延長して6時までとします。

日程第5. 議案第28号

日程第6. 議案第29号

日程第7. 議案第30号

日程第8. 議案第31号

日程第9. 議案第32号

日程第10. 議案第33号

日程第11. 議案第34号

日程第12. 議案第35号

○議長（谷村 善彦議員） 日程第5、議案第28号平成23年度田布施町歳入歳出決算の認定についてから、日程第12、議案第35号町有林野の貸付けについてまで、8件を一括議題といたします。  
議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第28号は、平成23年度田布施町一般会計及び特別会計4件の歳入歳出決算について、先に監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、その意見をつけて議会の承認をお願いするものであります。

決算の概要であります。平成23年度は、第5次田布施町総合計画の初年度でもあり、計画に掲げた政策の課題に対して財源見通しを立てながら、町民生活の維持、向上、将来への発展、そして住みよさ県一のまちづくりに向け、堅実かつ積極的な行政運営に努めてまいりました。

それでは、一般会計の決算状況について説明します。

歳入総額は63億2,736万3,067円で、前年度に比べ2億8,378万1,537円、4.7%の増であります。また、歳出総額は60億6,651万2,442円で、前年度に比べ3億1,558万2,149円、5.5%の増であります。

歳入から歳出を差し引いた形式的収支は2億6,085万625円の黒字であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源6,574万円を差し引いた実質収支は1億9,511万625円であります。

次に、歳入歳出の主要項目について説明いたします。

町税は16億7,837万円で、前年度に比べ1,458万円、0.9%の減収になりました。これは、景気の低迷等により、個人町民税と法人町民税ともに減収となったことによるものです。

一方、地方交付税は前年度に比べ4,069万円の増額となりましたが、その補填財源である臨時財政対策債については9,567万円の減額となりました。県支出金につきましては、食料自給率向上・産地再生緊急対策事業の実施などにより、3,975万円の増額となりました。

続きまして、歳出であります。前年度と比べて総額で3億1,558万円の増になっております。

その主な要因は、議会費の議員共済負担金及び民生費の保育所耐震補強・施設整備事業、農業費の食料自給率向上・産地再生緊急対策事業、教育費の麻郷小学校校舎改築事業、公民館耐震補強等施設整備事業などによるものであります。

なお、平成23年度中に実施した諸事業、行政事務の内容は、お手元に配付しております決算書及

び事務執行状況概要等の附属資料のとおりであります。

続きまして、国民健康保険、下水道事業、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計についてありますが、その決算状況はそれぞれの決算書のとおりであります。

なお、歳入歳出決算審査意見書において監査委員から御指摘を受けました事項は、各課に検討させ、改善等を図るよう指示しております。

以上、各会計の決算について、その概要を説明いたしました。慎重なる御審議をいただき、認定をお願いいたします。

議案第29号は、田布施町一般会計補正予算（第2号）であります。

まず、歳入であります。地方特例交付金と普通交付税、繰越金については、数値の確定に伴う増額補正であります。

国庫支出金は、制度の改正に伴い、子ども手当国庫負担金を減額補正し、児童手当国庫負担金を増額補正しております。県支出金につきましても、子ども手当県負担金を減額補正し、児童手当県負担金を増額補正しております。

諸収入の増額につきましては、地域づくり推進事業助成金とオリンピック出場壮行式負担金を計上しております。

町債は、普通交付税の振り替えである臨時財政対策債の確定により、123万8千円を増額しております。

次に、歳出ですが、各費目において、異動等による人件費の補正を行っております。

その他、各費目の主な内容であります。まずは総務費は、繰越金の計上等により生じた余剰金を、法令に基づき、財政基金積立金として1億1,182万円計上しております。

民生費は、子ども手当から児童手当に制度改正されたことに伴い、592万5千円を減額しております。

農林水産業費の増額は、特産加工施設整備工事や漁港施設整備工事の追加計上等によるものです。

商工費は、のんびらんどうましまのシロアリ駆除委託料を計上しております。

土木費では、人件費関係の減額に伴い、下水道事業特別会計への繰出金を200万円減額しております。

消防費は、防火水槽等の修繕料や消防無線デジタル化整備事業に伴う実施設計委託料、海拔表示板設置工事を追加計上しております。

教育費は、準要保護児童・生徒の学用援助費や公民館整備工事、給食センター厨房設備等の修繕料などを追加計上しております。

災害復旧費は、農業用施設災害復旧事業を追加計上しております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億8,245万6千円を増額補正し、予算総額を55億3,647万2千円とするものであります。

議案第30号から議案第32号までは、特別会計に係る補正予算であります。

議案第30号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。補正内容は、歳入では前年度繰越金、歳出は前年度療養給付費の返還金などです。

議案第31号は、田布施町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。補正内容は、人件費関係の減額に伴う繰入金の減額補正等です。

議案第32号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。補正内容は、前年度精算や介護給付費準備基金への積立金など、所要の補正です。

次に、議案第33号は、田布施町防災会議条例等の一部を改正する条例です。

本案は、6月27日に、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであります。

今回の法改正は、大規模の広域的災害の発生に対処するため、防災会議及び災害対策本部の役割の

見直しが行われるとともに、防災会議の構成に自主防災組織の構成員等を委員に選任することが盛り込まれたことなどに伴い、田布施町防災会議条例においても同様の改正を行うものであります。

また、田布施町災害対策本部条例につきましても、災害対策基本法の一部改正による条文整理を行うものであります。

続きまして、議案第34号は、田布施・平生水道企業団規約の変更についてであります。

田布施・平生水道企業団は、現在、簡易水道事業を除く水道事業及び下水道使用料徴収事務を行っておりますが、今回、平生町簡易水道事業を統合することにより、上水道事業の全事務を実施するとともに、同町の佐賀地区の漁業集落排水施設使用料徴収事務を企業団で実施することに伴い規約の変更を行うものであり、地方自治法第290号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第35号は、町有林野の貸し付けについてであります。

この案件は、ソフトバンクモバイル株式会社から、町有林の一部を借り入れ、携帯電話の無線基地局を建設したいとの申し出があり、町としても町有財産を有効に活用していく観点から、この申し出を受諾し、町有林の一部を有償で貸し付けることとし、田布施町町有林野条例第13条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上、本日提案申し上げました議案8件について、その概要を御説明いたしました但、詳細につきましては、質問に応じて、私及び関係参与から説明いたします。よろしく御審議を賜り、議決をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（谷村 善彦議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第28号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第29号、質疑ありませんか。國永議員。

○議員（6番 國永美恵子議員） 町長が提案理由の中でも触れられましたが、25ページの消防施設費、この詳細説明を求めます。午前中、電柱の150本とかというようなことがありましたと思いますが、こここのところ、それから次のページに行きまして、教育費の就学援助費、小学校、中学校ともに増額の詳細説明を求めます。

○議長（谷村 善彦議員） 東課長。

○総務課長（東 浩二君） 消防費の関係でございますが、海拔表示板だけでなく、全体ということでしょうか。非常備消防費からでございますが、消防施設費だけでよろしいでしょうか。

○議員（6番 國永美恵子議員） 2のほうです。

○総務課長（東 浩二君） 消防施設費の関係で申し上げますと、需用費がございますが、これは修繕料でございますが、防火水槽が大波野と瀬戸地区で漏水がございましたので、やはり大切な水利でございますので、すぐ修繕のほうをさせておりますし、そのほか1個シャッター等の破損もございましたので、修繕させております。

委託料の408万5千円でございますが、これは防災行政無線のデジタル化を予定しております、実施設計料ということで計上いたしております。工事費等につきましては、12月補正で3年間の計画をお出しをして、審議のほうをお願いしたいと思います。その準備のための実施設計の委託でございます。

工事費の委託118万2千円でございますが、海拔表示板ということで、今150カ所を予定をいたしまして、今、NTTの電柱と中電の電柱につきまして、各管理者のほうへ付けてもよいかどうか、その辺の協議を致してておりまして、了解がいただければ、150カ所つけたいと思いますが、やはりNTT、中電の管理上の部分もございまして、全てというわけにもいきませんが、一応150カ所、中電を回りまして、先ほど来でございますが、津波の関係もございまして、住民の方々の意識の

啓発になればということで計画しておりまして、これは当初で予定をしたかったわけですが、補助事業のほうが出るという話もございましたので、ちょっと待っておりまして、2分の1補助制度が出ましたので、それを活用して実施をしたいということで考えております。

消防の関係は以上です。

○議長（谷村 善彦議員） 田中課長。

○学校教育課長（田中 章君） 26ページの教育費、小学校費です。就学援助の関係、扶助費のところでございます。

これは、対象者数の増による補正ということでございます。特別支援が7人から8人に、準要保護121名で組んだのが現在127名、今後、増加というところを含めておりますので、こういう金額になっております。中学校も同じく対象者数の変動によるものでございます。

実は、特別支援に関しては5人から6人になっておるんですが、毎月10万円、これは支払いの内訳というか、学年とかによっていろいろ支払い額が違っております。詳細に積み上げた数値で、ここは人数は増えておるんですが減額、要保護2人が3人に、準要保護58人が68人に増加したということでございます。これも、今後の追加申請見込みも含んでおります。

○議長（谷村 善彦議員） よろしいですか。

○議員（6番 國永美恵子議員） わかったんですけども、基準は変わってないということですか。子ども手当の関係とかもおっしゃっていたんですが、まだ基準は変わってないですか。人数等による。

○学校教育課長（田中 章君） 基準は変わっておりません。

○議員（6番 國永美恵子議員） わかりました。

○議長（谷村 善彦議員） 清神議員。

○議員（8番 清神 清議員） 国永議員の関連になりますが、先ほどの海拔表示板という表現がございましたが、各公民館に行きましたら、ここは標高何mというふうに書いてあるんです。私も勉強不足で申しわけないんですが、海拔があつたり、標高があつたりすると、その基準といいますか、どのくらい違うかというのがちょっとよくわからないので、もし御存じであればお答えください。たしか公民館は標高と書いてあった。

○議長（谷村 善彦議員） 東課長。

○総務課長（東 浩二君） 海拔も標高も数値的には同じものを指すものでございますが、考え方が違って来る。公民館のほうは、どうしても城南とか竹尾のほうとか、高いところの方というのは標高何mという感覚で捉えておられまして、海拔の記載のほうは国が今出しておりますが、建設省のほうも海拔ということ表示するよふにということで、国道、県道に指示を出しておりますので、道路の電柱等につけますものにつきましては、国の指示に従って海拔表示ということで、表示も同じような形で採用したいというふうに考えております。

○議員（8番 清神 清議員） 一緒ということですね。

○議長（谷村 善彦議員） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第30号、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案31号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第32号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第33号、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第34号、質疑ありませんか。藤山議員。

○議員（3番 藤山 巖議員） 提案理由の中に、漁業集落排水施設の使用料徴収事務の実施に伴い、こういうふうを書いてあるんですね。いわゆる漁業集落関係の事務についても、平生・田布施水道企業団が担っていると、こういうことですか、これは。

○議長（谷村 善彦議員） 田縁課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） 基本的に、下水道事業と同じような考え方で、漁業集落排水もそういうような捉え方で、一応、田布施・平生水道企業団も今経理をやっておりますので、徴収事務をあわせて行うということです。

○議長（谷村 善彦議員） 藤山議員。

○議員（3番 藤山 巖議員） 本町にはありませんが、農業集落というのもあるんですよ。それはそれぞれ関係の団体がこういうことをやるんですよ。ここまで広域の水道事業団がやっていいんですか、法的に。これは漁業に限られているんですよ、漁業集落。法的に大丈夫、これは。私は問題があると思うがね。農業集落、漁業集落というのはちゃんと決まっている。これが一自治体の水道事業団が受け持って、おたくがやれんなら、2町でやるとののから（ ）と、こういうことでやれるんですか。

○議長（谷村 善彦議員） 田縁課長。

○町民福祉課長（田縁 和明君） 基本的に、これはこう言い方しちやいけんのんですが多分、田布施・平生水道企業団のほうで議会のほうで説明されて、議決を経た部分でありますので、それが実際にいか悪いかということとはちょっと私は理解できませんが、基本的には今の下水道の徴収事務と一緒に、漁集の関係も同様な考え方で、田布施・平生水道企業団が実際にその事務を行うというふうに結論を出されたのではないかと思います。

○議員（3番 藤山 巖議員） 議長、ちょっと時間がかかるから、そのぐらいで置いておきますが、私はちょっとこれは疑問符がつくんですよ、これは。後々やりましょう。以上です。

○議長（谷村 善彦議員） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。

議案第35号、質疑ありませんか。畠中議員。

○議員（4番 畠中 孝議員） いただいた資料の中で、年間6千円の賃貸借料となっておりますが、何年ということはどうたわれておりませんが、これ永遠という意味ですか。

○議長（谷村 善彦議員） 東課長。

○総務課長（東 浩二君） 契約という関係ではございませんので、契約のほうは一応20年でしております。町有林野を使用できるかどうかということだけでの議案で出しております関係上、契約の全部を出してありませんが、金額的なものとかは参考資料のほうに記載させていただいております。

○議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

○議員（4番 畠中 孝議員） 次に、2番目に立ち木伐採補償料の2万円一括とあるんですが、これは20年という契約になった場合に、20年間に相当するものと解釈していいんですか。

○議長（谷村 善彦議員） 東課長。

○総務課長（東 浩二君） 工賃と申しませうか、測量とかされることで、今、伐採などをしなければいけませんし、それから表示なりフェンスなりをかけるときに、立ち木をまず伐採しませんと測



量できません関係で、最初の伐採料ということで、1回だけでございます。

○議長（谷村 善彦議員） 畠中議員。

○議員（4番 畠中 孝議員） そういうことで、これは木なんかというのは1回伐採しても年数がたてばまた枝が伸びて茂って邪魔になるから、また切るということになってくるんですが、それは業者のほうで責任持ってやるということで解釈していいんですかね。

○議長（谷村 善彦議員） 東課長。

○総務課長（東 浩二君） 契約上、そのとおりになっております。

○議員（4番 畠中 孝議員） 了解です。

○議長（谷村 善彦議員） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。議案第28号については、12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

それでは、決算審査特別委員会を直ちに開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

（「時間延長したかいね」と呼ぶ者あり）もうしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後4時55分休憩

午後5時04分再開

○議長（谷村 善彦議員） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。先程の休憩中に、決算審査特別委員会が開催され、委員長に石田修一議員、副委員長に清神清議員が選任されましたのでご報告いたします。

次に、議案第29号から議案第35号までの7件は会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布のとおり、所管の常任委員会に付託します。

---

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

（ベル）

午後5時5分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 谷村 善彦

署名議員 國永 美恵子

署名議員 高川 喜彦

議事日程(第2号)

平成24年9月24日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第28号  
平成23年度田布施町歳入歳出決算の認定について(委員長報告)
- 日程第3 議案第29号  
平成24年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第4 議案第30号  
平成24年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第5 議案第31号  
平成24年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第6 議案第32号  
平成24年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第7 議案第33号  
田布施町防災会議条例等の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第8 議案第34号  
田布施・平生水道企業団規約の変更について(委員長報告)
- 日程第9 議案第35号  
町有林野の貸付けについて(委員長報告)
- 日程第10 議案第36号  
固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第37号  
教育委員会委員の任命について
- 日程第12 閉会中の継続調査について
- 日程第13 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第28号  
平成23年度田布施町歳入歳出決算の認定について(委員長報告)
- 日程第3 議案第29号  
平成24年度田布施町一般会計補正予算(第2号)議定について

- (委員長報告)
- 日程第4 議案第30号  
平成24年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第5 議案第31号  
平成24年度田布施町下水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第6 議案第32号  
平成24年度田布施町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について  
(委員長報告)
- 日程第7 議案第33号  
田布施町防災会議条例等の一部を改正する条例(委員長報告)
- 日程第8 議案第34号  
田布施・平生水道企業団規約の変更について(委員長報告)
- 日程第9 議案第35号  
町有林野の貸付けについて(委員長報告)
- 日程第10 議案第36号  
固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第37号  
教育委員会委員の任命について
- 日程第12 閉会中の継続調査について
- 日程第13 議員派遣について

---

出席議員(13名)

1番	林山 健二議員	2番	西本 敦夫議員
3番	藤山 巖議員	4番	畠中 孝議員
5番	向井 恒夫議員	6番	國永美恵子議員
7番	高川 喜彦議員	8番	清神 清議員
9番	木本 睦博議員	10番	河内 賀寿議員
11番	岡崎南海子議員	12番	石田 修一議員
13番	谷村 善彦議員		

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 中田 正美君

書記 岸井 孝之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	長信 正治君	副 町 長	富田 辰也君
教 育 長	尾崎 龍彦君	総務課長	東 浩二君
企画財政課長	西本 重貴君	税務課長	岡本 正君
町民福祉課長	田縁 和明君	建設課長	川添 俊樹君
経済課長	落合 祥二君	健康保険課長	猪股 勝美君
学校教育課長	田中 章君	社会教育課長	岡本 憲一君
会計室長	徳元 淳良君	収納対策室長	藤井 正彦君
給食センター所長	中野 哲朗君		

---

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（谷村 善彦議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（谷村 善彦議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、清神清議員、木本睦博議員を指名いたします。

---

**日程第2. 議案第28号**

**日程第3. 議案第29号**

**日程第4. 議案第30号**

**日程第5. 議案第31号**

**日程第6. 議案第32号**

**日程第7. 議案第33号**

**日程第8. 議案第34号**

**日程第9. 議案第35号**

○議長（谷村 善彦議員） 日程第2、議案第28号平成23年度田布施町歳入歳出決算の認定についてから、日程第9、議案第35号町有林野の貸付けについてまで、8件を一括議題といたします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。石田決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（石田 修一議員） おはようございます。決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る9月11日本会議において、当委員会に付託されました議案第28号について、9月13日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案について執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、賛成

多数で議案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（谷村 善彦議員） 続きまして、石田総務文教委員長。

○総務文教委員長（石田 修一議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議において、当委員会に付託されました議案第29号及び議案第33号の議案2件について、9月20日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案2件については、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第29号及び議案第33号につきましては、全会一致で議案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（谷村 善彦議員） 次に、清神経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（清神 清議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る9月11日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案30号、議案31号、議案32号、議案34号及び議案35号の議案5件について、9月18日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案5件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおりです。議案第34号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものです。議案30号、議案31号、議案32号、議案35号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（谷村 善彦議員） これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第28号から議案第35号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第28号平成23年度田布施町歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。議案第28号に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷村 善彦議員） 起立多数です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第29号平成24年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定についてから、議案第33号田布施町防災会議条例等の一部を改正する条例まで5件を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第29号から議案第33号まで、5件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号田布施・平生水道企業団規約の変更についてを採決いたします。

議案第34号に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷村 善彦議員） 起立多数です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第35号町有林野の貸付けについてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第10. 議案第36号**

**日程第11. 議案第37号**

- 議長（谷村 善彦議員） 日程第10、議案第36号固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第11、議案第37号教育委員会委員の任命についての2件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。長信町長。

- 町長（長信 正治君） それでは提案理由を申し上げます。

議案第36号及び第37号は人事案件に関するものであります。

議案第36号は、田布施町固定資産評価審査委員会委員 加藤一生氏の任期が本年9月末をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

加藤氏は人格及び識見にすぐれ、委員として適任と考え、提案するものであります。

次に、議案第37号は、教育委員会委員の任命についてであります。本案は、教育委員の尾崎龍彦氏及び高橋邦子氏の任期が本年9月末をもって満了することに伴い、引き続き両氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

尾崎氏は平成19年4月から教育委員会委員をお願いし、同時に教育委員会教育長としての重責を果たされてきました。その実績は極めて高いものがあり、適任と考え、引き続き教育委員をお願いしようとするものであります。

同じく高橋氏は3男2女の母親として立派に子育てを行なわれるなか、平成13年4月から現在まで城南小学校において、本の読み聞かせ会の絵本堂のメンバーとして活躍されるなど、学校及び児童・生徒の教育にも精通されており、平成20年10月から教育委員会委員として活躍されており、引き続き教育委員をお願いいたしたく提案するものであります。なお、平成19年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により第4条第4項の規定が加わり、委員の選任があった場合、委員の任命に当たっては、保護者である者が含まれるようにしなければならぬと改正されましたが、これにも該当いたしております。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議を承り、どうぞ同意いただきますようお願いいたします。

- 議長（谷村 善彦議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第36号、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。議案第37号、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（谷村 善彦議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第36号及び議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号及び議案第37号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。議案第36号及び議案第37号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第36号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第37号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷村 善彦議員） 起立全員です。したがって、議案第37号は同意することに決定しました。

---

### 日程第12. 閉会中の継続調査について

○議長（谷村 善彦議員） 日程第12、閉会中の継続調査についてを議題といたします。経済厚生委員長より、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。経済厚生委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。したがって、経済厚生委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第13. 議員派遣について

○議長（谷村 善彦議員） 日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付しました議員派遣についてのとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣をすることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま議員派遣は決定されましたが、後日日程等の変更がある場合は、変更の決定について議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷村 善彦議員） 異議なしと認めます。よって、日程等の変更の決定は議長に委任されました。

---

○議長（谷村 善彦議員） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じます。

平成24年第4回田布施町議会定例会を閉会いたします。

（ベル）

午前9時17分閉会

---



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 谷村 善彦

署名議員 清神 清

署名議員 木本 睦博